

高崎市中心市街地活性化基本計画

令和2年4月

令和2年3月30日認定

令和5年3月13日変更

令和5年8月30日変更

高崎市

目次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 高崎市の概況	1
(1) 高崎市の位置、地勢・気候	1
(2) 高崎市全体及び中心市街地の沿革	1
[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析	5
(1) 人口動態に関する動向	5
(2) 土地利用、公共公益施設に関する状況	10
(3) 商業・賑わいに関する状況	13
(4) 公共交通等に関する状況	21
[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析	24
(1) 中心市街地活性化に関する市民意向	24
[4] これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証	26
(1) 第2期基本計画の概要	26
(2) 事業の進捗状況	26
(3) 目標指標の達成状況	27
[5] 中心市街地活性化の課題	28
[6] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）	29
2. 中心市街地の位置及び区域	31
[1] 位置	31
[2] 区域	32
[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明	33
3. 中心市街地の活性化の目標	37
(1) 中心市街地活性化の目標	37
(2) 目標指標の設定の考え方	38
(3) 数値目標の設定	42
(4) 数値目標のまとめ	51
(5) フォローアップの時期と方法	52
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	53
[1] 市街地の整備改善の必要性	53
[2] 具体的事業の内容	54
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業	54
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	54
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	54
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	55
(4) 国の支援措置がないその他の事業	56

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	57
[1] 都市福利施設の整備の必要性	57
[2] 具体的事業の内容	58
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業	58
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	58
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	58
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	58
(4) 国の支援措置がないその他の事業	58
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項	59
[1] まちなか居住の推進の必要性	59
[2] 具体的事業の内容	60
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業	60
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	60
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	60
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	60
(4) 国の支援措置がないその他の事業	61
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	63
[1] 経済活力の向上の必要性	63
[2] 具体的事業の内容	64
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業	64
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	64
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	73
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	73
(4) 国の支援措置がないその他の事業	75
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	78
[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性	78
[2] 具体的事業の内容	79
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業	79
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	79
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	79
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	79
(4) 国の支援措置がないその他の事業	79
■ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	81
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	82
(1) 市町村の推進体制の整備等	82
(2) 中心市街地活性化協議会に関する事項	83
(3) 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	88
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	91

(1) 都市機能の集積の促進の考え方.....	91
(2) 都市計画手法の活用.....	91
(3) 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	94
(4) 都市機能の集積のための事業等.....	95
11. その他中心市街地の活性化に資する事項.....	96
(1) 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項.....	96
(2) 都市計画等との調和.....	96
12. 認定基準に適合していることの説明	99

- 基本計画の名称：高崎市中心市街地活性化基本計画（第3期）
- 策定主体：群馬県高崎市
- 計画期間：令和2年4月から令和7年3月まで（5年）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 高崎市の概況

(1) 高崎市の位置、地勢・気候

高崎市は、関東平野の北端、群馬県の中西部に位置し、県庁所在都市・前橋市に隣接する人口約37.3万人の中核市です。平成の大合併で誕生した現在の市域面積は約460㎓に及んでいます。

南東部は関東平野の一部を形成する平坦な地形である一方、北西部は緩やかな丘陵地形や自然豊かな山々に囲まれた山間地形を有しています。内陸に位置する高崎市の気候は、都市部では太平洋沿岸気候で降水量は少ないのに対し、南海上からの暖湿流の影響を受けやすい北西部地域では降水量が多くなっています。

■高崎市位置図



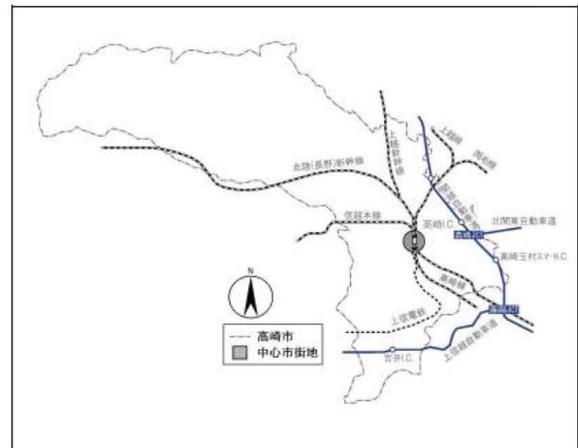
(2) 高崎市全体及び中心市街地の沿革

本市は、1598（慶長3）年、現在の高松町に高崎城が築かれ、城下町として、また、生糸などの交易が活発な商都として発展してきました。

近代に入ってから、鉄道や道路の結節点として商業都市の性格が強まり、1960年代に入ると中心市街地に百貨店が立地するなど、商業集積が進みました。こうしたなか、中心市街地は、田町から鞆町、連雀町へと拡大していき、複数の町で一大商業地を集積しました。

本市の歴史や伝統の下に形成された中心市街地の人口は、昭和30年の時点で市全体の約1/3を占め、大きな賑わいを見せました。昭和57年に上越新幹線、平成9年に北陸新幹線（高崎・長野間）が開通し、高崎駅周辺の土地区画整理事業や市街地再開発事業などが進捗したことで、現在では、八島町を中心とした高崎駅西口周辺に商業の中心が移ってきています。

■中心市街地の位置



【城下町の名残】

高崎の都市としての起源は、1598年（慶長3年）、徳川四天王の一人、井伊直政が、中山道の整備によって交通の要衝となった和田の地に、箕輪から城を移し、地名を高崎と改めたことに始まります。城下町としての伝統をもつ中心市街地には、高崎城や高崎藩にまつわる文化財として、乾櫓、東門、土塁やお濠をはじめ、高崎公園のはくもくれん、大信寺の徳川忠信の墓などがあります。

また、当時の商人、職人たちが住んでいた連雀町、鍛冶町、鞆町、檜物町といった町名が現存し、数が少ないながらも江戸時代から営まれている商家の蔵なども残り、町割りや通りも存在するなど、往時の様子を偲ぶことができます。



高崎城址（乾櫓）

【音楽のある街】

1945（昭和20）年、戦後の荒廃期に、日本の地方管弦楽団の草分け的存在である高崎市民オーケストラが創設されました。現在では、群馬交響楽団として、国内に留まらず、海外の音楽祭からも招待を受けるなど、活動の範囲を広げています。1961（昭和36）年には、音楽に対する市民の気運の高さを背景に、世界的な建築家、アントニン・レーモンド氏が設計した群馬音楽センターが完成し、長年にわたり多くの市民から愛着をもって親しまれてきました。さらに、2019年（令和元年）には、高崎駅東口に上信越と北関東を代表する音楽と舞台芸術の殿堂として高崎芸術劇場が開館し、新たな鑑賞と創造の場が生まれています。このほか、高崎音楽祭や高崎マーチングフェスティバルなど、音楽に関連したイベントが数多く開催されています。また、シンフォニーホールやタゴスタジオなどレッスンやレコーディング等ができる音楽環境も整っています。全国的に有名なロックバンドを輩出したことや、クラシック、ロック、邦楽など、幅広いジャンルのイベントが盛んであることから、本市は、老若男女を問わず「音楽のある街」として認知されています。



群馬音楽センター



群馬交響楽団

【賑わいのあるイベントや文化活動】

本市では、市民が参加し楽しむことを目的とした「高崎まつり」や「高崎えびす講市」、高崎ならではの視点で選定した映画の祭典「高崎映画祭」など、多くのまつりやイベントが開催されており、これらは本市独自の個性的な芸術を創り上げています。

また、中心市街地には、気軽に芸術に触れることのできる施設が多数あります。美術館では、高崎市にゆかりのある作家のコレクションに親しむことができ、タワー美術館では、近現代の日本画の作品を中心に鑑賞できます。

さらに、市民の創作意欲の向上に資する発表の場として高崎シティギャラリーがあり、日常的に芸術と触れ合える環境が整っています。



高崎まつり

【新たなスポーツの拠点】

本市では、高崎駅東口の中央体育館の老朽化に伴い、新たに2017（平成29）年に国際級の規模を誇る体育館「高崎アリーナ」が駅西口に開館しました。市民のスポーツ利用だけでなく、体操、新体操をはじめ様々なスポーツ競技の国際大会、全国大会等が開催され、それらの大会を観戦するために、市内外から多くの人々が訪れ、本市の新たなスポーツの拠点となっており、まちの賑わいの創出にも大きく貢献しています。



高崎アリーナ

【都市ブランド】

本市には、全国的に有名な「高崎だるま」があります。1993（平成5）年に群馬県ふるさと伝統工芸品に指定され、2006（平成18）年に特許庁が創設した地域団体商標制度で県内初となる商標登録を受けています。毎年1月には「高崎だるま市」が開催され、市内外から福を求めて訪れる多くの人で賑わいます。

また、高崎は小麦の産地でもあることから、「高崎うどん」や「パスタ」は多くの市民に親しまれています。中心市街地にも多くの店舗が立地しており、高崎の粉文化を牽引しています。



高崎だるま

【社会資本と産業資源】

本市の中心市街地には、上越・北陸新幹線をはじめ、JR 在来線や上信電鉄が乗り入れる高崎駅があります。高崎駅は 2018（平成 30）年時点で、1 日約 3.2 万人の乗客があり、乗降客では約 6.5 万人が行き交う、県内随一のターミナル駅で、郊外の大学や企業へ向かう通勤通学の発着点ともなっています。駅の利便性が良いことが、学生や雇用の増加に繋がり、市全体の活力を向上させる結果になっています。駅の中には、商業や飲食など様々な施設があり、活気に満ちています。高崎駅の東西では、土地区画整理事業が進捗し、市街地再開発事業とともに都市基盤の向上に大きく貢献しました。市街地再開発事業は、全国でも高水準にあり、現在の都市の基礎をつくりました。

また、高崎駅西口には、モンレーや高島屋、スズランがあり、東口にはヤマダ電機（LABI1 高崎）が立地しています。さらに、2017（平成 29）年には高崎オーパが開業し、これらの大型商業施設と商店街を中心に形成される商業地は、北関東でもトップクラスの集積を誇っています。

さらに、中心市街地には、柳川町をはじめとする飲食の集積地が複数あり、業務系と飲食系が融和したまちとなっています。



JR 高崎駅コンコース

【景観資源】

中心市街地西側に広がる城址地区には、高崎城の面影を今に伝えるお濠が現存しています。春には、このお濠の土塁に植えられている桜が見事な花を咲かせ、市民の心を和ませています。この辺りには、高崎公園や城址公園、もてなし広場などがあり、貴重な文化資産の群馬音楽センターと景観が調和しています。

また、中心市街地の北側は、蔵や商家、路地などが残っており、宿場町として栄えた足跡を感じとることができます。

一方、高崎駅の東西では、複数の大型商業ビルやホテル、業務ビルやマンションなど、中高層の建物が立ち並び、都会的風景が形成されています。このビルの合間には、アントニン・レーモンドの私邸を参考に建てられた「旧井上房一郎邸」があり、喧騒と静けさ、両面を兼ね備えた貴重な地区になっています。また、高崎駅と市役所を結ぶシンフォニーロードは、電線類が地中化されるとともに歩道が整備され、緑豊かな街路樹が季節を感じさせてくれる中心市街地の主要な景観軸となっています。



城址地区の桜

[2]地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

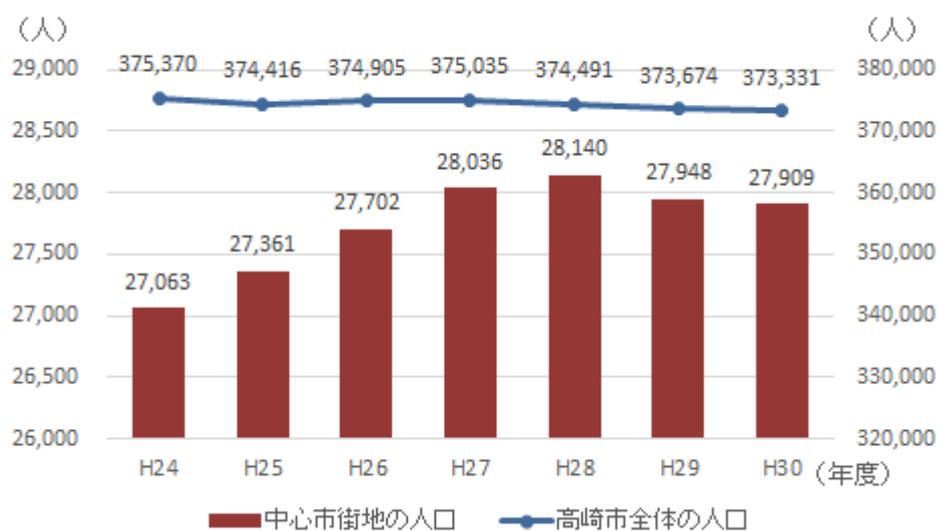
(1) 人口動態に関する動向

①高崎市及び中心市街地の人口の状況

高崎市全体の人口は、平成24年度から平成30年度にかけてほぼ横ばいの状況にあります。中心市街地の人口は、平成24年度から平成28年度にかけて増加傾向にありましたが、平成29年度に減少に転じています。

高崎市全体に占める中心市街地の人口の割合は、平成30年度に7.5%となっており、6年前の平成24年度と比較して0.3%上昇しています。

■高崎市及び中心市街地の人口推移



(資料：住民基本台帳、各年度3月31日現在)

■人口増減の割合（平成24年度～平成30年度）

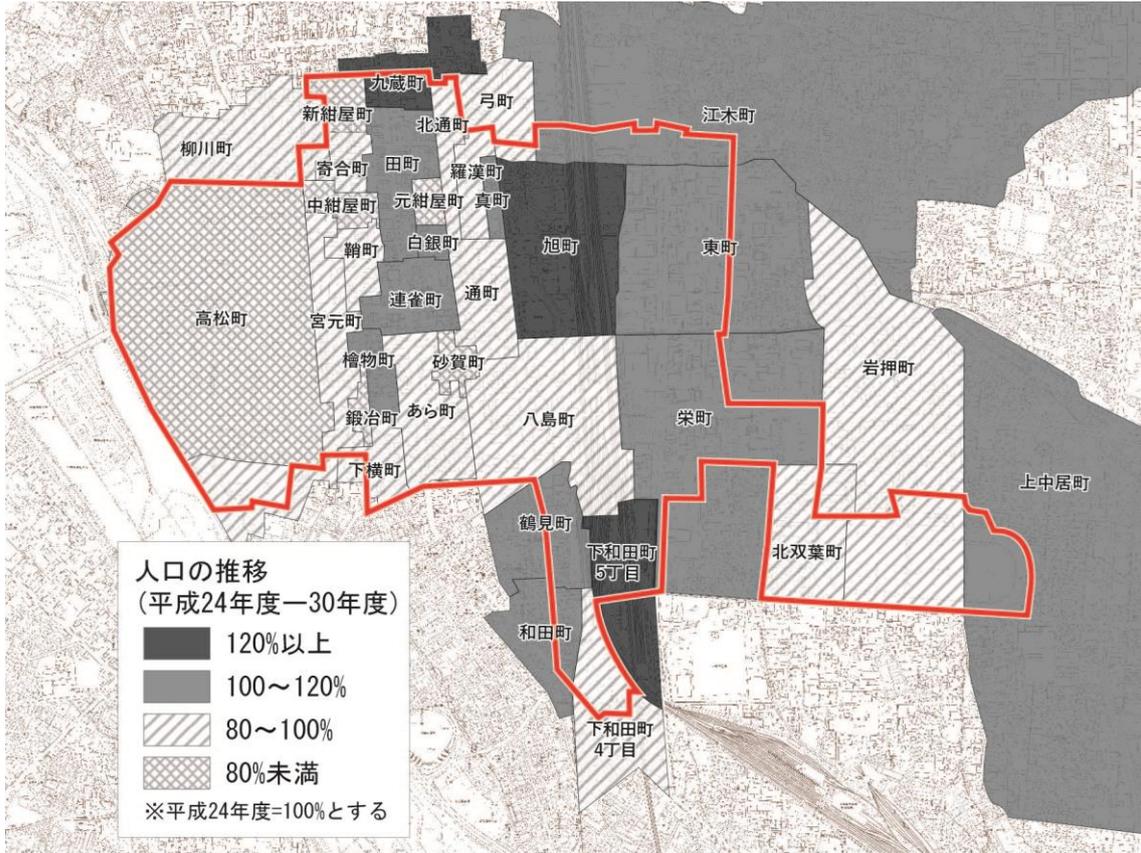
	H24年度	H30年度	増減
a. 市全体	375,370人	373,331人	▲2,039人
b. 中心市街地	27,063人	27,909人	846人
市全体に占める割合 (b/a)	7.2%	7.5%	0.3%

(資料：住民基本台帳)

中心市街地の町単位で人口増減を見ると、高崎駅北側の旭町や九蔵町、東町などで増加しており、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの都市基盤整備が進捗したことにより、マンション建設が進んだことが要因として挙げられます。

一方、人口減少が進む町は、新紺屋町、中紺屋町、元紺屋町、砂賀町、鍛冶町で、中心商店街を取り巻くように点在していることが分かります。

■ 中心市街地の人口増減の割合（平成 24 年度から平成 30 年度）

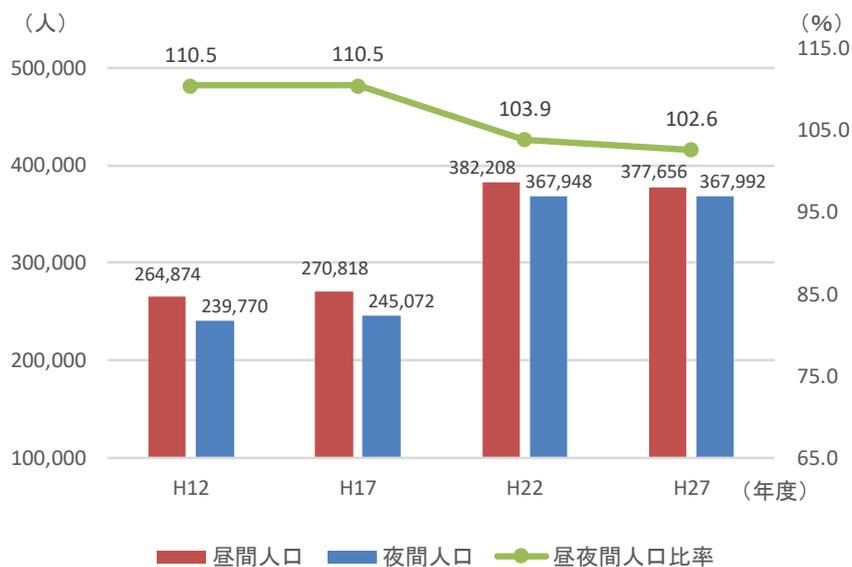


(資料：住民基本台帳)

② 高崎市の昼夜間人口の状況

国勢調査に基づく高崎市の昼夜間人口の推移を見ると、最新値である平成 27 年度の昼間人口は 377,656 人、夜間人口 367,992 人であり、昼夜間人口比率が 102.6%となっています。隣接する市町村から多くの人が高崎市内に通勤通学していることが分かります。

■ 高崎市の昼夜間人口の推移



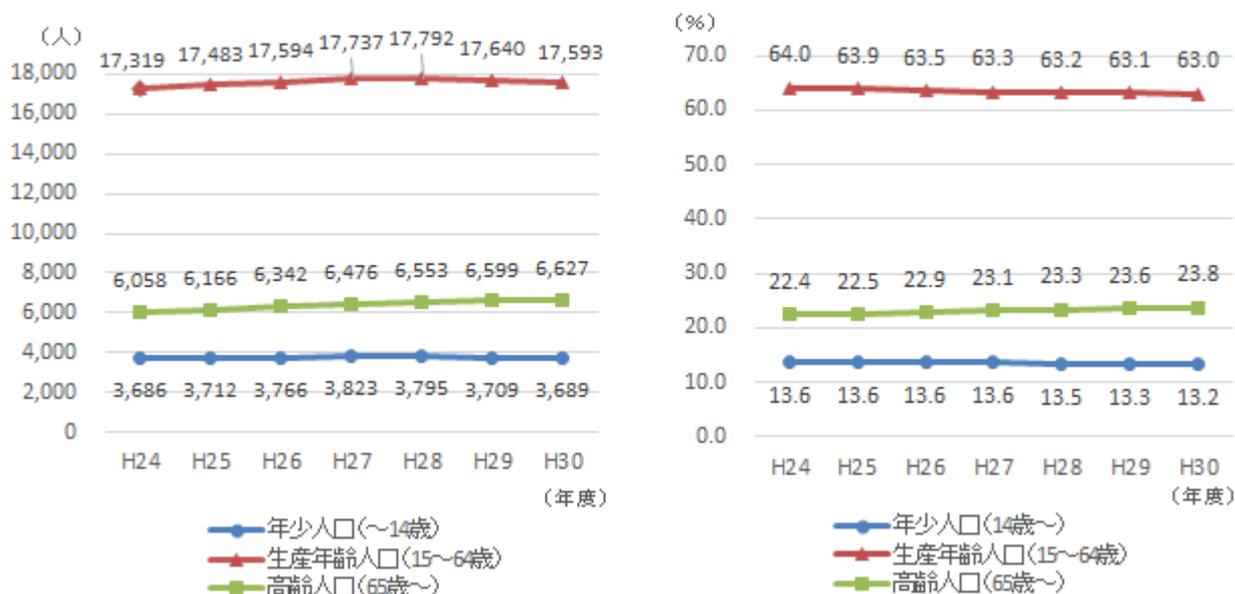
(資料：国勢調査、各年度 10 月 1 日現在)

③中心市街地の年齢3区分別人口の状況

中心市街地では、高齢人口（65歳～）が増加していくなか、年少人口（～15歳）・生産年齢人口（15～64歳）は停滞・微減傾向にあります。

平成24年度から平成30年度まで7年間の人口の推移を見ると、いずれの年齢区分においても人口が増加していますが、特に高齢人口が569人の増加と多くなっています。また構成割合についても、高齢人口が1.4%の増加となっており、高齢化の進行が見て取れます。

■中心市街地の年齢3区分別人口及び構成割合の推移



(資料：住民基本台帳、各年度3月31日現在)

■中心市街地の年齢3区分別人口の比較

	H24年度	H30年度	増減
年少人口（～14歳）	3,686人	3,689人	3人
生産年齢人口（15～64歳）	17,319人	17,593人	274人
高齢人口（65歳～）	6,058人	6,627人	569人
合計	27,063人	27,909人	846人

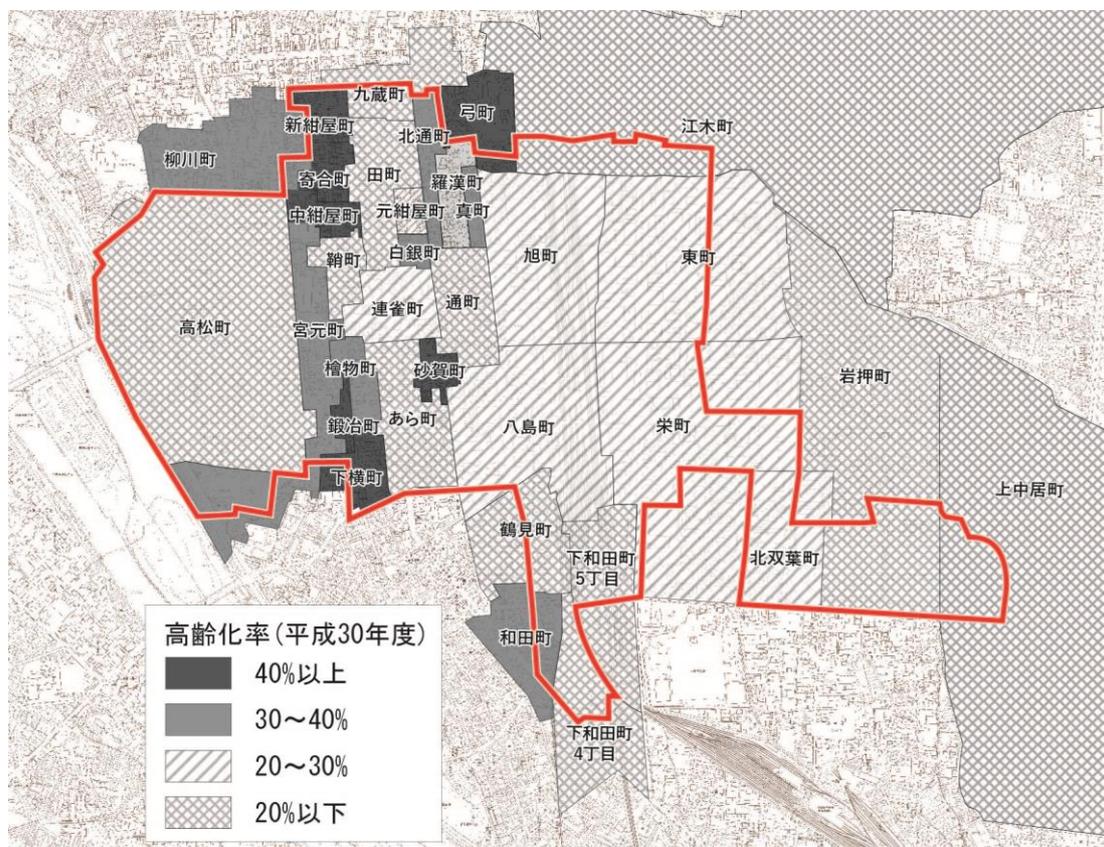
(構成割合)

	H24年度	H30年度	増減
年少人口（～14歳）	13.6%	13.2%	▲0.4%
生産年齢人口（15～64歳）	64.0%	63.0%	▲1.0%
高齢人口（65歳～）	22.4%	23.8%	1.4%
合計	100%	100%	-

(資料：住民基本台帳)

中心市街地の町単位で高齢化率をみると、新紺屋町、寄合町、中紺屋町、弓町、砂賀町、鍛冶町、下横町において、特に高齢化率が高くなっています。

■町別高齢化率（平成30年度）



（資料：住民基本台帳）

④高崎市及び中心市街地の世帯数及び一世帯当たりの人員の状況

高崎市及び中心市街地の世帯数はともに増加傾向にあり、高崎市全体に占める中心市街地の世帯数の割合（シェア率）は、平成30年度では8.2%と平成24年度に比べて0.2%増加しています。

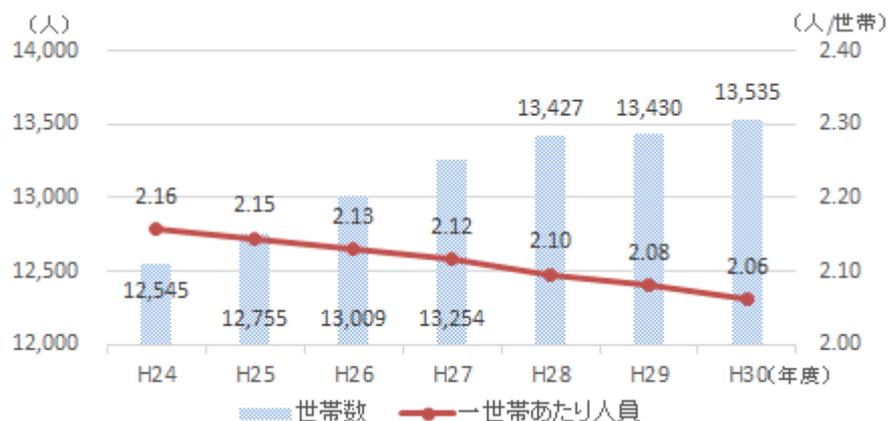
一世帯あたり人員は、高崎市、中心市街地ともに減少傾向にあります。中心市街地は高崎市全体と比較して、一世帯あたり人員が少なく、平成30年度には2.06人と2人世帯に近づいて行っています。

■高崎市の世帯数及び一世帯あたり人員の推移



（資料：住民基本台帳）

■ 中心市街地の世帯数及び一世帯あたり人員の推移



(資料：住民基本台帳)

■ 高崎市の世帯数及び一世帯あたり人員の推移

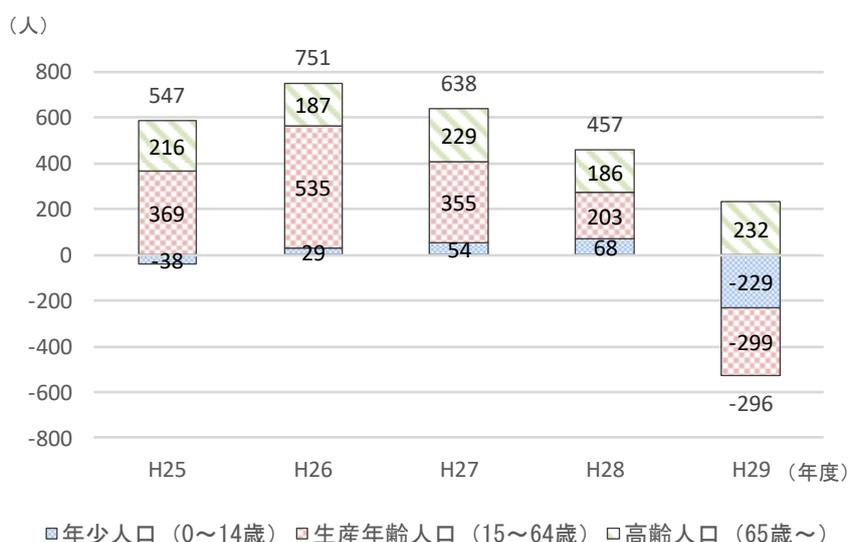
		H24 年度	H30 年度	増減
世帯数	a. 高崎市	155,079 世帯	164,963 世帯	9,884 世帯 (6.4%)
	b. 中心市街地	12,545 世帯	13,535 世帯	990 世帯 (7.9%)
	c. シェア率 (b/a)	8.0%	8.2%	0.2%
世帯人員	d. 高崎市	2.42 人/世帯	2.26 人/世帯	▲0.16 人/世帯 (▲6.6%)
	e. 中心市街地	2.16 人/世帯	2.06 人/世帯	▲0.10 人/世帯 (▲4.6%)

(資料：住民基本台帳)

⑤ 高崎市の年齢階級別純移動数の状況

高崎市の年齢階級別純移動数（年齢別社会増減数）の推移を見ると、平成 25 年度から平成 28 年度まではほぼすべての年齢階級においても社会増にありましたが、平成 29 年度から年少人口、生産年齢人口が社会減に転じ、全体としても-296 人の社会減に転じています。

■ 高崎市の年齢階級別純移動数の推移



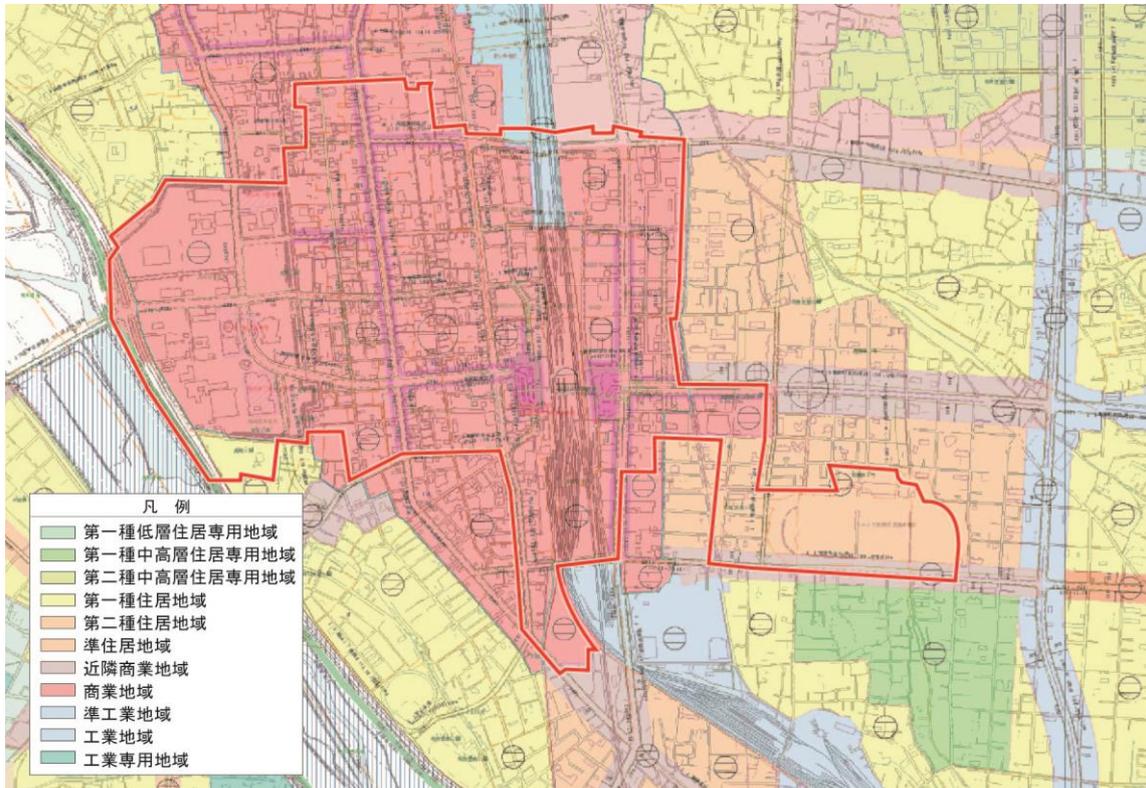
(資料：総務省「住民基本台帳移動報告」地域経済分析システム (RESAS))

(2) 土地利用、公共公益施設に関する状況

①都市構造の状況

中心市街地では、高崎駅を中心に商業地が形成され、それを取り囲むように住宅地が広がっています。一部の鉄道沿線地域には、工業地域も見られます。

■用途地域図



(資料：まっぷ de たかさき、令和元年6月現在)

②公示地価の動向

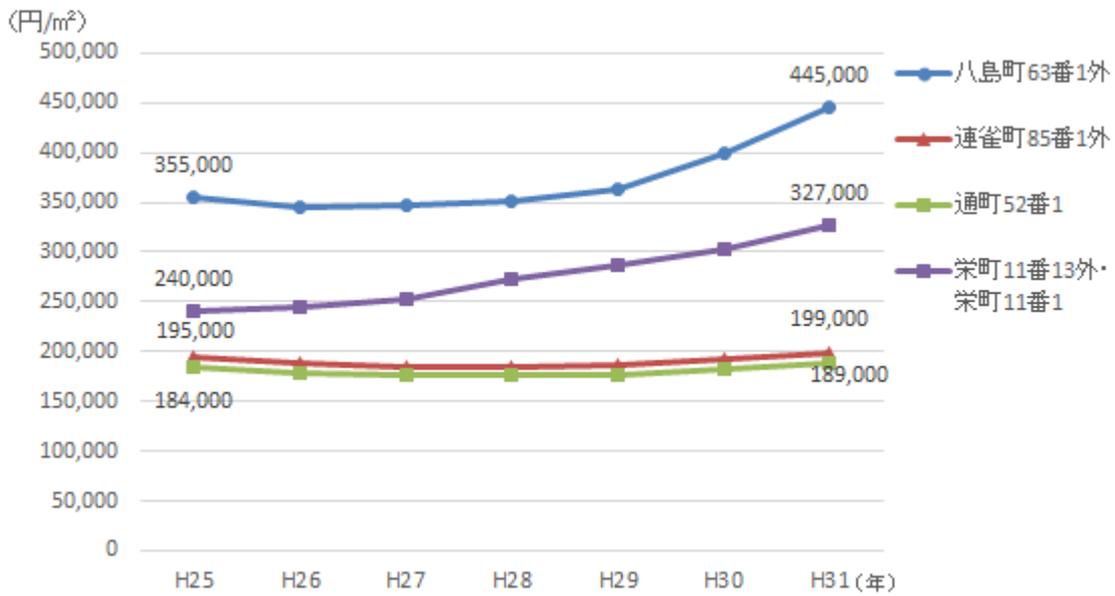
中心市街地の公示地価の動向を見ると、高崎駅周辺の商業地では大きく上昇しています。一方、中心商店街は平成28年から微増傾向にあります。

中心市街地の住宅地も微増傾向にあります。

■中心市街地の公示地価地点

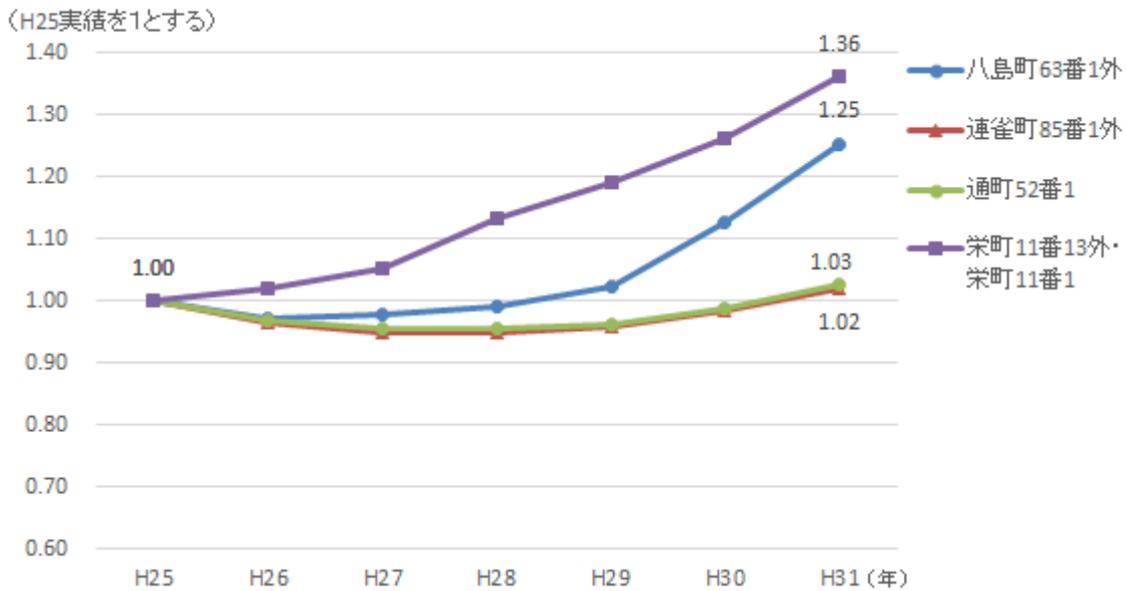


■ 中心市街地の公示地価の推移



(資料：国土交通省地価公示、※H27までは栄町11番13外・以降は11番1での公示地価)

■ 平成25年を基準にした場合の公示地価の割合



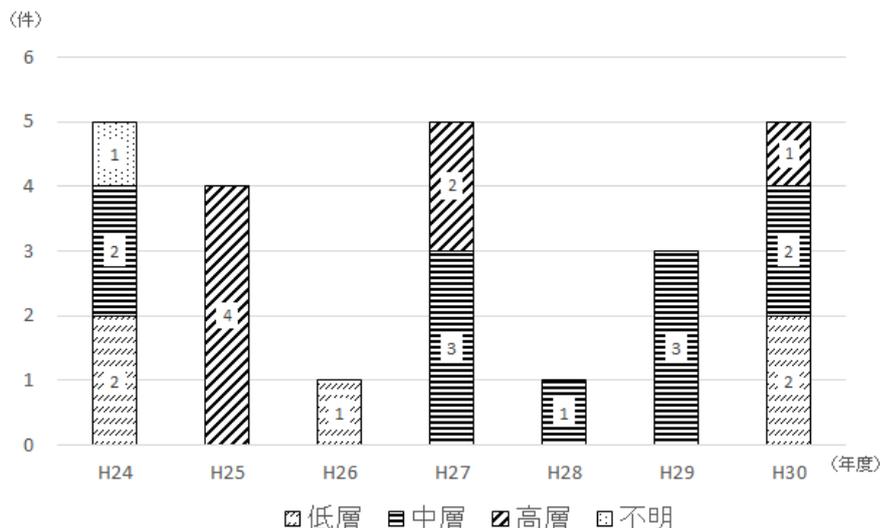
③共同住宅の建築確認申請件数の状況

中心市街地における共同住宅の供給推移を建築確認申請ベースで見ると、過去7年間で24件あります。年平均3.4件の共同住宅が建設されています。

階数別の申請件数を見ると、中層及び高層の共同住宅の割合が高くなっています。

■共同住宅の申請確認件数の推移

(低層：2階建て以下、中層：3階～5階建て、高層：6階建て以上)



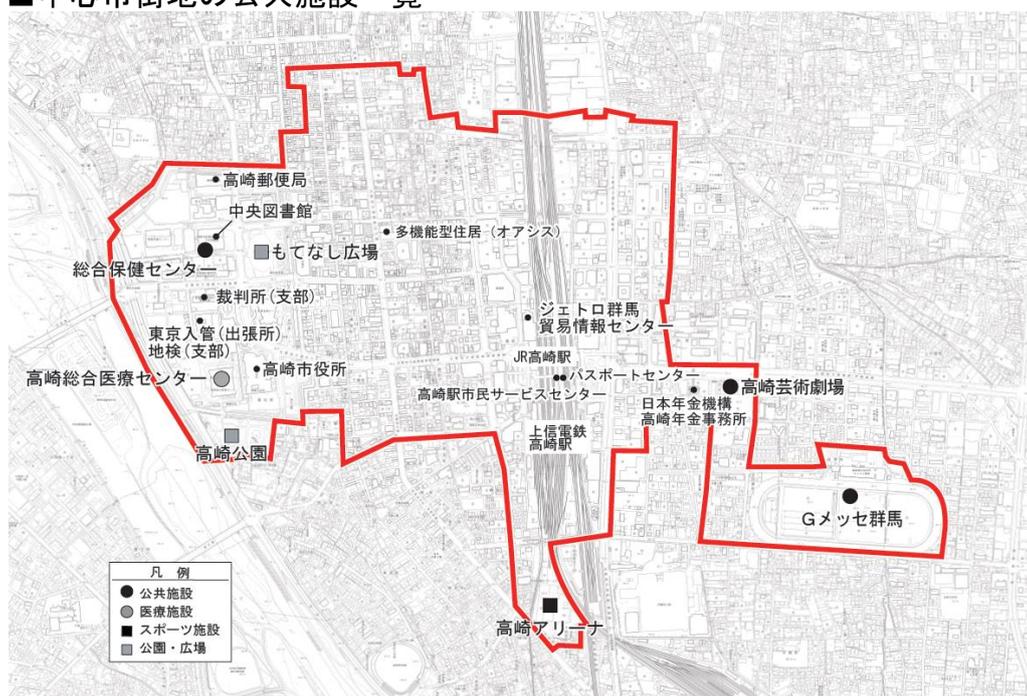
(資料：高崎市：建築確認申請)

④公共関連施設の状況

中心市街地における主な公共関連施設は、高松町を中心に立地しており、市役所、総合保健センター、中央図書館や、群馬音楽センターなど、さまざまな行政・文化機能が集積しています。

高崎駅東側には高崎芸術劇場、Gメッセ群馬、南側には高崎アリーナが立地しています。

■中心市街地の公共施設一覧



(3) 商業・賑わいに関する状況

①小売業の店舗数の状況

小売業の店舗数の推移を見ると、高崎市全体、中心市街地ともに、平成19年度から平成26年度にかけて減少しましたが、その後回復傾向にあります。

■小売業の店舗数の推移



(資料：経済センサス、商業統計調査)

②小売業の従業者数の状況

小売業の従業者の推移を見ると、店舗数の推移と同様に、高崎市全体、中心市街地ともに平成19年度から平成26年度に減少しましたが、平成26年度から平成28年度にかけては増加に転じています。

■小売業の従業者数の推移



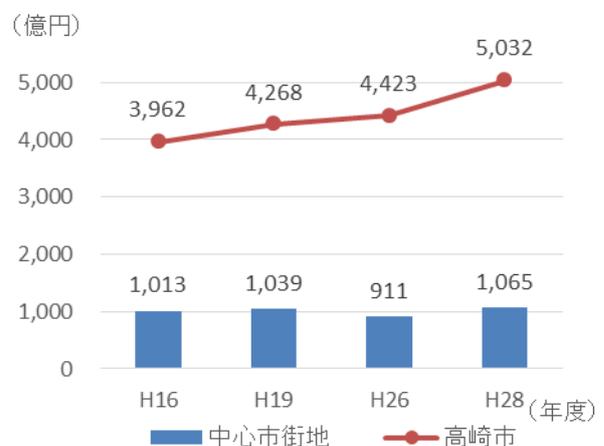
(資料：経済センサス、商業統計調査)

③小売業年間商品販売額の状況

小売業年間商品販売額の推移を見ると、中心市街地は平成26年度に減少したものの、その後増加に転じています。

高崎市全体は増加傾向にあります。

■小売業年間商品販売額の推移

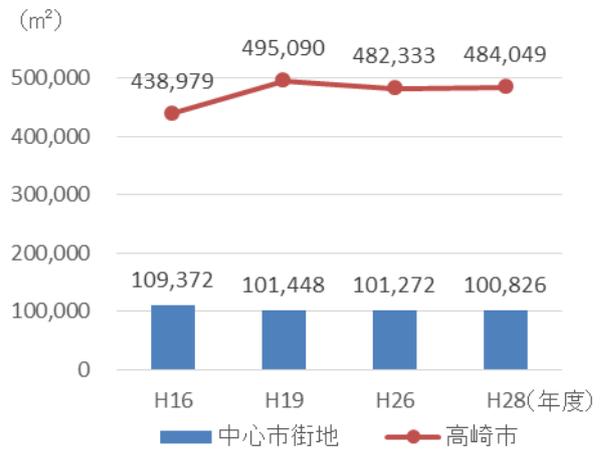


(資料：経済センサス、商業統計調査)

④小売業の店舗の売場面積の状況

小売業の店舗の売場面積の推移を見ると、高崎市全体の面積は高止まり傾向にあります。中心市街地は微減傾向にあります。

■小売売り場面積の推移

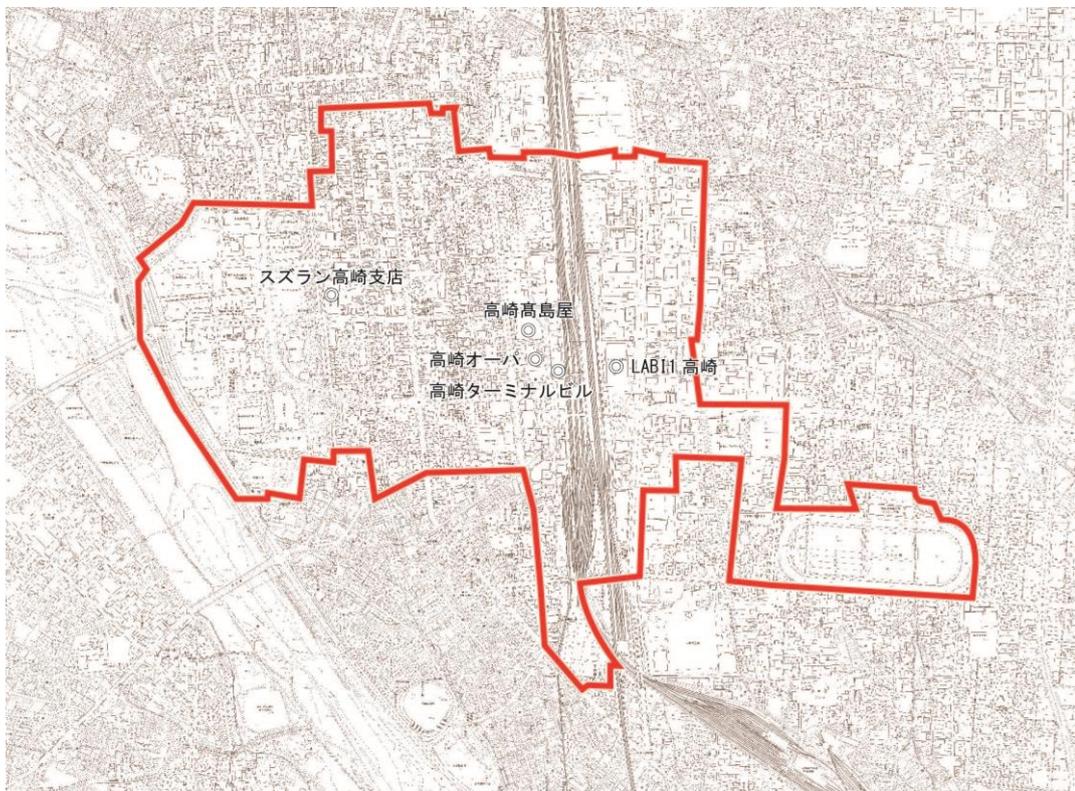


(資料：経済センサス、商業統計調査)

⑤大規模小売店舗の状況

高崎市には店舗面積が 5,000 m²以上の大規模小売店舗が 19 店舗あり、そのうち 5 店舗が中心市街地に立地しています。

■中心市街地における大規模小売店舗位置図



■5,000 m²以上の大規模小売店舗の一覧

No.	店舗名	所在地	開店年月	店舗面積 (m ²)	主な小売業者
1	スズラン高崎支店	宮元町	S43.11	20,233	スズラン
2	ホームマートセキチュー高崎店	飯塚町	S51.11	5,326	セキチュー
3	高崎高島屋	旭町	S52.10	17,349	高崎高島屋
4	ベisia吉井店	吉井町	S56.6	5,814	ベisia
5	高崎ターミナルビル	八島町	S57.4	9,578	ニュー・クイック
6	第2ウエノハラビル	飯塚町	H6.5	5,483	ニトリ
7	高崎ショッピング広場ビル	中尾町	H7.4	11,411	カルチャー
8	ハイパーモールメルクス倉賀野	倉賀野	H8.3	13,248	ミスターマックス
9	アピタ高崎店	矢中町	H8.4	11,662	ユニー
10	はるなショッピングタウン	中里見町	H8.7	9,777	コメリ
11	セキチュー高崎矢中店	矢中町	H14.4	6,946	セキチュー
12	カワチ薬品大八木店	大八木町	H18.2	17,070	LIXILビバ
13	イオンモール高崎	棟高町	H18.10	44,370	イオンリテール
14	フェドラP&D TAKASAKI	緑町	H19.7	5,500	ヒマラヤ
15	ACTビル	江木町	H20.4	8,776	ビー・リング
16	LABI1高崎	栄町	H20.7	20,821	ヤマダ電機
17	UNICUS高崎	飯塚町	H20.11	6,550	ヤオコー
18	高崎オーパ	八島町	H29.10	約26,000	東急ハンズ
19	ニトリ高崎倉賀野店	倉賀野町	R1.9	7,383	ニトリ

(資料：群馬県大規模小売店舗名簿(令和元年6月)、群馬県産業経済部商政課)

※網掛けは中心市街地に立地する店舗。

※高崎オーパは、自治体への新設の届出が不要な「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」に立地し、上記名簿には掲載されていないため、直接当該店舗に確認した数字を掲載することとする。

⑥商店街の状況

中心市街地には、24の商店街が形成されており、加入商店数は526店となっています。商店街で行うイベントも数多くあり、活力と賑わいの向上に取り組んでいます。

商店街の空き店舗数も平成25年度に比較して、平成30年度には半数以下に減少しています。

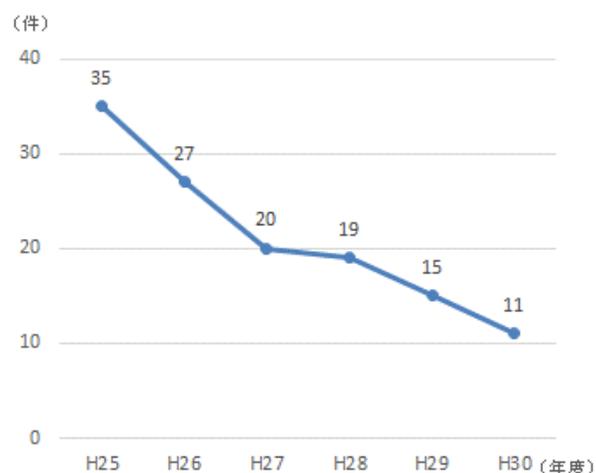
■中心市街地の商店街一覧

番号	商店街名	商店数	番号	商店街名	商店数
①	高崎駅前通り商店街振興組合	20	⑭	東一条通り商店会	16
②	高崎あら町南大通り商店街組合	27	⑮	高崎五番街	16
③	あら町繁栄会	7	⑯	高崎中央銀座商店街組合	29
④	西口中央名店街もみじ会	34	⑰	高崎銀座みゆき通り商店街組合	12
⑤	高崎レンガ通り商店街組合	30	⑱	えびす通り商店街	19
⑥	team hana hana street	35	⑲	高崎田町一丁目アーケード会	3
⑦	西口一番街商店会	32	⑳	田町繁栄会	19
⑧	下横町商工振興会	19	㉑	高崎本町商店会	32
⑨	高崎南銀座商店街振興会	33	㉒	九蔵町・本町三丁目名店街	13
⑩	商店街振興組合高崎中部名店街	60	㉓	田町三丁目共栄会	11
⑪⑫	大手前慈光通り商店街組合	24	㉔	高崎八間道路商店会	22
⑬	高崎大通り商店街組合	13		合計	526

■商店街位置図



■商店街空き店舗数の推移



(資料：高崎市商工振興課)

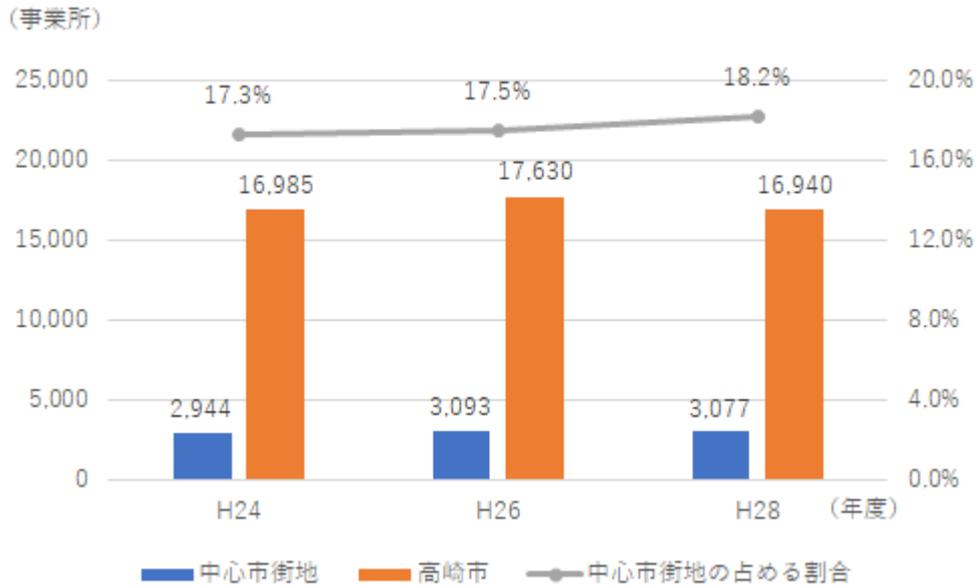
⑦事業所・従業員数の状況

高崎市における中心市街地の事業所数及びその占める割合は、平成24年度に2,944事業所、17.3%が、平成28年度には3,077事業所、18.2%となっています。

同様に従業員数の状況を見ると、平成24年度に34,445人、20.6%が、平成28年度には39,213人、22.5%となっています。

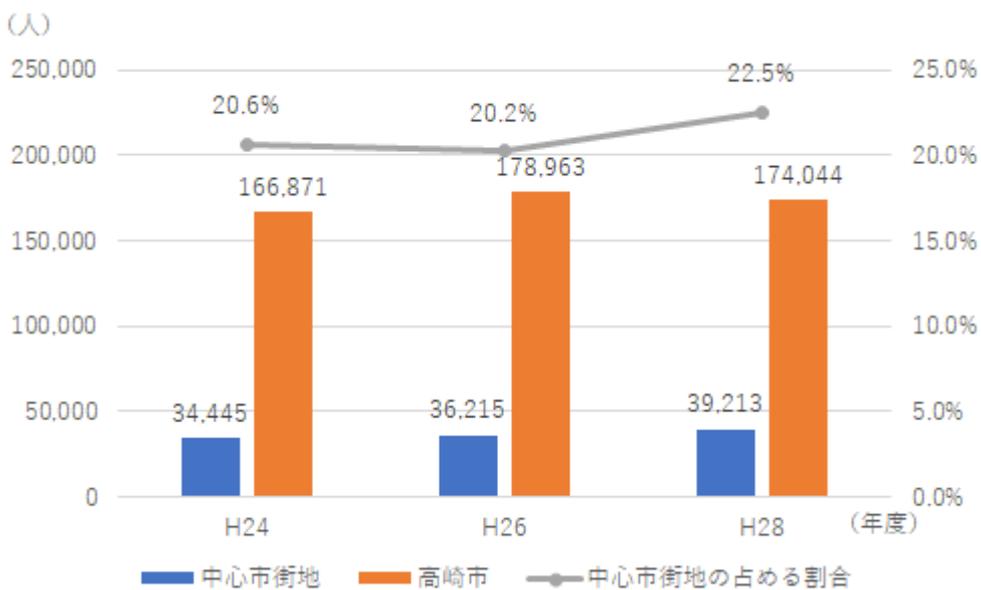
中心市街地には市の約2割前後の事業所、従業員が集積しています。

■事業所数の推移



(資料：経済センサス)

■従業員数の推移



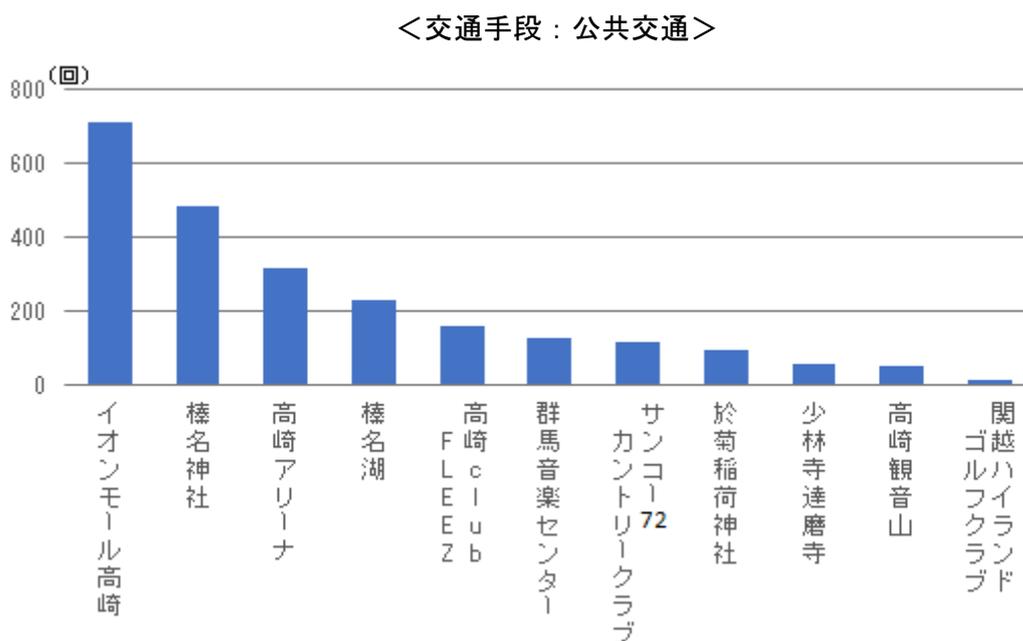
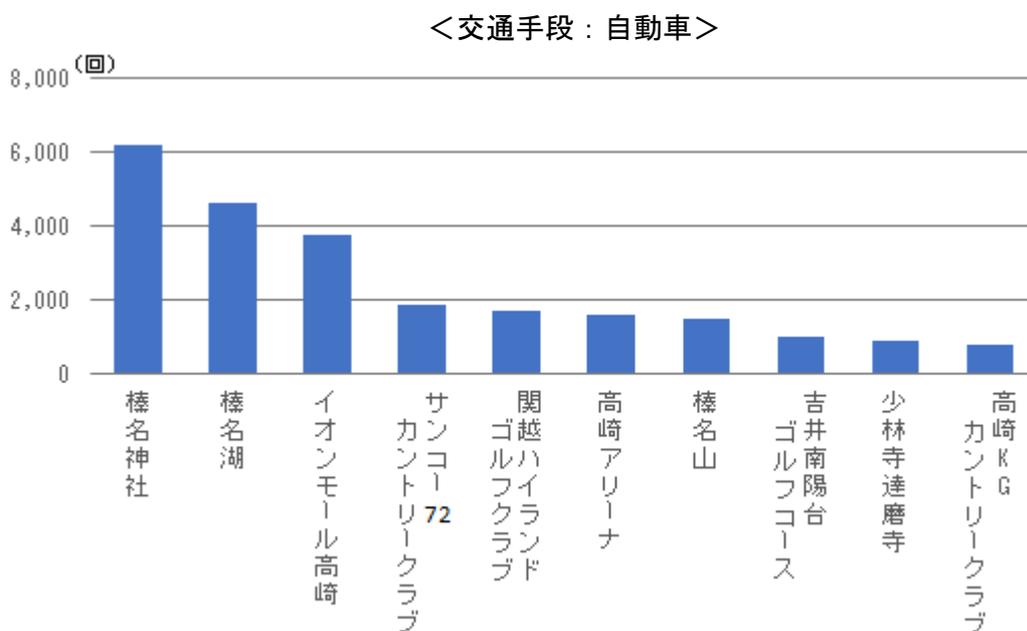
(資料：経済センサス)

⑧来訪者の目的地分析

高崎市の目的地検索ランキングにおいて、自動車利用と公共交通利用との検索回数を比較すると、自動車利用での検索回数が圧倒的に多く、市内の移動には自動車が使われることが多いと予測されます。

目的地としては、自動車利用においては榛名神社、榛名湖、榛名山など、榛名地域のレジャースポットが上位にランクインしています。一方、公共交通利用においては、高崎市で最も大きい商業施設であるイオンモール高崎が1位となっているほか、高崎アリーナや群馬音楽センターなどの公共施設が上位にランクインしているという特徴があります。

■高崎市の目的地一覧（平成30年・平日、交通手段：上：自動車、下：公共交通）



(資料：地域経済分析システム RESAS (株式会社ナビタイムジャパン「経路検索条件データ」))

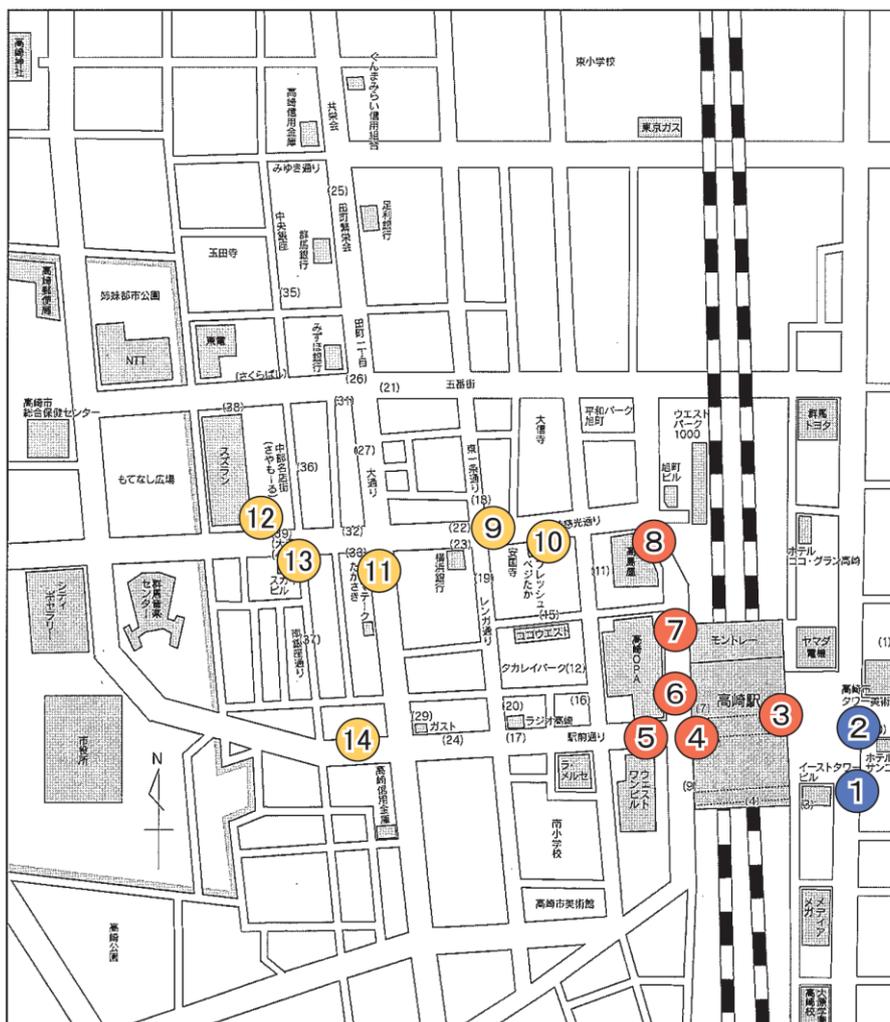
⑨歩行者・自転車通行量の推移

中心市街地全体の歩行者・自転車通行量は回復傾向にあり、この5年間に約1.5倍に増加しています。

ゾーン別の推移を見ると、高崎駅周辺ゾーンで賑わいの回復が見られる反面、中心商店街ゾーンでは、歩行者・自転車通行量が伸び悩んでいます。

今後、高崎駅東口エリアに高崎芸術劇場等の都市集客施設の整備がさらに進むことにより、歩行者・自転車通行量の増加が見込まれます。市内外からの来訪者が中心市街地を回遊するなど、高崎駅周辺ゾーン及び高崎駅東側ゾーンの活性化効果を中心商店街に波及させることが求められます。

■歩行者・自転車通行量調査（休日）における調査地点

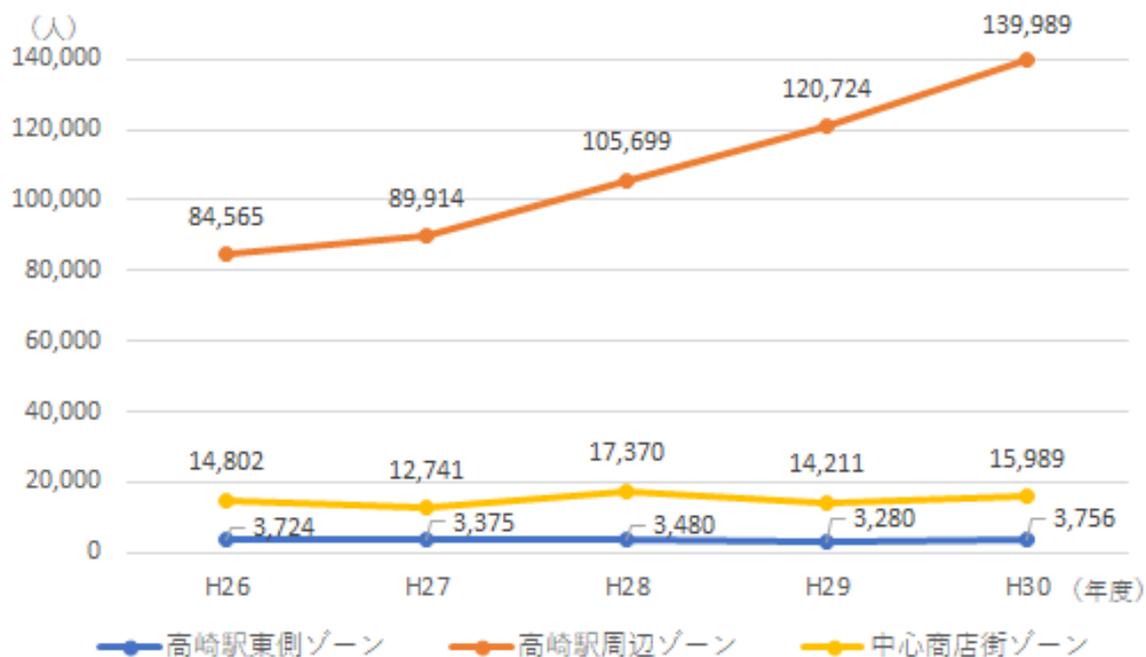


エリア	地点
高崎駅東側ゾーン	①イーストタワー東側 ②ホテルサンコー前
高崎駅周辺ゾーン	③駅東側コンコース ④駅西側コンコース ⑤ファミリーマート駅西口前 ⑥日本通運跡地前（現オーパ前） ⑦駅ビル北側入り口前 ⑧高島屋東入り口前
中心商店街ゾーン	⑨プラザホテル南側前 ⑩安国寺入り口前 ⑪チサ前 ⑫乾小児科内科医院前 ⑬H. I. S 前 ⑭高崎シンフォニーP前

■歩行者・自転車通行量の推移

(単位：人)

エリア	H26	H27	H28	H29	H30	H30年/H26年
高崎駅東側ゾーン	3,724	3,375	3,480	3,280	3,756	100.9%
高崎駅周辺ゾーン	84,565	89,914	105,699	120,724	139,989	165.5%
中心商店街ゾーン	14,802	12,741	17,370	14,211	15,989	108.0%
合計	103,091	106,030	126,549	138,215	159,734	154.9%



(4) 公共交通等に関する状況

①鉄道

高崎市は首都圏と上信越を結ぶ交通の要衝として、上越、北陸新幹線の2路線が通っているほか、JR高崎線、上越線、両毛線、信越本線、八高線が走っています。また、県西部の人々の貴重な移動手段として上信電鉄が乗り入れているなど、全国でも有数の交通拠点性を有しています。

JR高崎駅の1日平均乗客数は、県内各駅の中で最も多く、平成30年度で32,169人となっており、ここ数年は微増しています。一方、上信高崎駅の1日平均乗客数は平成30年度で2,280人と横ばい傾向です。

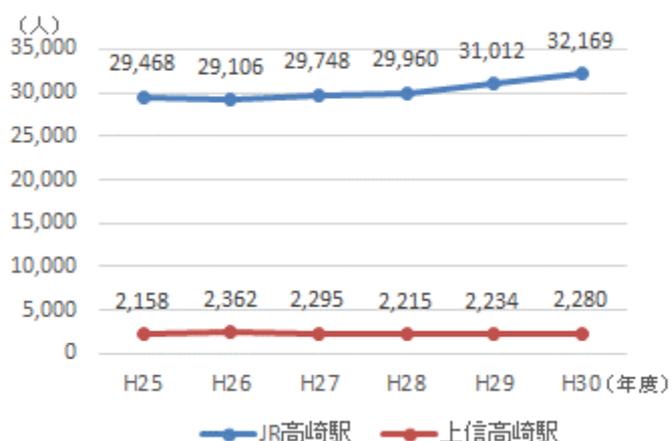
②バス

バス交通では、民間の4事業者による複数の営業路線があるものの、1日平均の乗客人員は横ばい傾向にあります。

市内循環バス「ぐるりん」は、平成22年度から運行を始めた都心循環線を中心に順調に利用者数を伸ばしています。

平成29年度から運行を始めた高崎アリーナシャトルも順調に利用が伸びており、平成30年度の利用者数は56,593人となっています。

■JR高崎駅、上信高崎駅の一日当たり乗車人数



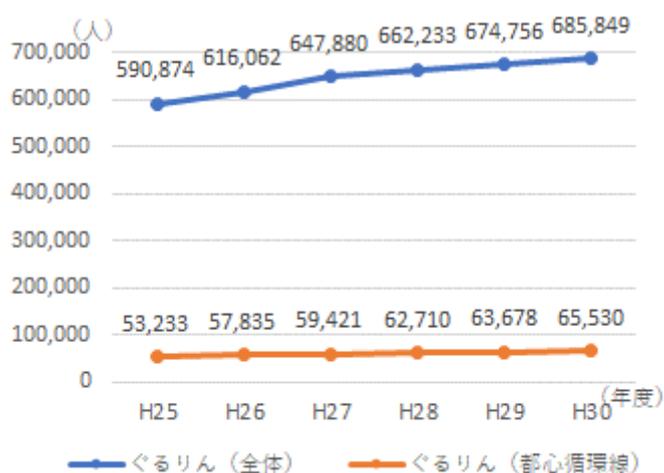
(資料：JR東日本・上信電鉄株)

■民間バスの1日平均乗客人員



(資料：高崎市の統計、高崎市統計季報)
※高崎駅発着（一部、他路線含む）の民間バス4事業者の1日平均乗客人員を集計

■市内循環バス乗客人員



(資料：高崎市地域交通課)

③巡回タクシー

令和元年6月から、高崎駅西口から大手前慈光通り、中央銀座アーケード街など、中心市街地を巡回する「お店ぐるりんタクシー」の運行事業が始まりました。原則毎日、無料で運行し、ルート内ではいつでも自由に乗り降りできるようになっています。

■お店ぐるりんタクシー巡回ルート



④駐車場

中心市街地には、市街地再開発事業などにより整備された駐車場をはじめ、民間の時間貸し駐車場が多く立地し、中心市街地のアクセスの向上と利便性を高めています。駐車場法第12条に定める駐車場と城址地下及び城址第2地下駐車場を合わせると、駐車台数は12,222台になります。

■中心市街地の駐車場

No	駐車場名	所在地	境域面積 (㎡)	駐車台数	形態
1	小林駐車場	下横町	1,320	104	立体自走
2	タイムズ高崎グリーンパーク	寄合町	2,800	46	平面
3	銀座パーク	中紺屋町	1,221	60	平面
4	丸屋高崎駅西口パーキング	旭町	2,214	247	立体自走
5	パーク500	鞆町	2,532	479	立体自走
6	駅前駐車場	八島町	1,404	351	立体自走
7	高松地下駐車場	高松町	5,230	150	地下自走
8	プリンス駐車場	旭町	9,875	689	立体自走
9	高島屋地下駐車場	旭町	7,220	142	地下自走
10	NTT群馬パーキング	高松町	8,393	96	立体自走
11	廣田パーク	東町	1,357	326	立体自走
12	イーストパーク	東町	1,600	397	立体自走
13	パーク108	柳川町	1,637	108	機械
14	JR高崎駅ビル駐車場	八島町	1,906	93	立体自走
15	パーク525	東町	2,160	502	立体自走

■ 中心市街地の駐車場（つづき）

No	駐車場名	所在地	境域面積 (㎡)	駐車台数	形態
16	ウエストパーク 1000	旭町	5,942	1,000	立体自走
17	メディアメガ高崎ビル駐車場	下和田町	13,036	430	立体自走
18	西口サウスパーク	鶴見町	3,465	440	立体自走
19	ココパルク 800	東町	3,056	801	立体自走
20	あらまちパーク	あら町	1,318	168	立体自走
21	日新電機高崎旭町 HS 駐車場	旭町	7,254	183	立体自走
22	高崎駅東口自動車駐車場	八島町	6,100	488	立体自走
23	高崎シティパーク	連雀町	2,605	520	立体自走
24	日新電機高崎八島町駐車場	八島町	3,352	127	平面
25	高崎駅西口ペガサス駐車場	旭町	3,650	146	平面
26	LABI1 高崎駐車場	栄町	11,466	978	立体自走
27	NPC24H 高崎田町パーキング	田町	1,343	56	平面
28	タイムズドラッグスギ高崎栄町店	栄町	1,641	41	平面
29	城址地下駐車場	高松町	—	192	地下自走
30	城址第二地下駐車場	高松町	—	391	地下自走
31	高崎市総合保健センター及び高崎市立中央図書館駐車場	高松町	1,999	400	立体自走
32	平和パーク旭町	旭町	2,341	686	立体自走
33	高崎アリーナ駐車場	下和田町	5,643	200	地下自走
34	リパーク高崎高松町	高松町	744	62	平面
35	ココウエスト	通町	2,116	474	立体自走
36	高崎総合医療センター駐車場	高松町	23,352	649	立体自走 平面
合計			151,292	12,222	

[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析

(1) 中心市街地活性化に関する市民意向

本市の中心市街地活性化について、市民がどのように感じているかは、隔年で市が実施している市民の声アンケートのほか、第2期基本計画の定期フォローアップにおける中心市街地活性化協議会の意見や市議会における議員の質問等から把握することができます。

① 第20回市民の声アンケート（平成30年度）

このアンケート調査は、市民が日頃感じている行政運営に対する印象やまちづくりに関する意識を把握し、結果をこれからのまちづくりに生かしていくことを目的として実施しています。調査対象は、本市全域において、調査年度の10月1日現在住民登録されている満18歳以上80歳未満の市民で、無作為に抽出した6,000人に調査票を送り、約5割の方から回答があったものを集計し、結果を公表しているものです。

このアンケート結果の中で、現在の本市の印象について34の項目に対してどう思うかを回答する設問では、「まちなかの活性化が図られている」という項目について、「そう思う（どちらかと言えばそう思うを含む）」と答えた人の割合は32.7%となっており、平成28年度に比べて3.0%、4年前の平成26年度と比べると3.6%増加しています。

また、上記設問と同様の34項目について、特に市が力を入れて取り組むべきことはどれかとの設問では、「まちなかの活性化が図られている」を選択した人の割合は15.4%で、平成28年度と比べて8.0%、平成26年度と比べると8.5%もの増加となっています。

これらの調査結果から、「まちなかの活性化」について、現状で感じている市民の割合も、今後の取り組みとして期待している市民の割合も年々増加する傾向にあり、中心市街地の活性化に対する市民の意識の高さが伺えます。

さらに、現時点で「将来のまちの姿」の実現に向けた取り組みが行われているか、5つの分野について問う設問では、「人々がつどう魅力あるまち（産業・観光）」の分野について、「そう思う（どちらかと言えばそう思うを含む）」と答えた人の割合は33.5%となっており、平成28年度に比べて3.7%、平成26年度と比べると6.2%増加しています。この結果から、大規模集客施設である高崎アリーナの整備や高崎オーパの誘致といった取り組みにより、高崎駅周辺に多くの人が集まるようになり、まちの魅力が増していると感じつつも、中心市街地のより一層の活性化が図られることを市民が期待していることが伺えます。

② その他の意見、要望等

上記アンケート調査のほか、市民の意向として、第2期基本計画の定期フォローアップ等における中心市街地活性化協議会の意見、市議会における議員からの質問・要望等からも、高崎駅周辺においては、市内外から多くの人を訪れるようになり賑わいと活気が生まれてきているものの、駅から離れた場所にある従来の中心商店街などは活性化が及んでいないと感じており、駅周辺の賑わいの効果を中心市街地全体へ波及させるような取り組みを官民一体となって行っていくことが期待されています。

■ 中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに関する報告（令和元年 5 月）

I 中心市街地全体に係る評価

2. 平成 30 年度の取組等に対する中心市街地活性化協議会の意見

平成 30 年度は、昨年度に続き「歩行者・自転車通行量（休日）」が基準値を大きく上回る結果となったが、これは、毎年恒例の大規模イベントや様々な施策の継続実施の効果の他、平成 29 年 10 月に開業した高崎オーパの集客による波及効果や高崎駅西口周辺のペDESTリアンデッキ整備により回遊性が向上したことが大きく影響していると推測される。

また、「小売業年間商品販売額」は高崎オーパ開業により周辺の大型店舗も売上げを伸ばすなど、相乗効果が生まれており、大幅な増加が見込まれる。この相乗効果を大型店だけではなく、中心市街地全体の個店にも波及させていくことが重要であると考えられる。

「文化施設の利用者数の合計値」は前年度から大きく減少したが、これは大規模な催事が少なく、市民団体の展示等の利用が多かったこと等が要因となっていることとあり、市民の文化活動も含めた文化事業の実施と定着は着実に図られてきているものと評価できる。

現在、高崎駅周辺では大きく集客力が増加しており、この流れを今後もさらに加速し、効果を中心市街地全体に広げていくような展開を引続き期待するものである。

■ 市議会議員からの質問、意見等

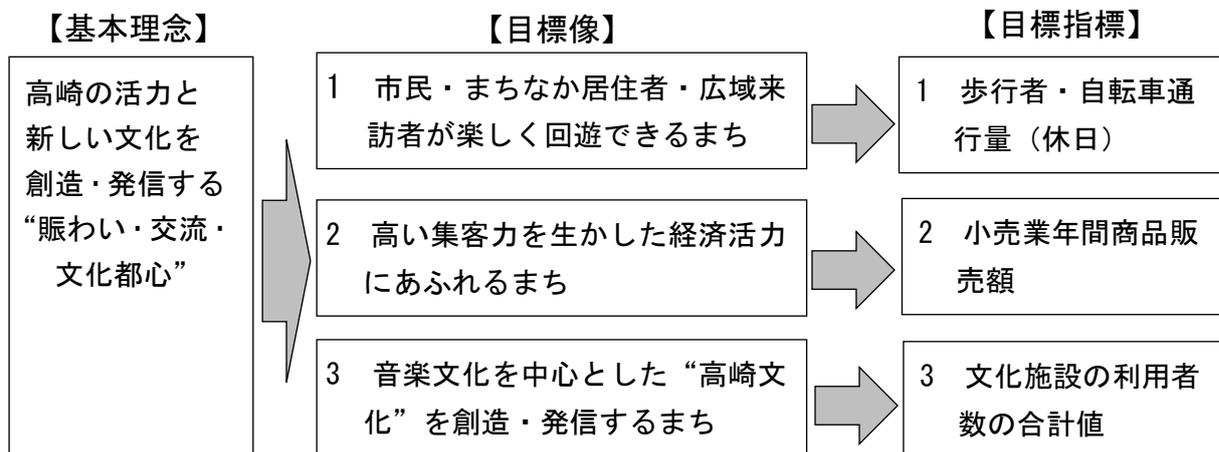
- ・ 高崎駅西口の中心市街地の活性化を今後どのように進めていくのか。
- ・ 中心市街地全体を見渡すと、既存の商店街周辺は依然として閑散としているという印象が拭えない。人が歩き、にぎわいがあり、元気いっぱいのもちになるためには、商店街だけでなく、商店街に属さない店主なども巻き込んで総合的な活性化策を講じる必要があると考えるが、市はどのように考えているか。
- ・ 通行量調査の結果から、高崎駅周辺の通行量が増加した一方で、駅から離れた商店街を中心に減少した地点も目立ち、駅周辺の賑わいの波及効果は限定的という見方もできるが、今後の回遊性向上のためにどのように取り組んでいくか。
- ・ まちなかの回遊性向上として、高崎駅東口から西口への誘導策、さらには、西口から中心市街地全体への流れを作るために今後どのように取り組んでいくのか。

[4]これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証

(1) 第2期基本計画の概要

- ①計画期間 平成26年4月から令和2年3月まで（6年）
※延長期間：平成31年4月から令和2年3月（1年）
- ②区域面積 175ha
- ③基本理念、目標像及び目標指標

第2期基本計画では、以下の基本理念と3つの目標像、目標指標を設定しました。



(2) 事業の進捗状況

第2期基本計画には5分類、66事業を位置付けましたが、このうち当初計画期間（平成30年度末）内に完了した事業が10事業（15%）、延長期間（令和元年度末）までに完了予定の事業が4事業、合わせて14事業（21%）が完了する見込みであり、実施中が50事業（76%）、未実施が2事業（3%）となっています。なお、実施中の50事業のうち44事業（67%）は、特に期限を定めず継続的に取り組んでいる事業です。

事業分類別では、都市集客施設等の整備など、本市に新たな都市発展を牽引する「1市街地の整備改善」に関するハード事業の中に、当初計画期間内に完了しない事業が見られ、今後も引き続き事業の実現に向けて取り組む必要があります。また、ソフト事業中心の「4商業活性化の事業」に関しては、特に期限を定めていない実施中の事業が多く見られ、今後も引き続き事業の推進を図る必要があります。

■第2期基本計画掲載事業の進捗状況

	完了	R1完了	実施中	左記のうち 期限なし	未実施	合計
1 市街地の整備改善	6	3	5		1	15
2 都市福祉施設の整備事業	2	1				3
3 居住環境の整備	1					1
4 商業活性化の事業	1		43	43	1	45
5 一体的推進事業			2	1		2
合計	10 (15%)	4 (6%)	50 (76%)	44 (67%)	2 (3%)	66 (100%)

(3) 目標指標の達成状況

①目標指標1 歩行者・自転車通行量（休日）

歩行者・自転車通行量（休日）は、平成28年度調査で126,549人となって以降、計画策定時の当初目標（108,500人）を達成し続けており、最新値（平成30年度調査）は159,734人で、目標値を大幅に上回る結果となっています。

これは、平成25年度からスタートした個店の魅力アップを推進する「高崎市まちなか商店リニューアル助成事業」、中心市街地の回遊性と賑わいの向上を図る「高崎まちなかオープンカフェ推進事業」、「高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業」やその他イベントを中心としたソフト事業を継続して実施してきたことにより、中心市街地における回遊性の向上と魅力の拡大につながったものと推測されます。さらに、平成29年度に新体育館（高崎アリーナ）、高崎オーパといった大規模集客施設がオープンしたことも大きな要因と考えられます。

②目標指標2 小売業年間商品販売額

小売業年間商品販売額は、平成30年度推計額が1,297億円で、計画策定時の当初目標（1,375億円）を達成できていない状況です。

これは、まちなか商店リニューアル助成事業による個店の魅力向上が客の誘引につながり、さらに、平成29年度にオープンした高崎アリーナや高崎オーパが高い集客効果を発揮し、高崎オーパ周辺店舗の来店客数、売り上げ増加にもつながるなどプラスの波及効果も生まれた一方で、数値目標の積算根拠として効果を見込んでいた高崎芸術劇場やGメッセ群馬の整備といった主要事業の進捗が遅れたことが要因であると推測されます。

今後、これらの大規模集客施設の整備が完了し、コンサートなどの催事で多くの人々が訪れ、催事の前後で買い物や食事をしてもらうことにより効果の発現が見込め、目標値に近づくと考えられます。

③目標指標3 文化施設の利用者数の合計値

文化施設の利用者数の合計値は、最新値（平成30年度）が597,922人で、計画策定時の当初目標（1,070,770人）を下回っています。計画期間中の平均でも、620,291人となることから、目標を達成することができない見込みとなっています。

これは、波及効果も含め年間407,000人の利用者を見込んでいた高崎芸術劇場の完成時期が当初計画から遅れたため、大幅な増加を見込んだ文化施設の利用者数の合計値が横ばい傾向に留まったためです。

高崎芸術劇場は、令和元年9月に開館したため、今後は当初見込んだ効果の発現が期待できます。

■目標指標の達成状況

目標指標	基準値	目標値	最新値
歩行者・自転車通行量（休日）	101,411人 (H24)	108,500人 (R1)	159,734人 (H30)
小売業年間商品販売額	1,172億円 (H23)	1,375億円 (R1)	1,297億円 (H30)
文化施設の利用者数の合計値	612,251人 (H24)	1,070,770人 (R1)	597,922人 (H30)

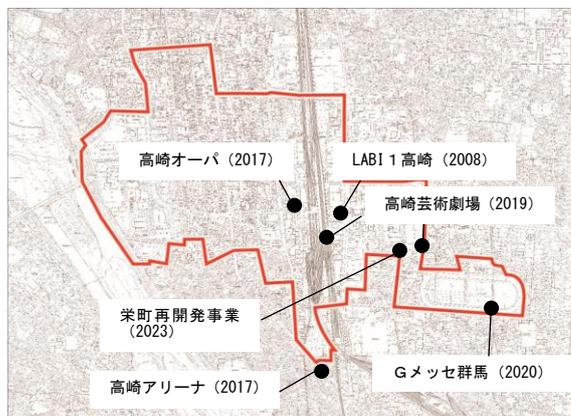
[5] 中心市街地活性化の課題

第3期基本計画に反映すべき第2期基本計画の課題として、以下の3点が挙げられます。

【課題1】 新たな都市発展を牽引する都市機能の整備 <<都市機能>>

- 令和元年9月に高崎駅東口に整備された高崎芸術劇場や令和2年4月に開館のGメッセ群馬のほか、第2期基本計画期間中に整備予定だった高崎駅東口栄町地区市街地再開発ビル等の都市集客施設に、高崎市の新たな都市発展を牽引する装置としての役割が期待されることから、その早期完成が求められます。
- 同時に、整備後の都市集客施設において、集客力のあるイベントを積極的に開催するなど、市内外から来訪者を誘引する継続的な取り組みが重要になります。

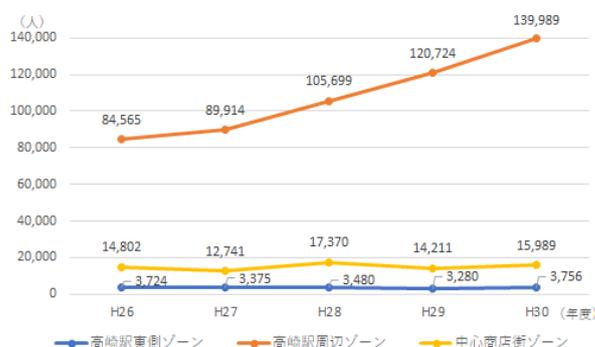
■高崎駅周辺の都市集客施設（開業年）



【課題2】 中心商店街への活性化効果の波及 <<賑わい>>

- 高崎駅周辺地区で賑わいの回復が見られる反面、中心商店街では、歩行者・自転車通行量が伸び悩んでおり、引き続き活性化に向けた取り組みを進める必要があります。
- このため、高崎駅東口周辺における高崎芸術劇場等の都市集客施設の整備により今後増加が見込まれる市内外からの来訪者が中心市街地を回遊するなど、高崎駅周辺地区の活性化の効果を中心商店街に波及させることが課題となっています。

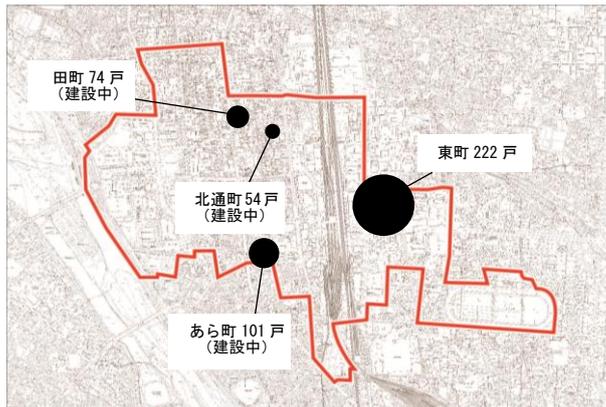
■歩行者・自転車通行量



【課題3】 新旧住民の交流を重視した地域コミュニティの形成 <<居住>>

- 中心市街地の人口は近年頭打ちとなっており、また少子高齢化の進行が予測されることから、将来的に中心市街地の活力を下支えする住民の減少が危惧されます。
- このため、住宅供給を促進し、まちなか居住の推進を図るとともに、新旧住民間のコミュニティ形成（地域交流）を図る取り組みにより、暮らしやすい環境づくりも並行して進めることが重要になります。

■中心市街地周辺の高層共同住宅開発状況



[6] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

第3期基本計画では、高崎駅東口周辺に整備された高崎芸術劇場やGメッセ群馬のほか、今後整備予定の高崎駅東口栄町地区再開発ビル等の都市集客施設のハード事業が先導し、その事業効果をソフト事業で中心市街地全体に波及させるという戦略方針の下、前述の課題に対応した以下の3つの基本方針に沿って、多様な施策を積極的に展開します。

■ 基本的な方針

課 題	基本方針	
<p>【課題1】 新たな都市発展を牽引する都市機能の整備 《都市機能》</p>	<p>【基本方針1】 都市集客施設の整備等による市内外からの来訪者の誘引</p>	<p>高崎駅東口周辺に整備した高崎芸術劇場等の都市集客施設における各種イベントの開催等により、市内外からの来訪者を積極的に誘引します。</p>
<p>【課題2】 中心商店街への活性化効果の波及 《賑わい》</p>	<p>【基本方針2】 中心市街地における来訪者の回遊促進</p>	<p>増加が期待される市内外からの来訪者を、さらなる活性化が必要な中心商店街ゾーンを含めて、中心市街地全体に回遊させ、中心市街地にふさわしい賑わいを取り戻します。</p>
<p>【課題3】 新旧住民の交流を重視した地域コミュニティの形成 《居住》</p>	<p>【基本方針3】 まちなか居住の誘導・促進</p>	<p>公共交通等の利便性が高く商業施設や公共施設等が充実している中心市街地の人口増加を促進し、新旧住民の交流を重視した地域コミュニティの形成を図ります。</p>

■ 中心市街地活性化の戦略方針

【STEP1】 交流人口・居住人口を増やす

【戦略方針1】 交流人口を増やす

- 高崎駅周辺における都市集客施設等の整備を促進し、市内外からの来訪者（交流人口）を誘引する。
 - ◇ 高崎アリーナ（2017 開館）
 - ◇ 高崎芸術劇場（2019 開館）
 - ◇ Gメッセ群馬（2020 開館）
 - ◇ 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（パブリックゾーン）など

【戦略方針2】 居住人口を増やす

- まちなか居住の誘導・促進により、中心市街地の活力の“源”となる居住人口の増加と地域コミュニティの維持・増進を図る。
 - ◇ 高崎市居住誘導策
 - ◇ 高崎駅東口第九地区市街地再開発事業 など

【STEP2】 行きたいまち・行きやすいまちをつくる

【戦略方針3】 まちの魅力を高める

- まちなか空間の魅力増進やイベント開催等により、中心市街地の集客力を高める
 - ◇ 高崎市まちなか商店リニューアル助成事業
 - ◇ 高崎音楽祭、ストリートライブ in 高崎どこもかしこも等の音楽イベント
 - ◇ 高崎まちなかオープンカフェ推進事業 など

【戦略方針4】 中心市街地の回遊性を高める

- 中心市街地の回遊性の向上を図り、中心市街地の活力と賑わいを区域全体に波及させる。
 - ◇ お店ぐるりんタクシー運行事業
 - ◇ 高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業
 - ◇ 市内循環バス「ぐるりん」都心循環線運行事業 など

【戦略目標】

高崎駅周辺で進めてきた都市集客施設の整備やイベント開催等により活力と賑わいを創出し、これを中心市街地全体に波及させる。

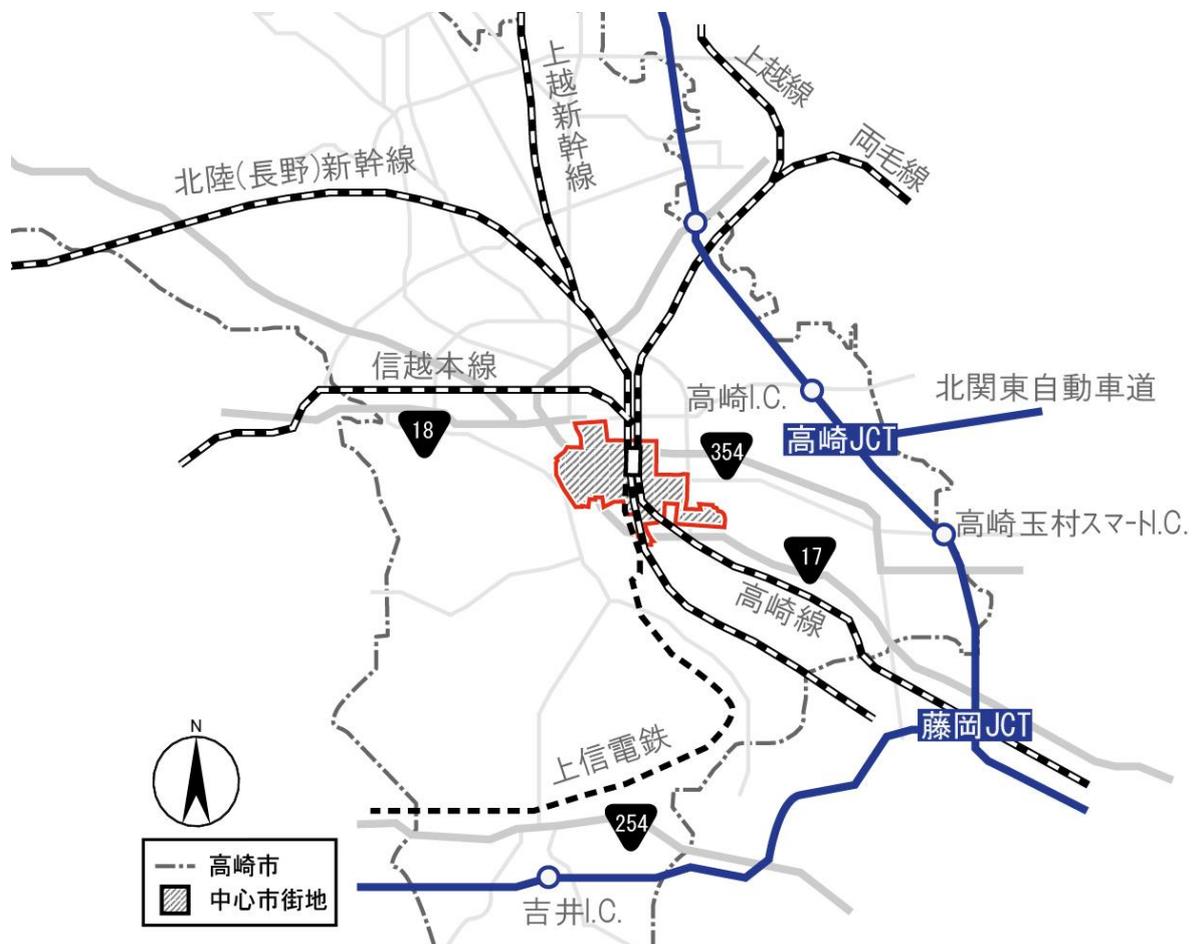
2. 中心市街地の位置及び区域

[1]位置

高崎市は、関東平野の北端、群馬県の中西部に位置し、県庁所在都市・前橋市に隣接する人口約 37.3 万人の中核市です。平成の大合併で誕生した現在の市域面積は約 460 km²に及んでいます。

高崎駅は、上越新幹線と北陸新幹線が停車する乗車人員約 3.2 万人/日の広域交通ターミナルであるとともに、駅周辺には商業等の各種都市機能が集積し、本市および周辺市町の都市発展に果たす役割を担っていることから、高崎駅周辺地区を、将来にわたって高崎市全体の中心市街地として位置付けるものとします。

■高崎市中心市街地の位置

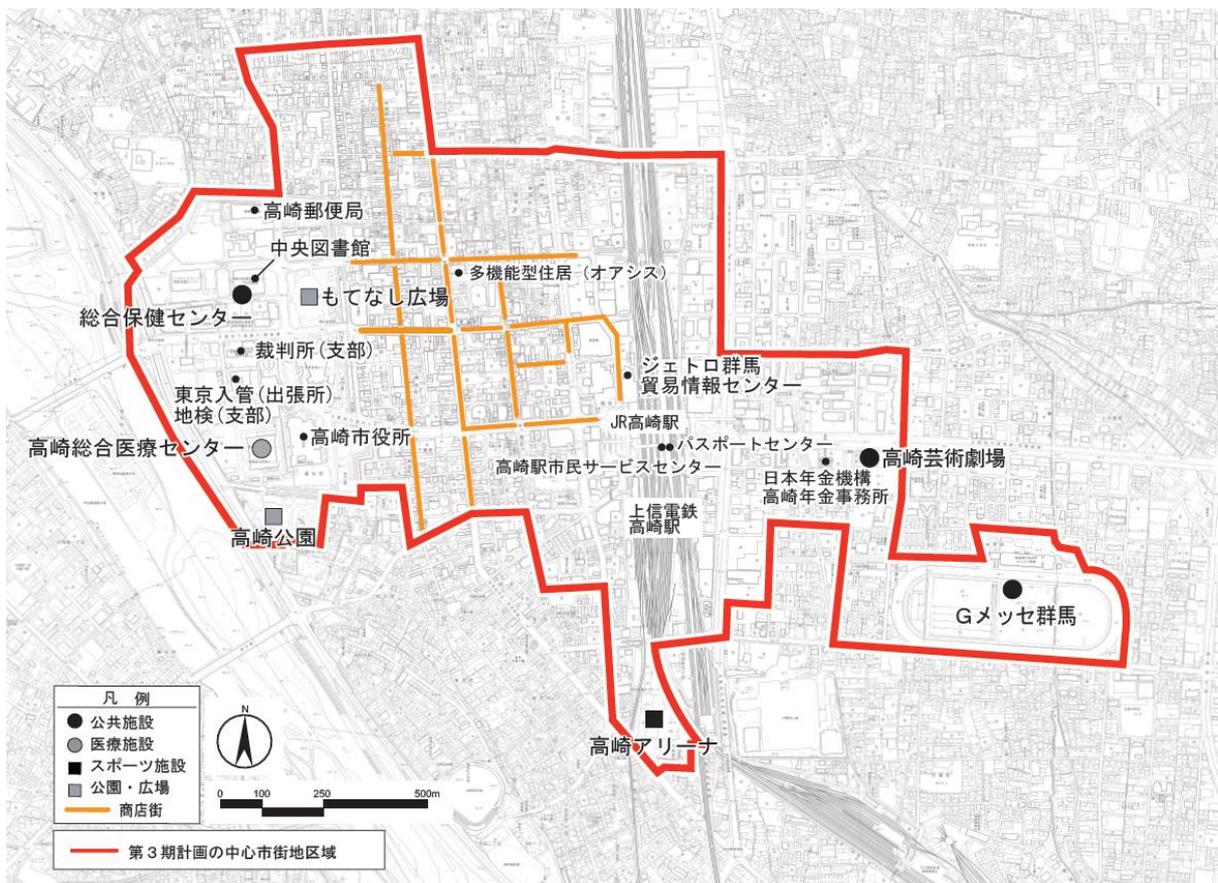


[2]区域

第2期基本計画では、商業・業務施設や行政・文化施設等が集積する既存の中心市街地に加えて、都市集客施設等を整備する高崎駅東口周辺のエリアを含む約175haの区域を中心市街地として位置づけ、活性化に資する各種の事業を重点的に実施してきました。

第3期基本計画では、引き続き都市集客施設等の整備・活用が中心市街地活性化の重要な課題であることから、第2期基本計画の区域を基本に、さらにその波及効果として民間開発等を誘導すべきエリアを加え、逆に民間開発等が見込まれない縁辺のエリアを区域から除外し、約180haの区域を中心市街地として位置づけます。

■中心市街地の区域



■区域の町名一覧

区域内の町名	八島町、旭町、あら町、鍛冶町、鞆町、白銀町、真町、砂賀町、通町、中紺屋町、檜物町、元紺屋町、寄合町、連雀町
一部が区域に入る町名	東町、江木町、北通町、栄町、下和田町4丁目、下和田町5丁目、高松町、鶴見町、和田町、柳川町、嘉多町、本町、新紺屋町、羅漢町、弓町、九蔵町、宮元町、田町、下横町、北双葉町、上中居町、岩押町

[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明

要件	説明																																
<p>第1号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>当該中心市街地は、商業・業務施設や各種公共施設が高度に集積し、県内随一の都市機能集積ゾーンを形成しており、本市の中心としての役割を果たしています。</p> </div> <p>■商業機能の集積 本市に占める中心市街地の商業機能の割合は、店舗数で14.9%、従業者数で18.2%、小売業年間商品販売額で21.4%、売場面積で20.9%と、いずれも高いシェアを占めています。</p> <p>＜中心市街地における商業機能の対全市シェア＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>中心市街地</th> <th>高崎市</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業店舗数(店)</td> <td>468</td> <td>3,137</td> <td>14.9%</td> </tr> <tr> <td>小売業従業者数(人)</td> <td>4,513</td> <td>24,816</td> <td>18.2%</td> </tr> <tr> <td>小売業年間商品販売額(億円)</td> <td>1,077</td> <td>5,032</td> <td>21.4%</td> </tr> <tr> <td>小売業売場面積(m²)</td> <td>101,233</td> <td>484,049</td> <td>20.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料：H28 経済センサス)</p> <p>■業務機能の集積 業務機能も事業所数で18.8%、従業者数で22.9%と、商業機能と同様に高いシェアを占めています。</p> <p>＜中心市街地における業務機能の対全市シェア＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>中心市街地</th> <th>高崎市</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所数(所)</td> <td>3,178</td> <td>16,940</td> <td>18.8%</td> </tr> <tr> <td>従業者数(人)</td> <td>39,803</td> <td>174,044</td> <td>22.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料：H28 経済センサス)</p> <p>■主要な公共施設の立地 (P. 32 区域図参照) 中心市街地には、市役所、高崎駅市民サービスセンター、高崎アリーナ、高崎芸術劇場、群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、シンフォニーホール、Gメッセ群馬、総合保健センター、美術館、タワー美術館、中央図書館、国立病院機構高崎総合医療センター、高崎郵便局、裁判所(支部)など、主要な公共施設が立地しています。</p>	平成28年度	中心市街地	高崎市	割合	小売業店舗数(店)	468	3,137	14.9%	小売業従業者数(人)	4,513	24,816	18.2%	小売業年間商品販売額(億円)	1,077	5,032	21.4%	小売業売場面積(m ²)	101,233	484,049	20.9%	平成28年度	中心市街地	高崎市	割合	事業所数(所)	3,178	16,940	18.8%	従業者数(人)	39,803	174,044	22.9%
平成28年度	中心市街地	高崎市	割合																														
小売業店舗数(店)	468	3,137	14.9%																														
小売業従業者数(人)	4,513	24,816	18.2%																														
小売業年間商品販売額(億円)	1,077	5,032	21.4%																														
小売業売場面積(m ²)	101,233	484,049	20.9%																														
平成28年度	中心市街地	高崎市	割合																														
事業所数(所)	3,178	16,940	18.8%																														
従業者数(人)	39,803	174,044	22.9%																														

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

これまで取り組んできた中心市街地活性化に関する各種施策の効果により、高崎駅周辺では賑わいの回復が見られますが、一方、中心商店街周辺では賑わいの回復に遅れが見られ、中心市街地全体の活性化には至っていない状況にあります。

■中心市街地の文化施設の利用者数の推移

中心市街地の文化施設の利用者数は、横ばいが続いています。今後は、高崎芸術劇場等の都市集客施設間の利用の棲み分けや魅力ある催事を実施することにより、スポーツも含めた市民の文化活動や鑑賞・観戦などの場を拡げていく必要があります。

<中心市街地における文化施設の利用者数の推移>

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数(人)	613,703	664,920	597,922

(資料：高崎市文化課)

■中心商店街の歩行者・自転車通行量の推移

近年、高崎駅周辺における大型店の立地等により、高崎駅周辺の歩行者・自転車通行量は増加していますが、これに比べ、高崎駅から離れた中心商店街ゾーンでは微増に留まっており、中心市街地全体の活性化には至っていない状況にあります。

<中心市街地における歩行者・自転車通行量(休日)の推移>

	(A) 平成26年度	(B) 平成30年度	(B)／(A)
高崎駅東側ゾーン	3,724人	3,756人	1.01
高崎駅周辺ゾーン	84,565人	139,989人	1.66
中心商店街ゾーン	14,802人	15,989人	1.08

(資料：高崎市中心市街地通行量動向調査)

■中心市街地における居住人口の減少

中心市街地の人口は平成28年度までは微増傾向にありましたが、以降、少子高齢化による自然減等の影響により、減少傾向にあります。今後、人口の社会増を図る施策を講じなければ、さらなる減少が進むと考えられます。

<中心市街地における居住人口の推移>

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
居住人口(人)	28,539	28,350	28,296

(資料：住民基本台帳)

第3号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

当該市街地は、広域交通ターミナル・高崎駅を擁し、広い商圈を有する、県内随一の都市機能集積ゾーンであり、都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することで、広く周辺地域の発展に貢献することが期待されます。

本市は、平成18年から平成21年にかけて7市町村の合併により現在の市域となり、平成23年4月に中核市に移行した、人口37.3万人、市域面積約460km²の県内一の都市規模を有しています。

その中心駅である高崎駅は、上越新幹線と北陸新幹線が停車する広域交通ターミナルであり、本市の玄関口にとどまらず、群馬県全体の玄関口、さらには首都圏と上越・北陸方面をつなぐ結節点として位置づけられています。

また、当該中心市街地には、商業・業務施設、公共公益施設など各種の都市機能施設が集積し、市内外を問わず広い商圈を有しています。

さらに、本市の将来像を示す高崎市第6次総合計画において、中心市街地に関して、高崎駅を拠点としたさらなる都市発展の方向や、各種の施策の実施を掲げています。

○高崎市第6次総合計画（平成30年3月策定）における中心市街地の位置付け

■都市づくりの基本戦略

～高崎駅を拠点とした発展～

高崎駅周辺の役割と機能を最大限に生かし、高崎発展の第一の拠点として、さらなる都市機能の集積を図ります。特に高崎駅周辺の商業地域では、マンションを建設しやすくするため、容積率を緩和する区域を指定する等、駅周辺の人口増を図り、公共交通機関を生かしたまちづくりを進めていきます。

多くの人々が集まり新しい都市文化や経済活動を生み出すような、にぎわいと躍動感あふれるまちづくりを推進します。

■高崎地域の振興の方向

～総合的な都市機能が集積する拠点ゾーン～

高崎駅を中心とした都市基盤の整備、特に、駅東西の大型商業施設、高崎アリーナ、高崎芸術劇場及びパブリックゾーンを備えた複合施設の整備による、新しい都市機能の集積、さらには群馬県が整備するGメッセ群馬との連携により、交流圏の拡大及び交流人口の増加を図ります。

■主要施策・都市機能の充実

中心市街地においては、高崎駅東口に高崎芸術劇場を柱とした本市の経済文化活動の拠点となるような複合型の都市集客施設の整備を進めます。また、Gメッセ群馬の整備と連携・協力し、本市の集客機能の充実を図り、集客の相乗効果を経済の活性化につなげます。それと同時に、マンション建設を促進するため、高崎駅周辺の容積率を緩和する施策を進め、高崎市の人口増加にもつなげます。

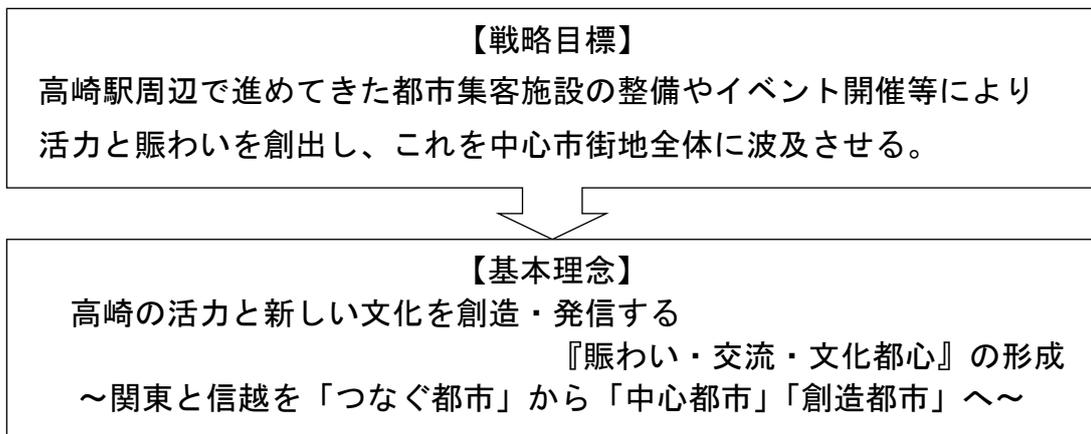
3. 中心市街地の活性化の目標

(1) 中心市街地活性化の目標

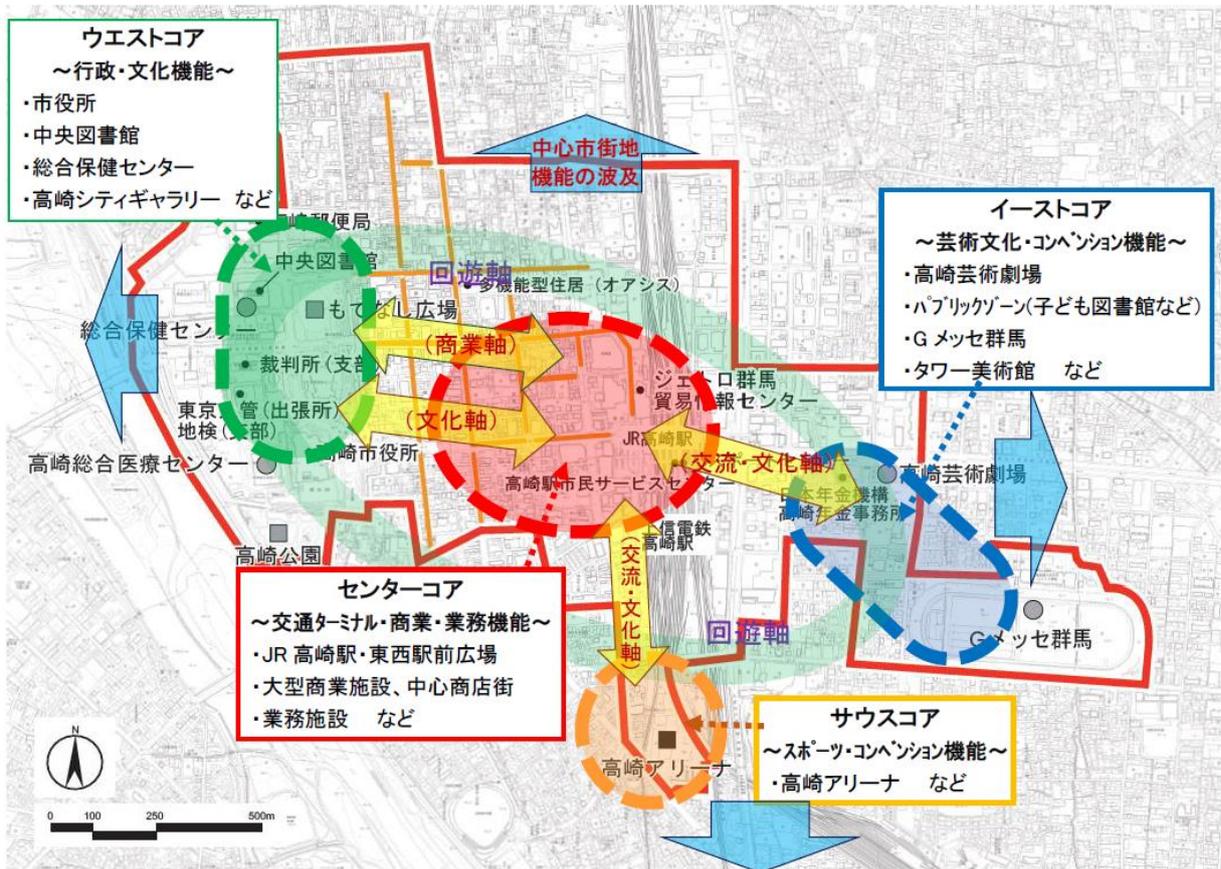
高崎駅は、上越新幹線と北陸新幹線が停車する乗車人員約 3.2 万人/日の広域交通ターミナルであり、東京駅から約 100 km の距離を新幹線で約 50 分で結び、本県の玄関口にとどまらず、首都圏と上越・北陸方面をつなぐ結節点として位置づけられます。

このような大きな地域ポテンシャルを背景に、現在、高崎駅周辺では、高崎アリーナ、高崎芸術劇場、G メッセ群馬等の、広域圏から交流人口を呼び込む新たな都市集客施設等が整備され、本市は、『関東と信越を「つなぐ都市」から「中心都市」「創造都市」へ』と、新たな都市発展の歩みを続けています。

このような近年の動向を踏まえて、中心市街地活性化の戦略目標と目指すべき目標像（基本理念）を以下のように設定します。



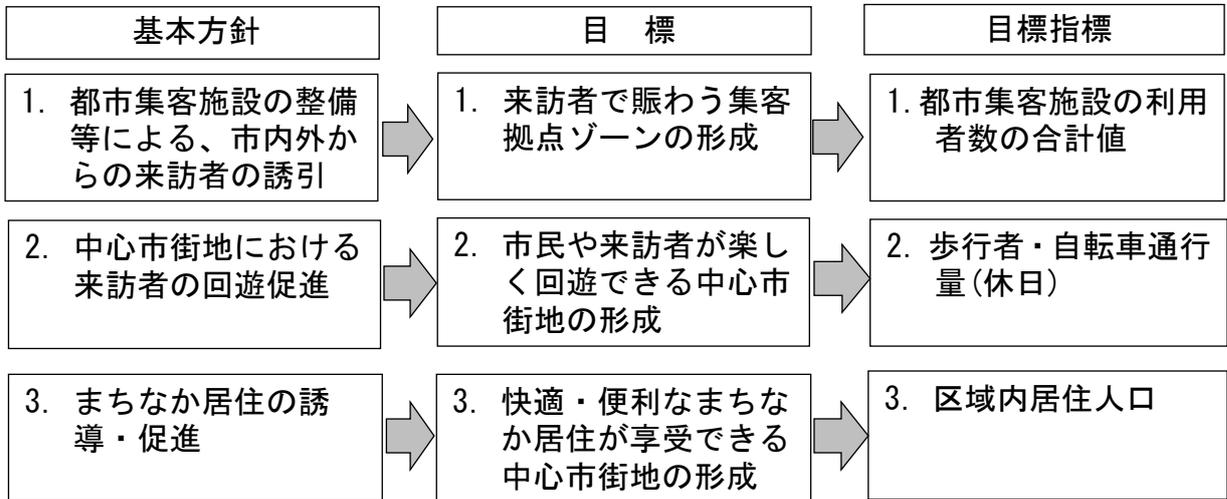
■ 中心市街地の都市構造図



(2) 目標指標の設定の考え方

前述の基本方針、戦略目標、基本理念を受けて、中心市街地活性化の目標と、その達成状況を検証する目標指標を以下の通りに設定します。

■目標・目標指標



◎目標指標1 都市集客施設の利用者数の合計値

第3期基本計画では「都市集客施設の整備等による市内外からの来訪者の誘引」を本格化する段階に入ることから、これを端的に評価する目標指標として「都市集客施設の利用者数の合計値」を用います。

【計測方法】

調査方法：中心市街地の都市集客施設（群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、美術館、タワー美術館、高崎アリーナ、高崎芸術劇場、Gメッセ群馬、高崎市東町市民活動センターの8施設）の年間利用者数を用いる。

調査日：翌年度4月に調査

調査主体：高崎市

◎目標指標2 歩行者・自転車通行量(休日)

第2期基本計画において目標数値を達成した指標ですが、中心商店街周辺では横ばい傾向が続いていることから、第3期基本計画において、都市集客施設等の開館後のイベント開催や回遊性の向上を図る事業の効果を検証するため、調査地点の見直しを行ったうえで引続き「歩行者・自転車通行量(休日)」を目標指標として用います。

【計測方法】

調査地点：中心商店街（13地点）及び高崎駅東口（1地点）の計14地点（調査地点はP.39参照）

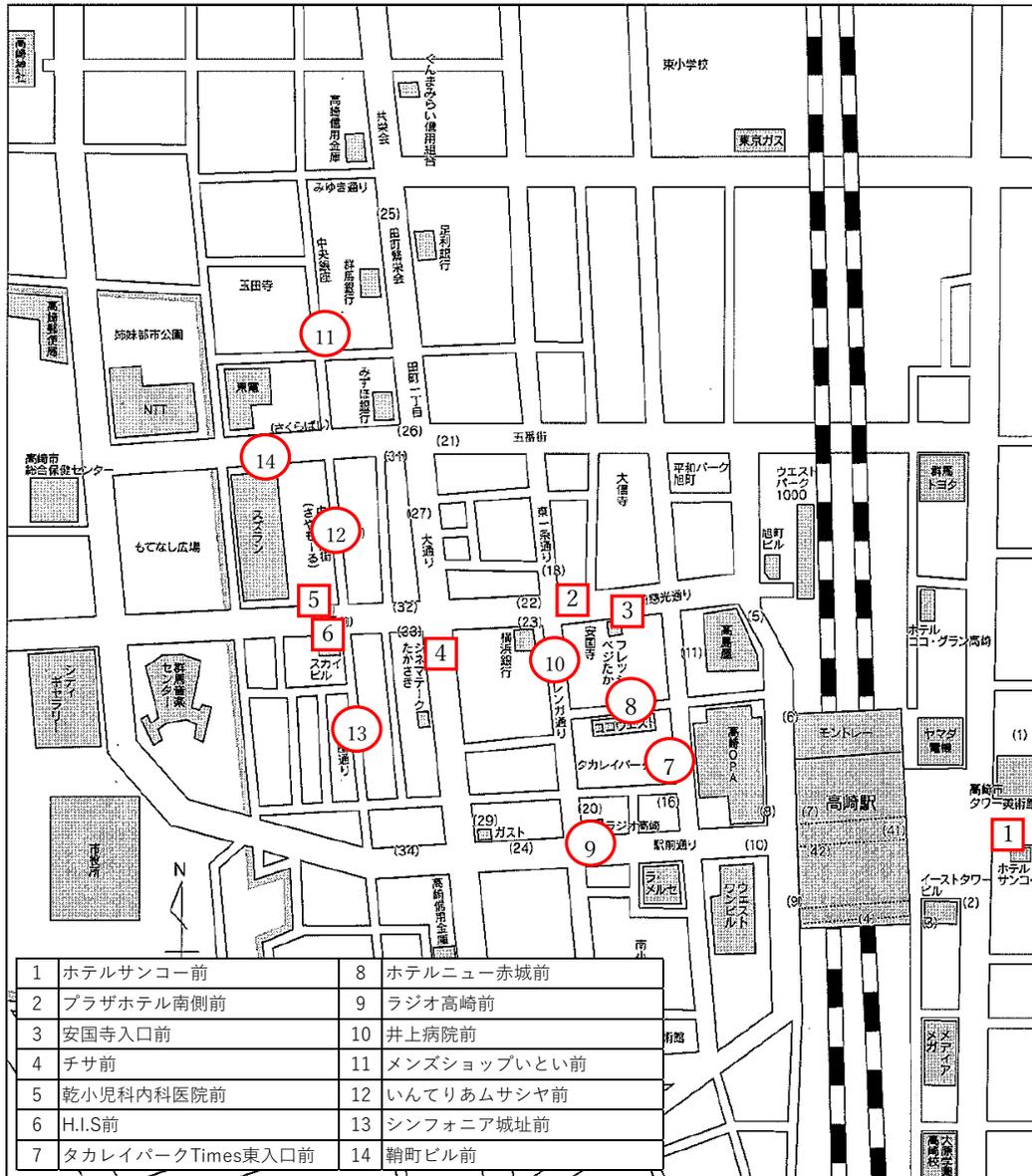
調査方法：10時から20時までの10時間の歩行者・自転車通行量を計測

調査日：各年度10月末の休日

調査主体：高崎市

■歩行者・自転車通行量調査（休日）における調査地点

（□印：既存6地点、○印：新規8地点、合計14地点）



◎目標指標3 区域内居住人口

第2期基本計画では用いていませんが、将来的に中心市街地の活力を下支えする住民の減少が危惧されることから、まちなか居住の誘導・促進を図る事業の効果として、「区域内居住人口」を新たな目標指標として用います。

【計測方法】

調査方法：中心市街地の区域を構成する町の住民基本台帳人口（外国人を含む）を集計

調査日：各年度3月31日現在

調査主体：高崎市

※経済活力の向上を図る目標指標について

第2期基本計画においては、経済活力の向上を図る目標指標として「小売業年間商品販売額」を設定していました。経済活力の向上は、引き続き取り組むべき重要なテーマですが、高崎駅東口の都市集客施設の整備等による市内外からの来訪者の誘引、高崎駅周辺から中心商店街への回遊性の向上を今後さらに図ることで中心市街地全体の賑わいの創出を目指すことが、より重要となってくることから、第3期基本計画では、「都市集客施設の利用者数の合計値」、「歩行者・自転車通行量（休日）」を中心市街地の活性化を図る目標指標として位置付けることとします。

第3期基本計画では、経済活力の向上を図る目標指標を設定していませんが、経済活力の向上に寄与する主な事業として、下記事業をはじめ様々な事業を実施します。

■経済活力の向上に寄与する主な事業

事業の区分	事業名
集客施設整備	高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（店舗・オフィス・公共施設の整備）
商業環境改善	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定 高崎市まちなか商店リニューアル助成事業
ソフト系支援	中心市街地商業活性化支援事業（商店街の各種ソフト事業に対する支援）、中央銀座アーケード街活性化事業、高崎商都博覧会 等
回遊促進	高崎まちなかオープンカフェ推進事業、高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業、高崎バル、ストリートライブ in 高崎 どこもかしこも、お店ぐるりんタクシー運行事業 等

■戦略目標・基本理念・基本方針に基づく目標設定とその実現のための目標指標、主要事業

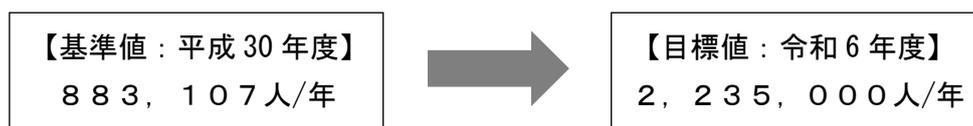


※主要事業は、各目標指標の達成のみでなく、他の目標指標の達成にも相互に効果をもたらす。

(3) 数値目標の設定

目標指標 1 都市集客施設の利用者数の合計値

都市集客施設の利用者数の合計値の令和6年度における数値目標は、令和元年度に開館した高崎芸術劇場や令和2年度オープン of Gメッセ群馬におけるイベント開催効果や、高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業で整備されるパブリックゾーン等の利用による効果に、特段の方策を講じない場合の将来推計値（トレンド推計）を加算して設定します。



■数値目標の積算結果

積算根拠	数値
① 高崎芸術劇場におけるイベント開催に伴う効果	363,000 人
② Gメッセ群馬におけるイベント開催に伴う効果	967,000 人
③ 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（パブリックゾーン）に伴う効果	37,000 人
④ その他、中心市街地の趨勢効果（トレンド推計）	868,451 人
数値目標（①+②+③+④）	2,235,451 人 ÷ 2,235,000 人

① 高崎芸術劇場におけるイベント開催に伴う効果

令和元年9月に開館した高崎芸術劇場の利用者について、市内の類似施設の平均利用者数、稼働率を参考に、令和元年度は約半年で約181,000人と見込んだため、令和2年度以降は、年間約363,000人と推計します。

② Gメッセ群馬におけるイベント開催に伴う効果

令和2年4月に開館のGメッセ群馬の利用者については、「群馬県コンベンション施設整備基本計画 改訂版（平成27年群馬県）」をもとに、年間利用者数を、展示施設利用者数836,000人、会議施設利用者162,000人、そのうち両施設の重複利用者31,000人を除いた年間967,000人を見込みます。

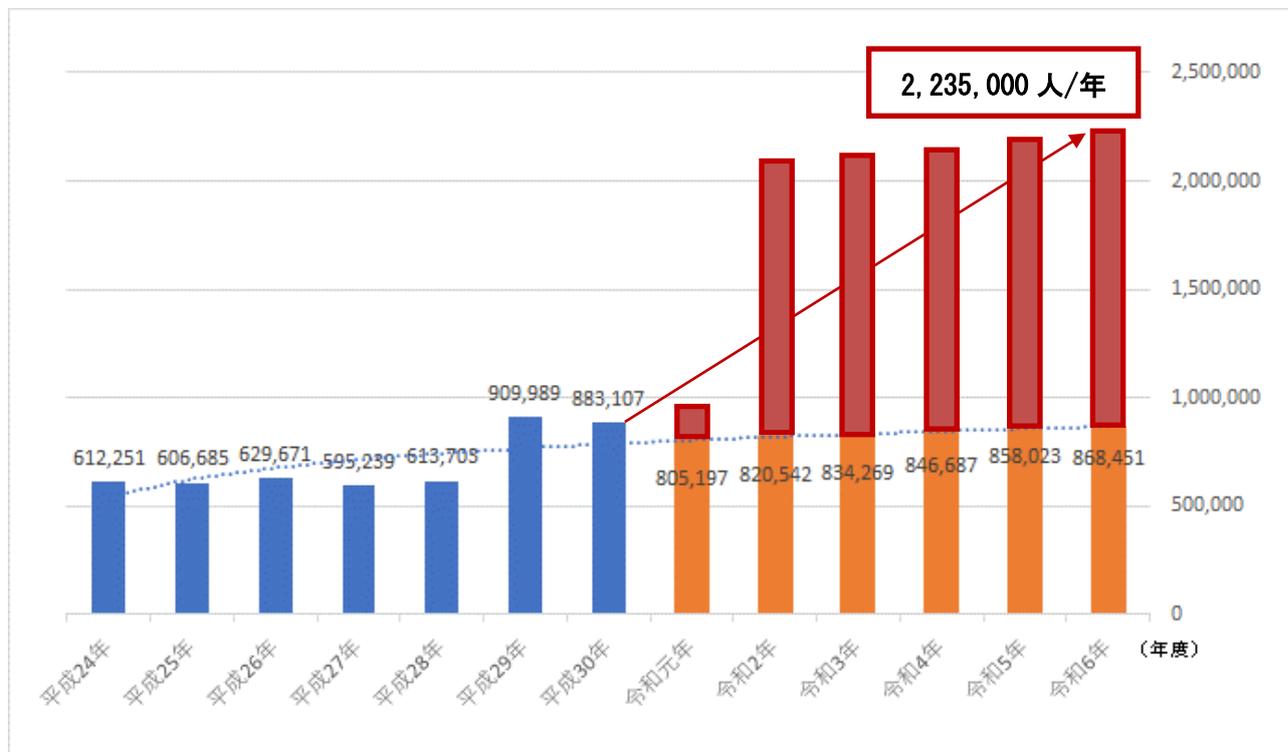
【令和5年3月変更時の状況】

③ 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（パブリックゾーン）は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、施設計画の見直しを行ったため計画期間内の完成が見込まれなくなった。主要事業を補完するために、以下の事業を追加することで、目標指標1の達成を目指す。

高崎市東町市民活動センター建替事業（老朽化した既存建物を建替え、勤労者の福利厚生や地域住民のレクリエーション活動等のための会議室、体育館等を整備する。）

④ その他、中心市街地の趨勢効果（トレンド推計）

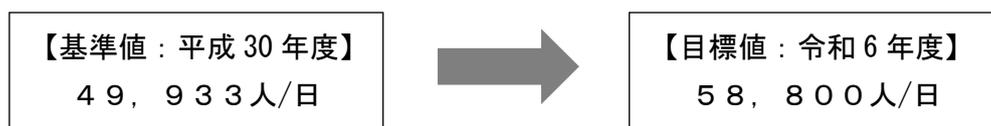
既存の都市集客施設（群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、美術館、タワー美術館、高崎アリーナの5施設）の平成30年度の利用者数883,107人を基準値とすると、令和6年度のトレンド推計値（オレンジ色部分）は868,451人となります。



（※高崎アリーナは平成29年度より稼働）

目標指標2 歩行者・自転車通行量（休日）

中心市街地の歩行者・自転車通行量（休日）の令和6年度における数値目標は、まちなかの回遊性向上のために、令和元年度から事業を開始した高崎駅から中央銀座アーケード街など既存の商店街を無料で巡回するお店ぐるりんタクシー運行事業に伴う効果や、空き店舗等情報発信事業に伴う効果、マンション建設等による買い物対象となる新規住民の増加による効果、回遊性向上に寄与するその他事業の効果を、特段の方策を講じない場合の将来推計値（トレンド推計）に加算して設定します。



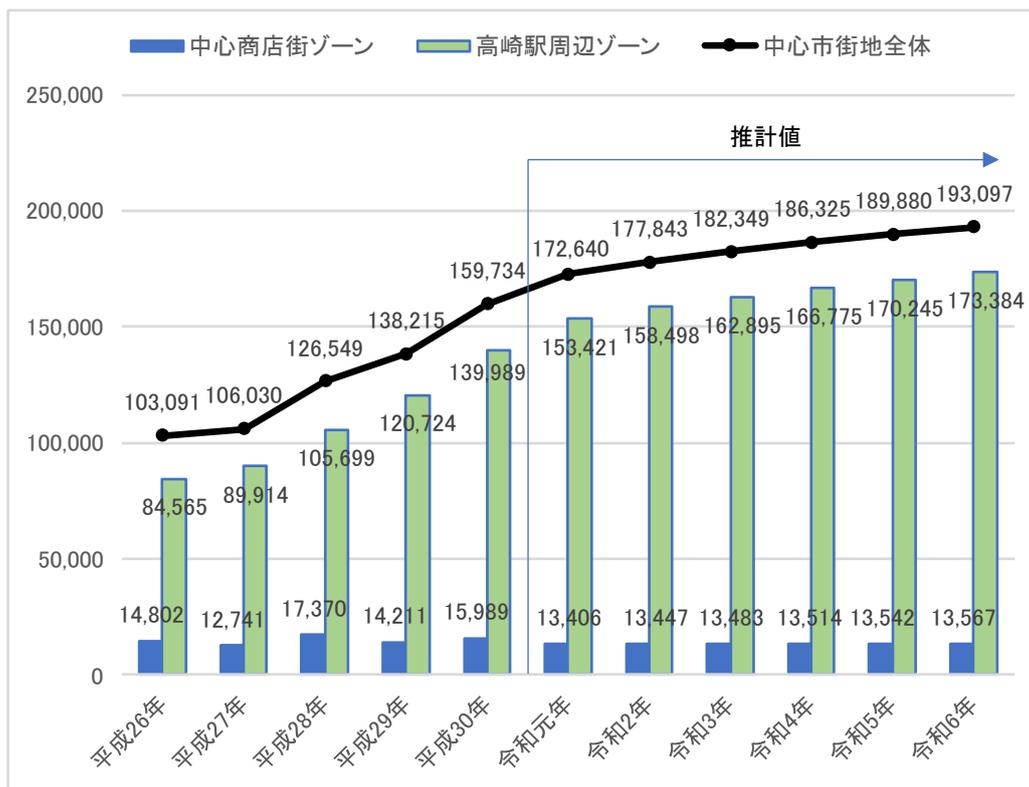
■数値目標の積算結果

積算根拠	数値
① お店ぐるりんタクシー運行事業に伴う効果	100 人/日
② 空き店舗等情報発信事業に伴う効果	1,320 人/日
③ 買い物対象となる新規住民の増加に伴う効果	3,076 人/日
④ 回遊性向上に寄与するその他事業の効果	390 人/日
⑤ その他、中心市街地の趨勢効果（トレンド推計）	53,966 人/日
数値目標（①+②+③+④+⑤）	58,852 人/日 ≒ 58,800 人/日

中心市街地の歩行者・自転車通行量（休日）は増加傾向にあります。ゾーン別に推移をみると、高崎駅周辺ゾーンは増加傾向にあるものの、中心商店街ゾーンは横ばい傾向です。高崎駅周辺ゾーンでは、第2期基本計画の主要事業の一つである高崎オーパの整備が完了し、平成29年に開業したことにより市内外から多くの人を訪れるようになり、歩行者・自転車通行量の大幅な増加に寄与しました。

※高崎オーパ前にあたる調査地点「日本通運跡地前」の歩行者・自転車通行量(休日)：H28_2,054人/日→H30_27,454人/日（13.4倍、25,400人増）。

(参考) 第2期基本計画の調査地点における歩行者・自転車通行量の推移(推計)



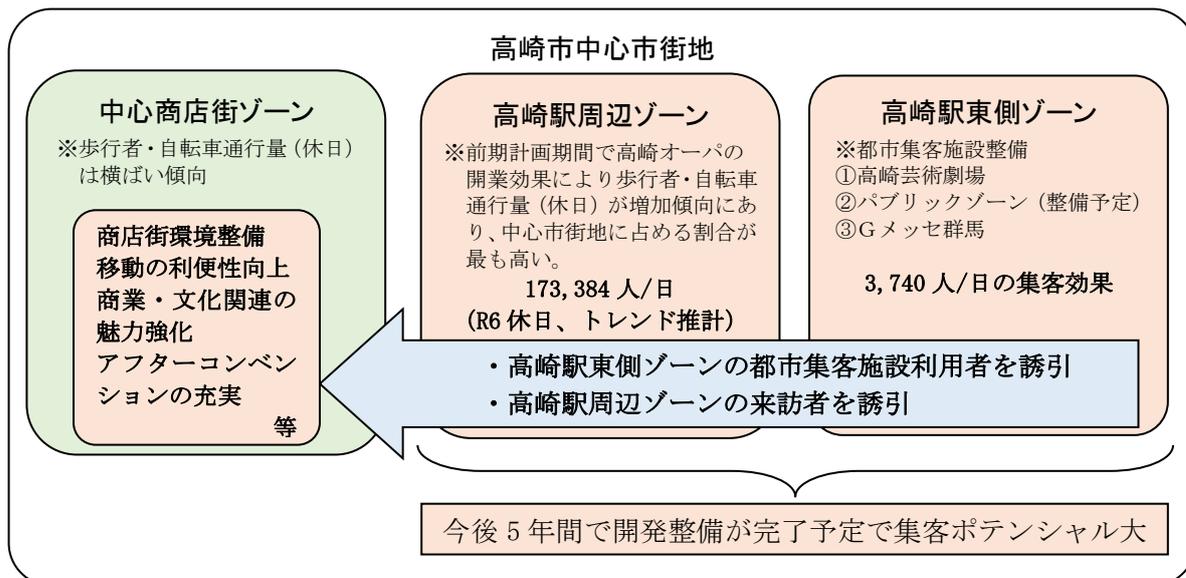
中心商店街ゾーンは、高崎駅周辺ゾーンに近接していることから、(P. 19 調査地点位置図参照) 高崎駅周辺ゾーンに集積した人を中心商店街へ回遊させる施策の強化が課題としてあげられます。

また、中心市街地においては高崎市居住誘導策による居住誘導を図ることから、定住促進のために居住者の買い物の利便性の向上を図ることも求められます。

第3期基本計画においては、中心商店街及び中心市街地内の集客・回遊強化に寄与する事業を主要事業とし、中心商店街ゾーンの歩行者・自転車通行量の増加に努めます。

(補足) 各ゾーンの歩行者・自転車通行量(休日)の現状と計画期間内の増加要因

- ・高崎駅東側ゾーンでは都市集客施設として、高崎芸術劇場、高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業におけるパブリックゾーン、Gメッセ群馬の3施設が整備されます。
 - ・この3施設の利用者数は、令和6年度には年間1,367,000人を想定しており(P. 42参照)、1日あたりに換算すると約3,740人の利用者数になります。
 - ・この3施設に近接する高崎駅周辺ゾーンの1日あたりの歩行者・自転車通行量(休日)は、平成30年度139,989人ですが、令和6年度のトレンド推計結果は173,384人となります。これに3施設の整備効果を加えると約177,000人(1.26倍増)となります。
- 上記の高崎駅東側ゾーン、高崎駅周辺ゾーンの来訪者を中心商店街ゾーンへ誘引するために、回遊性向上に寄与するソフト事業を展開します。



① **お店ぐるりんタクシー運行事業に伴う効果**

令和元年6月から、高崎駅と既存の商店街を結ぶ約3.3キロメートルの距離を無料で巡回し、まちなかの回遊性向上を目指す事業として「お店ぐるりんタクシー」の運行が開始されました。1日あたりの平均利用者は約100人（午前10時～午後6時）であることから、この事業により、約100人の移動効果を維持します。

② **空き店舗等情報発信事業に伴う効果**

空き店舗等の対策として、創業希望者に対し様々な情報を発信する総合サイトを活用し、空き店舗所有者と出店希望者のマッチングを行います。

本事業を継続し、効果的に進めることで現状の空き店舗解消傾向を維持します。トレンド推計結果として令和6年には4件まで空き店舗が減少すると見込まれるため、計画期間内に6件が空き店舗活用されることとなります。

さらに、「高崎市まちなか商店リニューアル助成事業」による店舗のリニューアルを推進しており、毎年100件超の利用があることから、中心商店街の環境改善が進んでいます。

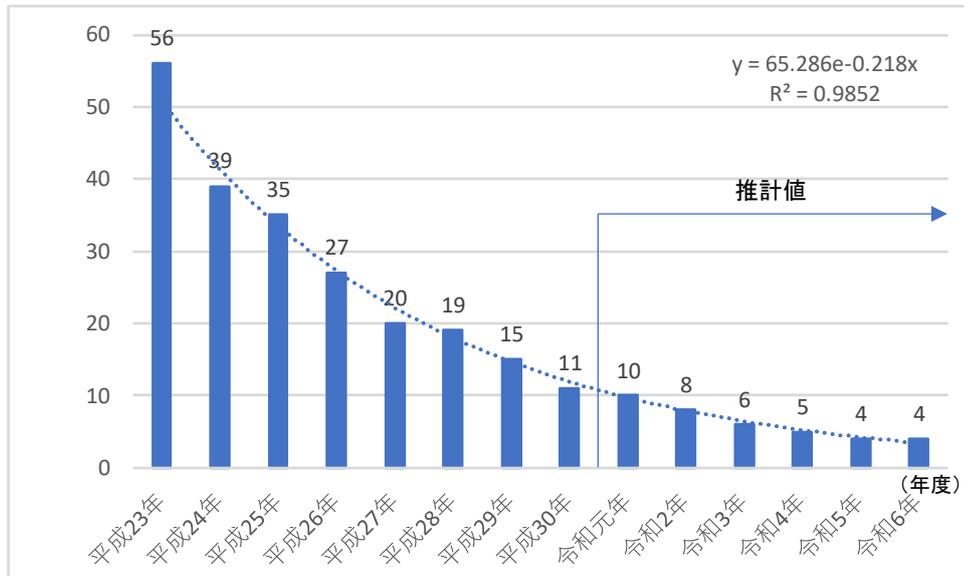
■ **中心市街地の空き店舗推移**

（単位：件）

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
空き店舗数	56	39	35	27	20	19	15	11

（資料：高崎市商工振興課）

【中心市街地の空き店舗の推移（推計）】



■（参考）高崎市まちなか商店リニューアル助成事業（中心市街地内の推移）（単位：件）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用店舗数	176	128	139	122	112	106

（資料：高崎市商工振興課）

空き店舗活用により、飲食店が出店すると仮定した場合、飲食店の一般的な回転率等から客数を推計すると、110人/日の利用が見込まれます。（※）

この集客効果を歩行者・自転車通行量に反映させると、 $110 \text{人/日} \times 2 = 220 \text{人/日}$ となります（店舗利用は中心市街地を1往復すると仮定します）。

空き店舗の推計値を参考に、計画期間内には6件程度の空き店舗解消を目標とし、 $220 \text{人/日} \times 6 \text{件} = 1,320 \text{人/日}$ を見込みます。

（※）中小企業基盤整備機構で提供されている業種別開業ガイドの業種別ビジネスプラン策定例の売上計画で設定されている客数を用います。

休日の客数は、下表の土曜日と日曜日の平均、110人/日と想定します。

<類似施設：コーヒーショップ（30坪、40席）>

	客数 (人/日)	客単価 (千円)	売上 (千円/日)	営業日数 (日/年)
平日	150	1.40	210	255
土曜日	120	1.40	168	52
日曜日	100	1.50	150	52
合計				359

③ 買い物対象となる新規住民の増加に伴う効果

高崎市居住誘導策により中心市街地に高層住宅の誘導を図ることから、当該施策による新規住民を中心商店街の買い物対象と設定します。

同事業に伴う新規住民は、再開発事業等による新規住民(583人+875人+80人)1,538人を想定します(P.50~51 ①、②、③参照)。新規住民が買い物等で中心商店街を往復するものとし、 $1,538 \text{ 人/日} \times 2 = 3,076 \text{ 人/日}$ を歩行者・自転車通行量として換算します。

④ 回遊性向上に寄与するその他事業の効果

1) 商業関連ソフト事業

高崎まちなかオープンカフェ推進事業、中央銀座アーケード街活性化事業等の商業関連ソフト事業による効果として、20人/日の集客を見込みます。

※ 高崎まちなかオープンカフェの平成30年度実績は、4月から11月までの8か月で4,473人となり、1日平均約18人となっています。

高崎まちなかオープンカフェについては、高崎まちなかオープンカフェ推進協議会との連携のもと参加店舗増、周知活動を継続的に進め、週末の利用者数の維持を図ります(1日平均18人≒20人を目標として設定)。なお、高崎駅東側ゾーンには令和元年9月に開館した高崎芸術劇場のほか、複数の都市集客施設が整備予定であり、大幅な利用者数増が予想されることから、これらの施設利用者への周知活動も進めます。

2) 文化関連事業

群馬交響楽団定期演奏会、高崎アートインキュベーション事業、ストリートライブ in 高崎 どこもかしこも、「世界の記憶」上野三碑保存活用事業等の文化関連の事業による効果として、250人/日の集客を見込みます。

※文化関連の平成30年度実績は、群馬交響楽団定期演奏会が10公演/年、1公演約1,400人でした。新設の高崎芸術劇場(大劇場2,030席)は、群馬音楽センター(1,932席)より約5%座席が多いため、1公演あたり $1,400 \times 5\% = 70$ 人増えると想定されます。

※ストリートライブ in 高崎 どこもかしこも(中心市街地内22カ所でのストリートライブ)の令和元年度実績は、1日間の開催で19,000人の集客がありました。さらに、中心市街地内でのイベントで類似するものとして、高崎菓子まつりは、1日間の開催で約8,000人集客、高崎キッズパークは1,000人/日集客(10日間の開催で約1万人)でした。

以上から、短期間のイベントでは、1,000人/日を超えるポテンシャルを持っています。

※第3期基本計画期間では、「群馬交響楽団定期演奏会」、「高崎アートインキュベーション事業」、「世界の記憶」上野三碑保存活用事業等とともに、回遊に資する商業関連ソフト事業の改善及び連携した周知活動、半券チケット割引などのサービス提供を行うことで、集客ポテンシャル1,000人/日の25%程度(※)、250人/日を中心市街地の回遊へ誘導します。

(※) 過年度、群馬音楽センターにおけるコンサート半券チケットによる割引サービス実績として、1,800人規模の割引サービス対象のうち、約22%の400名が中心市街地内で飲食や物販店舗を利用したと推計(第2期計画策定時)。

3) 高崎駅東西回遊促進事業

高崎駅東口に整備された高崎芸術劇場、Gメッセ群馬や今後整備予定のパブリックゾーン等の都市集客施設に鉄道などの公共交通機関を利用して訪れた人が、会場となる施設と駅の往復だけでなく、施設を訪れる前や訪れた後の時間に、駅西口まで足を運んでまちなかで買い物や飲食を楽しめるよう、駅東西の大型ビジョンを活用した商店街等のPRや、コンサート時の商店街や飲食店の情報を掲載したチラシの折込周知などの実施、チケット半券による飲食店等での割引サービスの導入検討などにより、駅西口の大型店や商店街に誘引していく取り組みの効果として、120人/日の集客を見込みます。

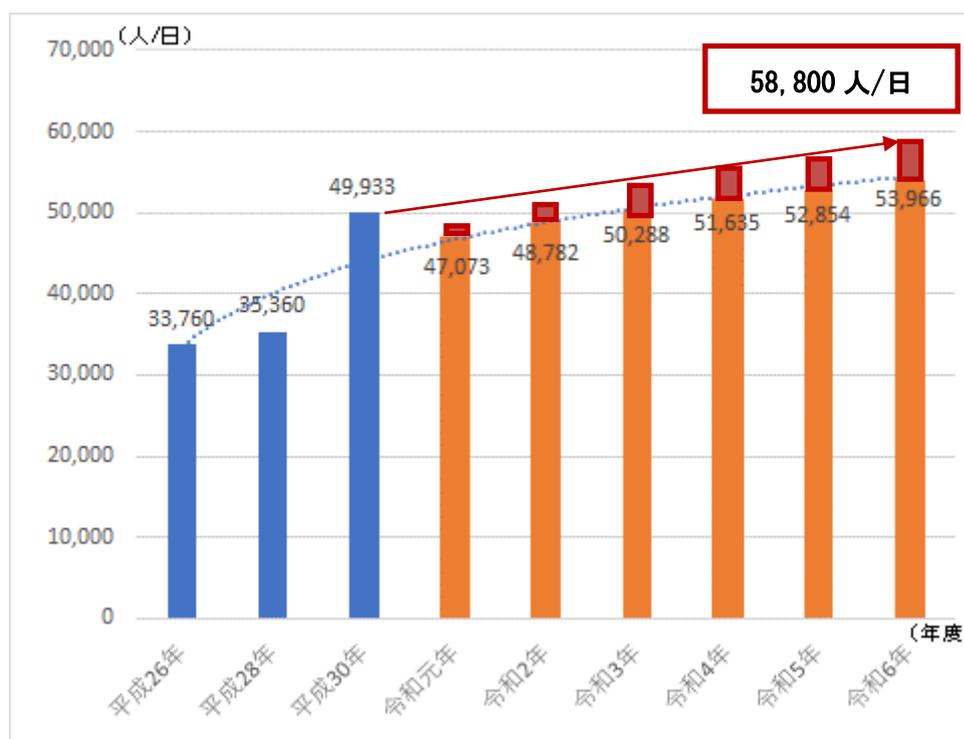
※高崎駅東口の都市集客施設の1日あたりの利用者数は約3,740人(P.45参照)で、そのうち徒歩・自転車による利用者は、 $3,740 \text{人} \times 15\%$ (平成19年度高崎市中心市街地の活性化に関するアンケート 徒歩・自転車を利用する割合) = 561人で、そのうち中心市街地内で飲食や物販店舗を利用したと推計される人は、 $561 \text{人} \times \text{約} 22\% = 123 \text{人} \approx 120 \text{人}$ となります(P.48 2)の(※)参照。

以上から、回遊性向上に寄与するその他の事業の効果として、 $20 \text{人/日} + 250 \text{人/日} + 120 \text{人/日} = \underline{390 \text{人/日}}$ を見込みます。

⑤ その他、中心市街地の趨勢効果(トレンド推計)

- 高崎駅周辺から中心商店街等への回遊性を高める取り組みの効果を検証するため、第2期基本計画における調査地点を見直した歩行者・自転車通行量のトレンド推計(オレンジ色部分)は以下の通りです。

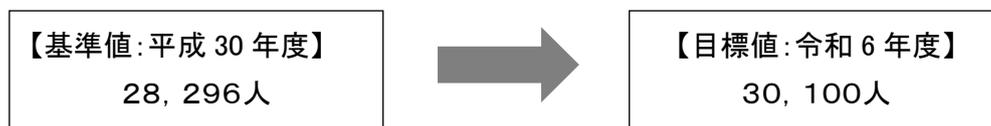
【歩行者・自転車通行量・推計値及び目標値】



※追加した調査地点は隔年測定のため、トレンド推計に際しては、平成26年、平成28年、平成30年の測定結果を用いている。

目標指標3 区域内居住人口

区域内居住人口の令和6年度における数値目標は、高崎駅東口第九地区市街地再開発事業に伴う効果や、高崎市居住誘導策による要件緩和で加速することが想定される高層マンション建設に伴う効果を、特段の方策を講じない場合の将来推計値（トレンド推計）に加算して設定します。



■数値目標の積算結果

積算根拠	数値
① 高崎駅東口第九地区市街地再開発事業に伴う効果	583人
② 高崎市居住誘導策に伴う効果	875人
③ 多機能型住居の入居者支援に伴う効果	80人
④ その他、中心市街地の趨勢効果（トレンド推計）	28,595人
数値目標（①+②+③+④）	30,133人 ≒ 30,100人

① 高崎駅東口第九地区市街地再開発事業に伴う効果

高崎駅東口第九地区市街地再開発事業により整備され、令和2年から入居可能となる予定の高層マンションは、222戸（1LDK：21戸、2LDK：45戸、3LDK：152戸、4LDK：4戸）が供給予定です。世帯人員を、1LDK：1人、2LDK：2人、3LDK：3人、4LDK：4人と設定し、この事業による新規居住人口を、 $(21 \text{戸} \times 1 \text{人}) + (45 \text{戸} \times 2 \text{人}) + (152 \text{戸} \times 3 \text{人}) + (4 \text{戸} \times 4 \text{人}) = \underline{583 \text{人}}$ と想定します。

② 高崎市居住誘導策に伴う効果

中心市街地において、平成24年度から平成30年度までに提出された共同住宅申請（完了検査済）では、高層住宅（目安：10階以上）が5件（10階：1件、14階：3件、15階：1件）となっています。平均戸数は約70戸で、間取りは2LDKと3LDKが中心となっています。

計画期間内においては、平成30年度から、容積率緩和などを定めた高崎市居住誘導策が制度運用されたことで、これまで以上に高層マンション等の建設が進むものと想定されるため、現在計画のあるものを含め5件程度の高層住宅の誘導が図られるものとしします。

1棟あたり70戸と想定し、2LDK：35戸、3LDK：35戸とし、世帯人員を2LDK：2人、3LDK：3人と設定すると、居住者数は $(2 \text{人} \times 35 \text{戸}) + (3 \text{人} \times 35 \text{戸}) = 70 + 105 = \underline{175 \text{人}}$ となります。

以上から、同事業に伴う新規居住人口は、 $175 \text{人} \times 5 \text{件} = \underline{875 \text{人}}$ を想定します。

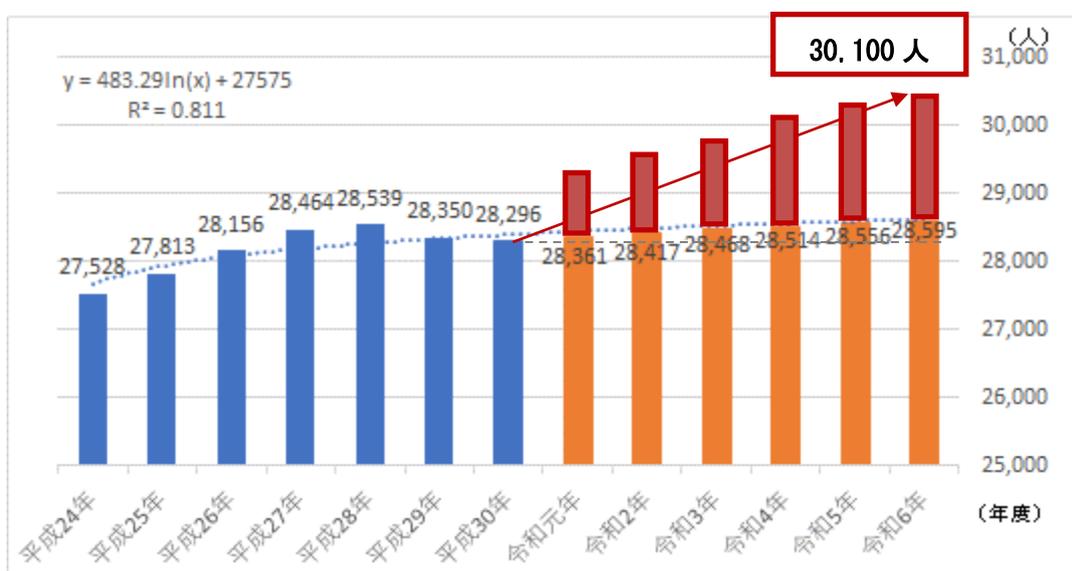
③ 多機能型住居の入居者支援に伴う効果

第2期基本計画期間に建設した多機能型住居（オアシス高崎）には、子育て支援を行う子育てなんでもセンターや多世代交流ができるシルバーセンター、民間事業者が運営するサービス付高齢者向け住宅、市が運営する介護士、保育士、看護師やこれらの職業を目指す学生向けのマンションが整備されています。多機能型住居住宅借上事業に伴う新規居住人口は現在の入居者数約80人を維持するものとします。

④ その他、中心市街地の趨勢効果（トレンド推計）

中心市街地の人口は平成29年度まで増加傾向にあったものが、平成29年度から減少に転じています。この傾向をトレンド推計にすると以下の通り（オレンジ色部分）です。

【居住人口・推計値及び目標値】



(4) 数値目標のまとめ

目標指標	基準値	目標値	増加数 (増加率)
都市集客施設の 利用者数の合計値 (人/年)	883,107 人/年 (平成30年度)	2,235,000 人/年 (令和6年度)	1,351,893 人/年 (153.1%)
歩行者・自転車通行(休日) (人/日)	49,933 人/日 (平成30年度)	58,800 人/日 (令和6年度)	8,867 人/日 (17.8%)
区域内居住人口 (人)	28,296 人 (平成30年度)	30,100 人 (令和6年度)	1,804 人 (6.4%)

(5) フォローアップの時期と方法

(4) の3つの目標指標の達成状況を、以下の要領で定期的にフォローアップし、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じます。

■フォローアップの時期と方法

目標指標	フォローアップの時期	フォローアップの方法
都市集客施設の利用者数の合計値 (人/年)	翌年度4月～5月	中心市街地の都市集客施設 (群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、美術館、タワー美術館、高崎アリーナ、高崎芸術劇場、Gメッセ群馬、高崎市東町市民活動センターの8施設) の年間利用者数を用いる。
歩行者・自転車通行量(休日) (人/日)	翌年度4月～5月	中心商店街 (13地点) 及び高崎駅東口 (1地点) の計14地点の歩行者・自転車通行量調査を実施する。
区域内居住人口 (人)	翌年度4月～5月	各年度3月31日現在中心市街地の区域を構成する町の住民基本台帳人口 (外国人を含む) を集計する。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

【現状分析】

本市の中心市街地は、昭和 57 年の上越新幹線の整備をきっかけにまちづくりが大きく進展し、これまでに、高崎駅の改良、大規模商業施設やマンションの建設、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の市街地の整備改善事業が数多く実施されてきました。

この結果、特に高崎駅西口地区では、都市基盤の整備や拠点街区の形成が概ね完了し、高崎市の顔にふさわしい高質な街並みが形成されています。

一方、高崎駅東口地区や高崎駅の南側の地区においても、平成 26 年の関越自動車道高崎玉村スマート IC の開設を契機に開発動向が加速し、高崎芸術劇場、高崎アリーナといった都市集客施設が整備されるなど、まちの姿を大きく変貌させてきました。

【市街地の整備改善の必要性】

高崎駅は、本県の玄関口にとどまらず、首都圏と上越・北陸方面をつなぐ結節点として位置づけられており、このような地域ポテンシャルを背景に、本市は、『関東と信越を「つなぐ都市」から「中心都市」「創造都市」へ』と、新たな都市発展を目指しています。

そのような展望の中で、現在、高崎駅東口エリアでは、高崎芸術劇場、高崎アリーナに加えて、高崎駅東口栄町地区並びに高崎駅東口第九地区の市街地再開発事業が進められており、多様な都市機能の一層の集積が見込まれています。さらに、現在群馬県も G メッセ群馬の整備が完了し、今後は、広域圏から人を呼び込む「中心都市」「創造都市」の一大集客拠点ゾーンが形成されることが期待されます。

以上の背景から、現在進められている市街地の整備改善に係る各種事業は、目標 1 に掲げた「来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成」に貢献し、本市の新たな都市発展を牽引する重要な役割を果たすことが期待されることから、引き続き、事業の推進を図っていきます。

【フォローアップの考え方】

事業所管課や中心市街地活性化協議会などと連携して、事業の進捗状況や事業効果等について検証し、必要に応じて改善措置を講じます。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 宮元町第二地区優良建築物等整備事業</p> <p>【内容】 土地利用の共同化を図り、共同住宅、商業テナント、駐車場等の整備</p> <p>【実施時期】 令和3年度～令和9年度</p>	宮元町第二地区優良建築物等整備事業施行者	<p>共同住宅、商業テナント、駐車場等を整備することにより、居住人口の増加や商業拠点施設機能の再構築を図る。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”、“快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）</p> <p>【実施時期】 令和3年度～令和6年度</p>	
<p>【事業名】 連雀町地区優良建築物等整備事業</p> <p>【内容】 土地利用の共同化を図り、共同住宅、公益施設、駐車場等の整備</p> <p>【実施時期】 令和5年度～令和9年度</p>	連雀町地区優良建築物等整備事業施行者	<p>共同住宅、公益施設、駐車場等を整備することにより、居住人口の増加や商業拠点施設機能の再構築を図る。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”、“快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）</p> <p>【実施時期】 令和5年度～令和6年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業</p> <p>【内容】 店舗、オフィスなどで構成する複合施設を整備</p> <p>【実施時期】 平成 22 年度～令和 10 年度</p>	再開発組合	<p>高崎駅東口に店舗、オフィスなどの都市機能を備えた再開発ビルを整備することにより、隣接する高崎芸術劇場と一体で、中心市街地の新たな賑わい拠点を形成する。</p> <p>この事業は、“来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等（高崎駅東口栄町地区））</p> <p>【実施時期】 令和 6 年度</p>	
<p>【事業名】 再開発と一体となったまちづくり検討業務</p> <p>【内容】 高崎駅東口栄町地区の再開発ビルの市権利床を活用して、子ども図書館やキッズスペース、ギャラリー等を整備</p> <p>【実施時期】 令和 5 年度～令和 6 年度</p>	高崎市	<p>高崎駅東口に建設する再開発ビルに子ども図書館やキッズスペース、ギャラリー等を整備することにより、中心市街地における多世代の市民の来訪や交流を促進する。</p> <p>この事業は、“来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 都市構造再編集中支援事業（高崎駅周辺地区）</p> <p>【実施時期】 令和 5 年度～令和 6 年度</p>	
<p>【事業名】 高松かわまち展望レストハウス整備事業</p> <p>【内容】 高崎産農産物を紹介・即売・飲食できるスペースを備えた展望レストハウスの整備</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度～令和 7 年度</p>	高崎市	<p>高崎産農産物を紹介・即売・飲食できるスペースを備えた展望レストハウスを整備することにより、まちなか回遊性の向上・来訪者の増加を促進する。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 都市構造再編集中支援事業</p> <p>【実施時期】 令和 5 年度～令和 6 年度</p>	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高崎駅東口第九地区市街地再開発事業</p> <p>【内容】 共同住宅、駐車場等の整備と、高崎駅東口と当該地区を接続するペDESTリアンデッキの整備</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度～令和 2 年度</p>	<p>高崎駅東口第九地区市街地再開発事業施行者</p>	<p>当該地区に土地の高度利用を促進するため、共同住宅、駐車場、ペDESTリアンデッキ等を整備し、高崎駅東口周辺の居住人口の増加と駐車場不足の解消、歩行者の回遊性向上に対応することにより、中心市街地の活性化に寄与する。</p> <p>この事業は、“快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成”の実現に必要なものである。</p>		
<p>【事業名】 市道 A-583 号線 道路改築事業</p> <p>【内容】 小中学校の通学路の歩道の段差の解消</p> <p>【実施時期】 平成 30 年度～令和 5 年度</p>	<p>高崎市</p>	<p>中心市街地の小中学校の通学路に指定されている路線において、歩道の段差を解消することにより、小中学校の児童・生徒や居住者、来訪者が安全に回遊できる中心市街地の形成に寄与する。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要なものである。</p>		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

【現状分析】

中心市街地には、多くの公共公益施設等の都市福利施設が立地しており、まちなか居住者や市民に対する公共サービスや文化的な暮らしを支える重要な役割を担っています。

■ 中心市街地に立地している都市福利施設

分類	施設名
官公庁施設	市役所、高崎駅市民サービスセンター(パスポートセンター併設)、子育てなんでもセンター、裁判所(支部)
医療・福祉施設	高崎総合医療センター、総合保健センター
文化・スポーツ施設	中央図書館、高崎アリーナ、高崎芸術劇場、群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、シンフォニーホール、美術館、タワー美術館、旧井上房一郎邸、Gメッセ群馬
その他	高崎郵便局

【都市福利施設を整備する事業の必要性】

本市の中心市街地には、公共公益施設等が数多く集積し、市民に都市福利機能を提供していますが、目標3に掲げた「快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成」を目指す上で、今後、都市福利機能の一層の充実が求められます。

特に、都市集客施設等の整備が進められている高崎駅東口においては、高崎芸術劇場を中心に、市民文化を創造・発信する新たな都市福利施設等の導入が求められます。

【フォローアップの考え方】

事業所管課や中心市街地活性化協議会などと連携して、事業の進捗状況や事業効果等について検証し、必要に応じて改善措置を講じます。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 再開発と一体となったまちづくり検討業務</p> <p>【内容】 高崎駅東口栄町地区の再開発ビルの市権利床を活用して、子ども図書館やキッズスペース、ギャラリー等を整備</p> <p>【実施時期】 令和5年度～令和6年度 ※再掲 55 ページ参照</p>	高崎市	<p>高崎駅東口に建設する再開発ビルに子ども図書館やキッズスペース、ギャラリー等を整備することにより、中心市街地における多世代の市民の来訪や交流を促進する。</p> <p>この事業は、“来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 都市構造再編集中支援事業（高崎駅周辺地区）</p> <p>【実施時期】 令和5年度～令和6年度</p>	
<p>【事業名】 高崎市東町市民活動センター建替事業</p> <p>【内容】 老朽化した既存建物の建替え</p> <p>【実施時期】 令和2年度～令和6年度</p>	高崎市	<p>老朽化した既存建物を建替え、勤労者の福利厚生や地域住民のレクリエーション活動等のための会議室、体育館等を整備することにより、中心市街地における多世帯の市民の来訪や交流を促進する。</p> <p>この事業は、“快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 都市構造再編集中支援事業（高崎駅周辺地区）</p> <p>【実施時期】 令和3年度～令和6年度</p>	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

該当なし

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

〔1〕 まちなか居住の推進の必要性

【現状分析】

全国的に少子高齢化、人口減少が進む中、本市の中心市街地では、これまで民間マンションの建設等に伴う若年層やファミリー層等の転入による人口増加傾向が続いてきましたが、ここ数年、人口の増加が頭打ちの状態になっています。

現在、中心市街地で計画されている民間高層マンションは以下のとおりであり、これらが完成すれば、新たに約450戸の居住スペースが供給されることとなります。

■ 中心市街地で建設中、建設予定の民間高層マンション（令和元年10月現在）

	町名	戸数
1	田町	74戸
2	東町	222戸
3	北通町	54戸
4	あら町	101戸
合計		451戸

【まちなか居住を推進する事業の必要性】

中心市街地の人口の伸び悩みがこのまま推移すれば、中心市街地の活力を下支えする居住人口が減少し、地域コミュニティの維持が困難になることが危惧されることから、目標3に掲げた通り、「快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成」を図るために、民間マンションの建設等を誘導し、住宅供給を促進する必要があります。第2期基本計画期間中に整備した「多機能型住居」については、中心市街地に不足している高齢者向け住宅を確保するとともに、介護士、保育士、看護師などの職業を目指す学生等に市が借上げた住宅を低廉な家賃で供給するなどの支援を行い、多様な世代が居住しやすい環境づくりに努めていきます。

同時に、地域コミュニティの維持・増進を図るために、各地域の祭りや清掃活動等の行事を積極的に実施することにより、新旧住民間のコミュニティ形成（地域交流）が図られるよう取り組みながら、暮らしやすい環境づくりを並行して進めていくことが重要になります。

【フォローアップの考え方】

事業所管課や中心市街地活性化協議会などと連携して、事業の進捗状況や事業効果等について検証し、必要に応じて改善措置を講じます。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 宮元町第二地区優良建築物等整備事業</p> <p>【内容】 土地利用の共同化を図り、共同住宅、商業テナント、駐車場等の整備</p> <p>【実施時期】 令和3年度～令和9年度 ※再掲54ページ参照</p>	宮元町第二地区優良建築物等整備事業施行者	<p>共同住宅、商業テナント、駐車場等を整備することにより、居住人口の増加や商業拠点施設機能の再構築を図る。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”、“快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）</p> <p>【実施時期】 令和3年度～令和6年度</p>	
<p>【事業名】 連雀町地区優良建築物等整備事業</p> <p>【内容】 土地利用の共同化を図り、共同住宅、公益施設、駐車場等の整備</p> <p>【実施時期】 令和5年度～令和9年度 ※再掲54ページ参照</p>	連雀町地区優良建築物等整備事業施行者	<p>共同住宅、公益施設、駐車場等を整備することにより、居住人口の増加や商業拠点施設機能の再構築を図る。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”、“快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）</p> <p>【実施時期】 令和5年度～令和6年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高崎駅東口第九地区市街地再開発事業</p> <p>【内容】 共同住宅、駐車場等の整備と、高崎駅東口と当該地区を接続するペデストリアンデッキの整備</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度～令和 2 年度 ※再掲 56 ページ参照</p>	<p>高崎駅東口第九地区市街地再開発事業施行者</p>	<p>当該地区に土地の高度利用を促進するため、共同住宅、駐車場、ペデストリアンデッキ等を整備し、高崎駅東口周辺の居住人口の増加と駐車場不足の解消、歩行者の回遊性向上に対応することにより、中心市街地の活性化に寄与する。</p> <p>この事業は、“快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成”の実現に必要なものである。</p>		
<p>【事業名】 高崎市居住誘導策</p> <p>【内容】 高度利用地区を指定し、集合住宅等の立地を促進</p> <p>【実施時期】 平成 30 年度～</p>	<p>高崎市</p>	<p>建築規制となる容積率などの緩和を受けられる高度利用地区の指定を制度化することにより、集合住宅等の立地を促進し、中心市街地の活力の源である居住人口の増加を図る。</p> <p>この事業は、“快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成”、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要なものである。</p>		
<p>【事業名】 多機能型住居住宅借上事業</p> <p>【内容】 入居を促進するため、市が民間管理者に住宅借上料を支援</p> <p>【実施時期】 平成 29 年度～</p>	<p>高崎市</p>	<p>多世代間の交流を目的として中心市街地に整備された多機能型住居において、高齢者向け住宅、介護、幼児期の教育、保育、看護等の分野を学ぶ学生やそれらの施設で働く人を対象とした住宅の供給など、民間事業者と市が協働し、まちなかの居住人口の増加を図る。</p> <p>この事業は、“快適・</p>		

		<p>便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成”、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 地域活動推進補助事業</p> <p>【内容】 小学校区単位で組織する地域づくり活動協議会が実施する各事業に対する補助</p> <p>【実施時期】 平成 23 年度～</p>	高崎市	<p>地域住民間の交流を深めるために、市内の小中学校区単位で組織する各地域づくり活動協議会が実施する祭りや清掃活動等、各種事業に対して行う補助について、中心市街地区域の協議会に対しても補助を行うことにより、地域コミュニティの維持・増進を図り、居住人口の維持、増加につなげる。</p> <p>この事業は、“快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業 その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

【現状分析】

これまで取り組んできた経済活力の向上に係る施策の効果により、中心市街地の活力と賑わいは順調に回復しており、特に、平成29年の高崎オーパの開業等に伴い、小売業年間商品販売額、歩行者・自転車通行量といった経済活力に関する指標は、高崎駅周辺を中心に大幅に向上しました。

しかし、高崎駅から少し離れた中心商店街では、中心市街地全体の回遊性の向上を図る高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業、高崎まちなかオープンカフェ推進事業や高崎市まちなか商店リニューアル助成事業、各種のイベント事業等の施策により一定の成果は見られたものの、高崎駅周辺に比して必ずしも十分な成果を発揮するには至っていません。

【商業の活性化のための事業及び措置の必要性】

中心市街地活性化の要となる商業の活性化を図るための施策には、引き続き重点的に取り組むことが求められます。

イベント事業に関しては、これまで継続的に実施してきた事業に加えて、まちなかへの集客に資する新たなイベント事業に取り組むことが求められます。

また、中心商店街の賑わい回復を図る観点から、高崎駅周辺への来街者を中心市街地全体に回遊してもらおう新たな事業にも取り組むことが求められます。

【フォローアップの考え方】

事業所管課や中心市街地活性化協議会などと連携して、事業の進捗状況や事業効果等について検証し、必要に応じて改善措置を講じます。

〔2〕 具体的事業の内容

（1） 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
【事業名】 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定 【内容】 大規模小売店舗立地法の手続きを簡素化できる「特例区域」の指定を群馬県に要請 【実施時期】 平成 20 年度～	高崎市	中心市街地の活性化に特に必要な区域を特例区域として指定し、大型店の迅速な立地を促進することで、計画的なまちなかの開発等に寄与する。 この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。	【支援措置】 大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域） 【実施時期】 令和 2 年度～ 令和 6 年度	

（2） ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
【事業名】 中心市街地商業活性化支援事業 【内容】 商店街団体等が実施する各種ソフト事業に対して、事業費の一部を支援 【実施時期】 平成 20 年度～	高崎市	商店街団体等が主体的に取り組む各種ソフト事業の実施を支援することにより、中心商店街の活性化を促進する。 この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月	区域内
【事業名】 ようこそ高崎人情市 【内容】 もてなし広場でフリーマーケットや各種イベント等を開催 【実施時期】 平成 11 年度～	特定非営利活動法人高崎やる気堂	もてなし広場における朝市やフリーマーケット等の催しを継続的に開催することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。 この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月	区域内
【事業名】 たかさきスプリングフェスティバル 【内容】 高崎に残る市民芸能を観覧できる「市民芸能祭」や「フリーマーケット」などを開催 【実施時期】 平成元年度～	たかさきスプリングフェスティバル実行委員会	子どもからお年寄りまで楽しめる催しを開催することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。 この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月	区域内

<p>【事業名】 高崎マーチングフェスティバル</p> <p>【内容】 市街地コースのマーチングパレードや高崎アリーナでのキッズドリルやフィールドドリル等を開催</p> <p>【実施時期】 平成2年度～</p>	<p>高崎マーチングフェスティバル協会</p>	<p>多くの市民が観覧できる音楽フェスティバルを開催することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。</p> <p>この事業は、“来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成”、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和2年4月～ 令和7年3月</p>	<p>区域内</p>
<p>【事業名】 高崎まつり・高崎山車まつり</p> <p>【内容】 大花火大会、山車や神輿などの伝統芸能、飲食店の出店など</p> <p>【実施時期】 昭和50年度～</p>	<p>高崎まつり実行委員会 高崎山車まつり実行委員会</p>	<p>昭和50年から中心市街地で開催されている高崎の夏を彩る一大まつりであり、市民文化の向上や地域の発展に寄与している。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和2年4月～ 令和7年3月</p>	<p>区域内外</p>
<p>【事業名】 たかさき能</p> <p>【内容】 中心市街地内文化施設における「たかさき能」の公演</p> <p>【実施時期】 昭和61年度～</p>	<p>たかさき能実行委員会</p>	<p>白衣大観音築造50周年を記念して始まった「たかさき能」は、古き良き伝統を守り伝え、市民文化の向上や地域の発展に寄与している。</p> <p>この事業は、“来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成”、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和2年4月～ 令和7年3月</p>	<p>区域内</p>
<p>【事業名】 高崎えびす講市</p> <p>【内容】 商店街での売り出しや各種イベントの開催</p> <p>【実施時期】 昭和4年度～</p>	<p>高崎えびす講市実行委員会</p>	<p>市内の小売業者が、商売の神様であるえびす様に一年の商売繁盛を祈願するとともに、報恩感謝の意を込めた大売出しを行う商都高崎の冬の風物詩である。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和2年4月～ 令和7年3月</p>	<p>区域内外</p>

<p>【事業名】 高崎映画祭</p> <p>【内容】 毎年 3～4 月に市内各所で映画を上映</p> <p>【実施時期】 昭和 62 年度～</p>	<p>高崎映画祭委員会</p>	<p>地方では上映されにくい映画などを約 2 週間の開催期間中に 60 本以上上映する映画祭であり、高崎文化を特徴づけるイベントの一つとして定着している。</p> <p>この事業は、“来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成”、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月</p>	<p>区域内</p>
<p>【事業名】 たかさき食文化情報発信事業</p> <p>【内容】 食文化に関するイベントの開催</p> <p>【実施時期】 平成 23 年度～</p>	<p>高崎飲食業活性化協議会</p>	<p>高崎にまつわる伝統的食文化の継承と新たな食文化の創造により、中心市街地への来訪者の増加と賑わいの向上を図る。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月</p>	<p>区域内</p>
<p>【事業名】 高崎商都博覧会</p> <p>【内容】 中心市街地の大型店 5 店によるイベントの開催</p> <p>【実施時期】 平成 22 年度～</p>	<p>高崎商工会議所 高崎商都博覧会実行委員会</p>	<p>中心市街地の大型店 5 店舗をパビリオンと位置付け、各店が趣向を凝らしたイベントを開催することにより、商都高崎の魅力を発信する。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月</p>	<p>区域内</p>
<p>【事業名】 高崎バル</p> <p>【内容】 中心市街地の飲食店で食べ歩きとまち歩きを楽しむイベントの開催</p> <p>【実施時期】 平成 23 年度～令和 4 年度</p>	<p>高崎商工会議所 高崎飲食業活性化協議会</p>	<p>まちなかの飲食店の協力のもと、食べ歩きとまち歩きを楽しんでもらうイベントを開催することにより、高崎の飲食業界の振興と新しい食文化の創造を目指す。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和 2 年 4 月～ 令和 5 年 3 月</p>	<p>区域内外</p>

<p>【事業名】 高崎まちなかオープンカフェ 推進事業</p> <p>【内容】 中心市街地の歩道上でオープンカフェを実施</p> <p>【実施時期】 平成 25 年度～</p>	<p>高崎まちなかオープンカフェ推進協議会</p>	<p>都市再生特別措置法の改正を受けて歩道上でオープンカフェを実施し、開放的な空間を演出することで集客を図り、まちなかの賑わいを創出する。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月</p>	<p>区域内</p>
<p>【事業名】 高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業</p> <p>【内容】 中心市街地の歩道等にサイクルポートを設置し、自転車の貸出しを実施</p> <p>【実施時期】 平成 25 年度～</p>	<p>高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会</p>	<p>手軽に利用できるまちなかの移動手段としてコミュニティサイクルを実施することで、中心市街地の回遊性向上に寄与する。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月</p>	<p>区域内</p>
<p>【事業名】 コミュニティ施設活動支援事業</p> <p>【内容】 商店街団体や NPO などが行うコミュニティ活動への支援</p> <p>【実施時期】 平成 16 年度～</p>	<p>高崎市</p>	<p>空き店舗を活用した文芸作品等の映画上映など、商店街団体や NPO などが行うコミュニティ施設の運営に対し支援を行い、まちなかのコミュニティ活動の推進を図る。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月</p>	<p>区域内</p>
<p>【事業名】 高崎光のページェント</p> <p>【内容】 イルミネーションや各種イベントの開催</p> <p>【実施時期】 平成 6 年度～</p>	<p>高崎光のページェント実行委員会</p>	<p>イルミネーションによるまちの演出や様々なイベントの実施により、賑わいの創出や来訪者の回遊性を高め、訪れたい魅力ある中心市街地づくりを行う。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月</p>	<p>区域内</p>

<p>【事業名】 中心市街地通行量動向調査事業</p> <p>【内容】 歩行者・自転車通行量の調査</p> <p>【実施時期】 昭和34年度～</p>	高崎市	<p>中心市街地の活力や賑わいを評価する指標として、歩行者・自転車通行量を定期的に調査する。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和2年4月～ 令和7年3月</p>	区域内
<p>【事業名】 たかさき春まつり</p> <p>【内容】 桜開花時期のイベント開催</p> <p>【実施時期】 平成20年度～</p>	たかさき春まつり実行委員会	<p>春の桜の開花時期に観光客の誘客を目的に、もてなし広場と観音山会場で、子供遊びコーナーや飲食・物販ブースを設置した「たかさき春まつり」を実施している。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和2年4月～ 令和7年3月</p>	区域内外
<p>【事業名】 高崎音楽祭</p> <p>【内容】 高崎芸術劇場を中心に音楽イベントを開催</p> <p>【実施時期】 平成2年度～</p>	高崎音楽祭委員会	<p>“音楽のある街・高崎”を代表する音楽イベントであり、高崎芸術劇場を中心に、クラシックやジャズなど、あらゆる音楽が集結し、大きな賑わいを見せている。</p> <p>この事業は、“来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成”、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和2年4月～ 令和7年3月</p>	区域内
<p>【事業名】 高崎市民美術展覧会</p> <p>【内容】 市内在住・在勤・在学・出身者の美術作品の展示</p> <p>【実施時期】 昭和10年代～</p>	高崎市民美術展覧会実行委員会	<p>市民の芸術活動の発表の場として展覧会を開催することにより、美術に対する創作意欲と鑑賞力を高め、市民芸術文化の向上を図る。</p> <p>この事業は、“来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和2年4月～ 令和7年3月</p>	区域内

<p>【事業名】 まちなか音楽活動助成事業</p> <p>【内容】 まちなか音楽活動の支援</p> <p>【実施時期】 平成 24 年度～</p>	<p>高崎おと まちプロ ジェクト</p>	<p>“音楽のある街・高崎”の実現に向けて、街かどや商店などにおいて週末を中心に日常的に行われる音楽活動（路上ライブ）を支援する。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月</p>	<p>区域内</p>
<p>【事業名】 企画文化事業</p> <p>【内容】 市民の文化的活動の成果を発表する場の提供</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～</p>	<p>高崎市</p>	<p>国内外のエンターテインメント性の高い芸術鑑賞の機会とともに市民の文化的活動の成果を発表する場を提供することで、文化施設を核とした集客に寄与する。</p> <p>この事業は、“来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月</p>	<p>区域内</p>
<p>【事業名】 高崎だるま市</p> <p>【内容】 高崎だるまを販売する「市」を開催</p> <p>【実施時期】 平成 28 年度～</p>	<p>高崎だる ま市実行 委員会</p>	<p>高崎を代表する伝統工芸品である「高崎だるま」を販売するだるま市を、元日からまちなかで開催することで、本市への誘客と中心市街地の活性化につなげていく。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月</p>	<p>区域内</p>
<p>【事業名】 たかさきキッズパーク</p> <p>【内容】 中心市街地内の公共施設内に子供向けの室内遊技場を設置</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度～</p>	<p>たかさき こどもま つり実行 委員会</p>	<p>中心市街地内の総合保健センター内に世界の優れた遊び道具を集めた全天候型の遊び場を設置することにより、親子連れなど多くの人々に楽しんでもらうとともに、まちなかを訪れる機会を創出し、活性化につなげていく。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月</p>	<p>区域内</p>

<p>【事業名】 高崎菓子まつり</p> <p>【内容】 市内の和洋菓子店による菓子に関するイベントの実施</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～</p>	<p>高崎菓子業組合</p>	<p>市内の菓子職人が作ったお菓子の販売や菓子づくり体験の実施等により、市内外からの多くの誘客を図り、まちなかの賑わいの創出につなげていく。</p> <p>この事業は、市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月</p>	<p>区域内</p>
<p>【事業名】 たかさきハロウィン</p> <p>【内容】 仮装コンテスト等の実施</p> <p>【実施時期】 平成 29 年度～</p>	<p>たかさきハロウィン実行委員会</p>	<p>こどもから大人まで参加できる仮装コンテストや音楽ライブを実施し、若者だけではなく家族連れなど多くの人々がまちなかを訪れることができる機会を提供する。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月</p>	<p>区域内</p>
<p>【事業名】 ストリートライブ in 高崎 どこもかしこも</p> <p>【内容】 中心市街地の各所で路上ライブを開催</p> <p>【実施時期】 平成 30 年度～</p>	<p>ストリートライブ in 高崎 どこもかしこも実行委員会</p>	<p>市内外から集まった様々なジャンルのミュージシャンが中心市街地の約 20 箇所で行い、まちなかのどこもかしこもが音楽で溢れることにより、中心市街地の賑わいの創出を図る。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月</p>	<p>区域内</p>
<p>【事業名】 高崎アートインキュベーション推進事業</p> <p>【内容】 中心市街地の商業施設や公共施設等を活用した芸術作品の展示</p> <p>【実施時期】 平成 28 年度～</p>	<p>高崎アートインキュベーション推進会議</p>	<p>高崎駅周辺を中心としたエリアで現代アートイベントを開催することにより、個性豊かな高崎発信型のアートの創造等を行うことで、本市の誘客と中心市街地の活性化につなげていく。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月</p>	<p>区域内</p>

<p>【事業名】 中央銀座アーケード街活性化事業</p> <p>【内容】 中央銀座アーケード街における各種イベントの実施</p> <p>【実施時期】 令和元年度～</p>	高崎市	<p>再整備した中央銀座アーケード街において各種イベントを実施することにより、中心商店街の活性化に寄与する。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和2年4月～ 令和7年3月</p>	区域内
<p>【事業名】 高崎市まちなか商店リニューアル助成事業（区域内外装工事分）</p> <p>【内容】 商店等のリニューアルを推進するための助成事業</p> <p>【実施時期】 平成25年度～</p>	高崎市	<p>中心市街地の店舗等で、通りに面した外装工事を行う際の費用の一部を支援することにより、店舗の魅力アップとまちなみの景観整備につながり、集客力の向上と賑わいの創出に寄与する。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和2年4月～ 令和7年3月</p>	区域内
<p>【事業名】 お店ぐるりんタクシー運行事業</p> <p>【内容】 中心市街地を循環する無料のタクシーを運行</p> <p>【実施時期】 令和元年度～</p>	高崎市	<p>中心市街地を循環する、乗り降り自由で無料の交通手段を整備することにより、さらなる回遊性向上を図るとともに、交通弱者支援にもつなげる。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和2年4月～ 令和7年3月</p>	区域内
<p>【事業名】 まちなか教育活動センター（あすなろ）運営事業</p> <p>【内容】 市内大学の学生による音楽喫茶の運営</p> <p>【実施時期】 平成25年度～</p>	特定非営利活動法人高崎まちなか教育活動センターあすなろ	<p>高崎市との連携のもと、高崎経済大学の学生により店舗を活用した文化事業や地域振興に取り組み、活動の拠点とすることで、中心市街地の活性化に繋げる。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和2年4月～ 令和7年3月</p>	区域内

<p>【事業名】 絶メシ</p> <p>【内容】 絶品グルメを提供する飲食店をSNSや口コミで紹介</p> <p>【実施時期】 平成29年度～</p>	高崎市	<p>本事業の実施により、本市のPRや事業承継に寄与するとともに、市外からの来訪者が、中心市街地内の店舗を訪れる際や郊外の店舗への行き帰りの際に、駅周辺に立寄ってもらうことで、中心市街地の活性化につながる。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和2年4月～ 令和7年3月</p>	区域内外
<p>【事業名】 高崎じまん等支援事業</p> <p>【内容】 高崎産の農産物や加工品を販売する店舗の運営に対する補助</p> <p>【実施時期】 平成29年度～</p>	高崎市	<p>中心市街地内の大型商業施設「高崎オーパ」内に高崎産の良質な野菜やフルーツ、お土産品等を提供する店舗を設置し、高崎を市内外にPRする魅力的な空間を創出することで、まちなかを訪れる人の増加につなげる。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和2年4月～ 令和7年3月</p>	区域内
<p>【事業名】 キングオブパスタ</p> <p>【内容】 市内飲食店のパスタを試食し、投票する参加型イベントの開催</p> <p>【実施時期】 平成20年度～</p>	キングオブパスタ実行委員会	<p>高崎の食文化であるパスタのイベントを街なかで開催し、「パスタのまち高崎」を広くPRすることにより、中心市街地の賑わいに寄与する。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和2年4月～ 令和7年3月</p>	区域内
<p>【事業名】 たかさき雷舞フェスティバル</p> <p>【内容】 全国的に有名なYOSAKOI踊りを高崎風にアレンジした雷舞を披露するイベントの開催</p> <p>【実施時期】 平成16年度～</p>	たかさき雷舞フェスティバル実行委員会	<p>雷舞のダンスイベントをもてなし広場や駅前通り、高崎オーパ前を会場に開催することにより、中心市街地の賑わいに寄与する。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和2年4月～ 令和7年3月</p>	区域内

【事業名】 高崎はしご酒 【事業内容】 中心市街地の飲食店で食べ歩きとまち歩きを楽しむイベントの開催 【実施時期】 令和5年度～	高崎商工会議所 高崎はしご酒実行委員会	まちなかの飲食店の協力のもと、食べ歩きとまち歩きを楽しんでもらうイベントを開催することにより、高崎の飲食業界の振興と新しい食文化の創造を目指す。 この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 令和5年4月～ 令和7年3月	区域内
【事業名】 高崎太鼓祭り 【内容】 和太鼓団体によるイベントの開催 【実施時期】 令和5年度～	高崎太鼓祭り実行委員会	和太鼓団体が、もてなし広場や高崎駅西口などの複数個所で一斉に演奏することにより“音楽のある街・高崎”を演出し、中心市街地の賑わいの創出を図る。 この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 令和5年4月～ 令和7年3月	区域内

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
【事業名】 群馬交響楽団定期演奏会 【内容】 群馬交響楽団による定期演奏会の開催 【実施時期】 昭和20年度～	公益財団法人群馬交響楽団	“音楽のある街・高崎”を代表する群馬交響楽団によるコンサートであり、高崎芸術劇場を中心に年約10回実施することにより集客を図る。 この事業は、“来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成”、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。	【支援措置】 舞台芸術創造活動活性化事業 【実施時期】 令和2年度～ 令和6年度	

<p>【事業名】 「世界の記憶」上野三碑保存活用事業</p> <p>【内容】 「上野三碑」の周知を図るための各種イベントの実施</p> <p>【実施時期】 平成 29 年度～</p>	<p>群馬県 高崎市 上野三碑 普及推進 会議</p>	<p>「上野三碑」の歴史的価値を広く知ってもらうために、駅構内のレプリカ設置、電車のラッピング、無料めぐりバスの運行、ボランティアガイド、三碑に関する文化財展等を実施することにより市内外から多くの人が訪れ、中心市街地の賑わいの創出につながる。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 地方創生推進交付金</p> <p>【実施時期】 令和 2 年度</p>	
<p>【事業名】 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業</p> <p>【内容】 店舗、オフィスなどで構成する複合施設を整備</p> <p>【実施時期】 平成 22 年度～令和 10 年度 ※再掲 55 ページ参照</p>	<p>再開発組合</p>	<p>高崎駅東口に店舗、オフィスなどの都市機能を備えた再開発ビルを整備することにより、隣接する高崎芸術劇場と一体で、中心市街地の新たな賑わい拠点的形成する。</p> <p>この事業は、“来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等（高崎駅東口栄町地区））</p> <p>【実施時期】 令和 6 年度</p>	
<p>【事業名】 高崎だるま市</p> <p>【内容】 高崎だるまを販売する「市」を開催</p> <p>【実施時期】 平成 28 年度～</p>	<p>高崎だるま市実行委員会</p>	<p>高崎を代表する伝統工芸品である「高崎だるま」を販売するだるま市を、元日からまちなかで開催することで、本市への誘客と中心市街地の活性化につなげていく。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p> <p>【実施時期】 令和 2 年度、令和 4 年度</p>	
<p>【事業名】 高崎市まちなか商店リニューアル助成事業（区域内外装工事分を除く）</p> <p>【内容】 商店等のリニューアルを推進するための助成事業</p> <p>【実施時期】 平成 25 年度～</p>	<p>高崎市</p>	<p>市内の店舗等で改装や備品購入をする際の費用の一部を支援することにより、店舗の魅力や集客力の向上に寄与する。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”</p>	<p>【支援措置】 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p> <p>【実施時期】 令和 2 年度～ 令和 4 年度</p>	

		の実現に必要である。		
--	--	------------	--	--

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎市中心市街地活性化対策資金融資事業 【内容】 中心市街地へ進出する商業者等に対する支援 【実施時期】 平成 18 年度～	高崎市	中心市街地エリア内において商業者等が事業用地、建物、設備を取得する際に必要とする資金を長期で低利な融資をすることにより、中心市街地の商業活性化を推進する。 この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。		
【事業名】 商店街環境施設整備事業 【内容】 アーケード・ベンチなどの商店街の環境施設整備支援 【実施時期】 昭和 52 年度～	高崎市	商店街団体等が実施する環境施設整備事業に要する費用や街路灯電気料金の費用の一部を補助することにより、中心市街地の商業活性化を推進する。 この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。		
【事業名】 空き店舗等情報発信事業 【内容】 空き店舗等に関する情報発信 【実施時期】 平成 14 年度～	高崎市	空き店舗に関する様々な情報を発信する総合サイトを活用して、空き店舗所有者と出店希望者のマッチングを支援することにより、中心市街地の商業活性化を推進する。 この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。		
【事業名】 フィルムコミッション事業 【内容】 ロケ地の誘致及び撮影支援 【実施時期】 平成 18 年度～	高崎フィルムコミッション	高崎映画祭などの活動により築いてきた映像関係団体とのネットワークを活用して、国内作品ばかりでなく海外作品の誘致活動にも取		

		<p>り組み、国際的な知名度の向上につなげる。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 高崎ストリートライブ</p> <p>【内容】 ジャズバンドを中心としたミュージシャンの出演によるストリートライブを開催</p> <p>【実施時期】 平成 8 年度～</p>	高崎ストリートライブ実行委員会	<p>路上ライブを開催し、気軽な場所で音楽を演奏、鑑賞する場を創出することにより、“音楽のある街・高崎”の実現に寄与する。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 高崎サウンド創造活動事業</p> <p>【内容】 アマチュアミュージシャンの音楽活動の支援</p> <p>【実施時期】 平成 25 年度～</p>	高崎市	<p>プロ用のレコーディングスタジオをプロミュージシャンに利用してもらうほか、有望なアマチュアミュージシャンのレコーディングを行うことで、高崎から全国、世界に羽ばたくミュージシャンを育成する。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 たかさき観光情報海外発信事業</p> <p>【内容】 外国人観光客向けの観光、グルメ情報の発信</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度～</p>	高崎市	<p>観光やグルメ情報などを、「外国人観光客おもてなし通訳・翻訳ボランティア」に翻訳してもらい、SNSを利用し、情報発信する。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 商店街等 PR 補助事業</p> <p>【内容】 商店街情報の案内・PR映像作製に対する補助</p> <p>【実施時期】 平成 30 年度～</p>	高崎市	<p>高崎オーパや J R のデジタル掲示板等を活用した商店街情報等の案内・PR をより一層促すことにより、中心市街地の商業活性化を推進する。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊で</p>		

		きる中心市街地の形成” の実現に必要である。		
<p>【事業名】 高崎芸術劇場集客推進事業</p> <p>【内容】 行政と民間の連携による様々な事業の開催</p> <p>【実施時期】 令和元年度～</p>	高崎市 (公財) 高崎財団 民間事業者等	<p>新たな都市集客施設として開館した高崎芸術劇場において、行政と民間が連携して様々な事業を開催し、まちなかの集客につなげていく。</p> <p>この事業は、“来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成”、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 国際スポーツイベント等開催支援</p> <p>【内容】 国際的、全国的規模のスポーツ大会の運営等の支援</p> <p>【実施時期】 平成 29 年度～</p>	高崎市	<p>高崎アリーナで開催する国際的、全国的規模のスポーツ大会の運営等に対して支援を行うことにより、まちなかの集客力向上につなげていく。</p> <p>この事業は、“来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成”、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 高崎駅東西回遊促進事業</p> <p>【内容】 高崎駅東口を訪れた人を、駅西口の商店街等へ誘引するための各種事業の実施</p> <p>【実施時期】 令和元年度～</p>	高崎市 (公財) 高崎財団	<p>高崎駅東口に新たに整備された都市集客施設を訪れた人を、駅西口の大型店や商店街へ誘引するため、駅東西の大型ビジョンでの商店街等のPR、コンサート時の商店街や飲食店の情報チラシの折込などを実施する。</p> <p>この事業は、“来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成”、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

【現状分析】

JR高崎駅の1日平均乗車人員は、近年まで横ばいで推移してきましたが、平成27年3月の北陸新幹線の開業を契機に増加傾向に転じ、平成30年現在、32,169人となっています。

また、上信電鉄高崎駅の1日平均乗車人員は、引き続き横ばい傾向が続いており、平成30年現在、2,280人となっています。

バス交通では、民間の4事業者による複数の営業路線があるものの、1日平均の乗客人員は横ばい傾向にあります。平成22年度から運行を開始した市内循環バス「ぐるりん」(都心循環線)は、平成25年度の年間利用者数53,233人が、平成30年度では65,530人と約1.2倍になり、中心市街地内を移動する利用者が増加している傾向が見受けられます。

【公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の必要性】

高崎駅は、上越新幹線と北陸新幹線が停車する広域交通ターミナルであり、東京駅から約100kmの距離を新幹線で約50分で結び、本県の玄関口にとどまらず、首都圏と上越・北陸方面をつなぐ結節点として位置づけられています。

このような大きな地域ポテンシャルを背景に、現在、高崎駅東口周辺では、高崎アリーナ、高崎芸術劇場、Gメッセ群馬等の、広域圏から交流人口を呼び込む新たな都市集客施設が整備され、本市は、『関東と信越を「つなぐ都市」から「中心都市」「創造都市」へ』と、新たな都市発展の歩みを続けています。

そして、中心市街地は、その中枢を担うエリアとしての役割が期待されており、公共交通機関の利便性の増進を図ることにより、高崎駅の東西両地区の一体性、回遊性の向上を図ることが求められています。

【フォローアップの考え方】

事業所管課や中心市街地活性化協議会などと連携して、事業の進捗状況や事業効果等について検証し、必要に応じて改善措置を講じます。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業</p> <p>【内容】 中心市街地の歩道等にサイクルポートを設置し、自転車の貸出しを実施</p> <p>【実施時期】 平成25年度～ ※再掲67ページ参照</p>	高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会	<p>手軽に利用できるまちの移動手段としての役割が期待され、中心市街地の回遊性向上が見込まれる。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和2年4月～ 令和7年3月</p>	区域内
<p>【事業名】 お店ぐるりんタクシー運行事業</p> <p>【内容】 中心市街地を循環する無料のタクシーを運行</p> <p>【実施時期】 令和元年度～ ※再掲71ページ参照</p>	高崎市	<p>中心市街地を循環する、乗り降り自由で無料の交通手段を整備することにより、さらなる回遊性向上を図るとともに、交通弱者支援にもつなげる。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和2年4月～ 令和7年3月</p>	区域内

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 市内循環バス「ぐるりん」都心循環線運行事業</p> <p>【内容】</p>	高崎市	高崎駅西口を起点として中心市街地内の公共施設・商業施設や医療機関を結ぶコミュニ		

<p>中心市街地内の公共施設等を結ぶコミュニティバスの運行</p> <p>【実施時期】 平成 21 年度～</p>		<p>ティバスを運行することで、中心市街地の回遊性の向上を図る。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 高崎アリーナシャトル運行事業</p> <p>【内容】 高崎アリーナと高崎駅等を連絡するシャトルバス</p> <p>【実施時期】 平成 29 年度～</p>	<p>高崎市</p>	<p>高崎駅、高崎アリーナ、城南野球場の間をシャトルバスで結ぶことで、自家用車や大型バスだけでなく鉄道を含めた公共交通でのアクセスを確保する。</p> <p>この事業は、“来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成”の実現に必要である。</p>		

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

(1) 市町村の推進体制の整備等

①高崎市の庁内組織

本市では、中心市街地活性化を担当するセクションとして、商工観光部産業政策課内に「中心市街地活性化担当」を設置し、職員3名体制で基本計画に関する業務全般を行っています。

平成31年1月に、庁内の関係17課から事業調査を行い、掲載事業の検討と調整を行いました。掲載事業については、担当者による協議を継続的に行っています。

さらに、第2期基本計画の事後評価と第3期基本計画策定に向け、庁内の中心市街地活性化推進体制として平成10年9月に設置した「高崎市中心市街地活性化対策推進本部」を開催し、部局間の調整を行いました。(平成19年5月～令和元年12月にかけて、合計で6回の推進本部会議を開催)

■基本計画に関連する庁内組織

	部局名	課名
1	総務部	企画調整課
2		文化課
3		スポーツ課
4	財務部	財政課
5	市民部	地域交通課
6	福祉部	長寿社会課
7	商工観光部	産業政策課
8		商工振興課
9		観光課
10	農政部	農林課
11	建設部	土木課
12		建築住宅課
13	都市整備部	都市計画課
14		都市集客施設整備室
15		市街地整備課
16		公園緑地課
17	教育部	文化財保護課

■高崎市中心市街地活性化対策推進本部の構成員

	部局名	職名	備考
1		副市長	本部長
2	商工観光部	商工観光部長	副本部長
3	総務部	総務部長	
4	財務部	財務部長	
5	市民部	市民部長	
6	福祉部	福祉部長	
7	農政部	農政部長	
8	建設部	建設部長	
9	都市整備部	都市整備部長	
10	教育部	教育部長	

②市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容

令和2年1月29日に開かれた、市議会市民経済常任委員会に「第3期高崎市中心市街地活性化基本計画（素案）」の概要と策定の進捗状況を説明し、了承されました。また、この素案は、委員会報告後、全ての市議会議員に資料を配布し、周知を行いました。

③フォローアップ体制

様々な中心市街地活性化施策に効果的に取り組むため、適正で効率のよい進行管理を商工観光部産業政策課で行うこととします。

具体的には、第3期基本計画に位置付けられた事業について、目標の達成状況を把握するため、定期的に庁内事業所管課から進捗状況の報告を受けるものとします。

報告された事業の進捗状況から見直しや改善を加え、最大限の効果の発現を目指します。

(2) 中心市街地活性化協議会に関する事項

高崎商工会議所と一般財団法人高崎市都市整備公社が中心となり、民間事業者、地域関係者、行政が協働して中心市街地の活性化を実現するために、中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項の規定に基づき、平成19年12月18日、「高崎市中心市街地活性化協議会」が設立されました。

協議会では、高崎市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに内閣総理大臣から認定を受けた基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、高崎市中心市街地の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的としています。

第3期基本計画の策定では、令和元年12月に協議会を開催し、計画の素案についての検討や意見交換等を行った結果、次の意見書が市長あてに提出されています。

■協議会の開催経過等

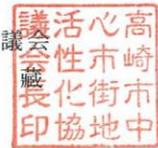
会議名	概要
中心市街地活性化協議会 (令和元年 12 月 25 日)	基本計画(素案)について 今後のスケジュールについて 意見書について
中心市街地活性化協議会 (令和 5 年 1 月 12 日)	第 3 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 (令和 5 年 5 月 16 日)	第 3 期基本計画の変更について

■高崎市中心市街地活性化協議会の意見書

令和2年1月15日

高崎市長
富岡賢治様

高崎市中心市街地活性化協議会
会長 児玉正



第3期高崎市中心市街地活性化基本計画（素案）について（意見書）

高崎市中心市街地活性化協議会は、第3期高崎市中心市街地活性化基本計画（素案）（以下「基本計画素案」という。）について、概ね妥当であると判断いたします。なお、当協議会の意見を下記に申し添えますので、中心市街地活性化に向けての事業実施にあたり配慮していただくようお願いいたします。

1 各事業の実施について

中心市街地の更なる賑わいや活力の向上は、将来に向かって高崎市が新たな都市発展を図る上で必要不可欠である。

このことを実現するには、基本計画素案が掲げる基本理念「高崎の活力と新しい文化を創造・発信する『賑わい・交流・文化都心』の形成 ～関東と信越を「つながる都市」から「中心都市」「創造都市」へ～」及び基本理念に沿った目標である「来訪者で賑わう集客ゾーンの形成」、「市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成」、「快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成」の達成に向けて、基本計画素案に掲載された事業を各主体において確実に実施することが重要である。

2 長期的な視点を取り入れた中心市街地の活性化について

基本計画素案に沿って、今後、各事業を実施していくとともに、下記の意見を取り入れ、長期的な視点に立った中心市街地の活性化を望む。

(1) 第2期計画期間中に整備した大規模都市集客施設等の有効活用により、更なる交流人口の拡大を図るとともに、まちなかの魅力や回遊性を高める取り組みを官民一体となって継続することにより、高崎駅周辺に集中する賑わいの効果を中心市街地全体に波及させる必要がある。

(2) 少子高齢化による人口減少が危惧されるなか、高崎市の都市機能が集中する中心市街地の活力を低下させることのないよう、居住誘導施策によるマンション等の住宅供給の促進と地域活動の支援による新旧住民間のコミュニティ形成を図り、居住人口の維持、増加に努める必要がある。

高崎市中心市街地活性化協議会 規約

(設置)

第1条 高崎商工会議所及び一般財団法人 高崎市都市整備公社(以下「設置者」という。)は、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、高崎市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第3条 協議会は、法第9条第1項の規定により高崎市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画(以下「基本計画」という。)並びに内閣総理大臣の認定を受けた基本計画(以下「認定基本計画」という。)及びその実施に関し必要な事項について協議し、高崎市中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) その他中心市街地の活性化に関すること

(構成員、委員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成し、委員は、その役・職員の中から設置者が委嘱する。

- (1) 高崎商工会議所
- (2) 一般財団法人高崎市都市整備公社
- (3) 高崎市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号の規定に該当する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
 - 2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。
 - 3 前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。
 - 4 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、高崎商工会議所会頭をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、委員(代理を含む)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の運営に必要な事項は、高崎商工会議所が処理する。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

本規約は、平成19年12月18日から施行する。

■高崎市中心市街地活性化協議会の構成員

令和5年4月1日現在

(順不同・敬称略)

区分	構成員		所属団体 役職	委員名	備考
	根拠法令	団体名			
経済活力の 向上	法第15条第1項関係 (商工会議所)	高崎商工会議所	会頭	串田紀之	会長
			専務理事	石綿和夫	
			小売部会長	吉村修二	
都市機能の 増進	法第15条第1項関係 (中心市街地整備推進機 構)	一財)高崎市都市整備 公社	専務理事	新井俊光	副会長
市街地の整 備改善	法第15条第4項関係 (市等)	高崎市	商工観光部長	福島貴希	
			都市整備部長	清水博幸	
商業活性化	法第15条第4項関係 (商業者)	高崎商店街連盟	代表幹事	友光勇一	
		(株)スズラン高崎店	執行役員店長	高橋英二	
		(株)高崎高島屋	代表取締役社長	桜庭周清	
公共交通機 関の利便増 進	法第15条第4項関係 (交通事業者)	東日本旅客鉄道(株)	執行役員 高崎支社長	南沢千春	
関係行政機 関	法第15条第7項関係 (治安・防災)	高崎警察署	署長	手島英之	
	法第15条第7項関係 (関係行政機関)	群馬県産業経済部産 業政策課	課長	上山英人	
地域経済代 表	法第15条第8項関係 (地域経済)	高崎信用金庫	理事長	片山政明	
地域メディア	法第15条第8項関係 (地域メディア)	(株)ラジオ高崎	代表取締役社長	大山駿作	
観光	法第15条第8項関係 (観光)	一社)高崎観光協会	会長	安藤震太郎	

※法第15条第1項: 中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者及び経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者

※法第15条第4項: 基本計画で定められた事業を実施しようとする者、認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者、当該市町村

※法第15条第7項: 関係行政機関等、必要があると認める者

※法第15条第8項: 必要な協力を求めることができる者

(3) 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

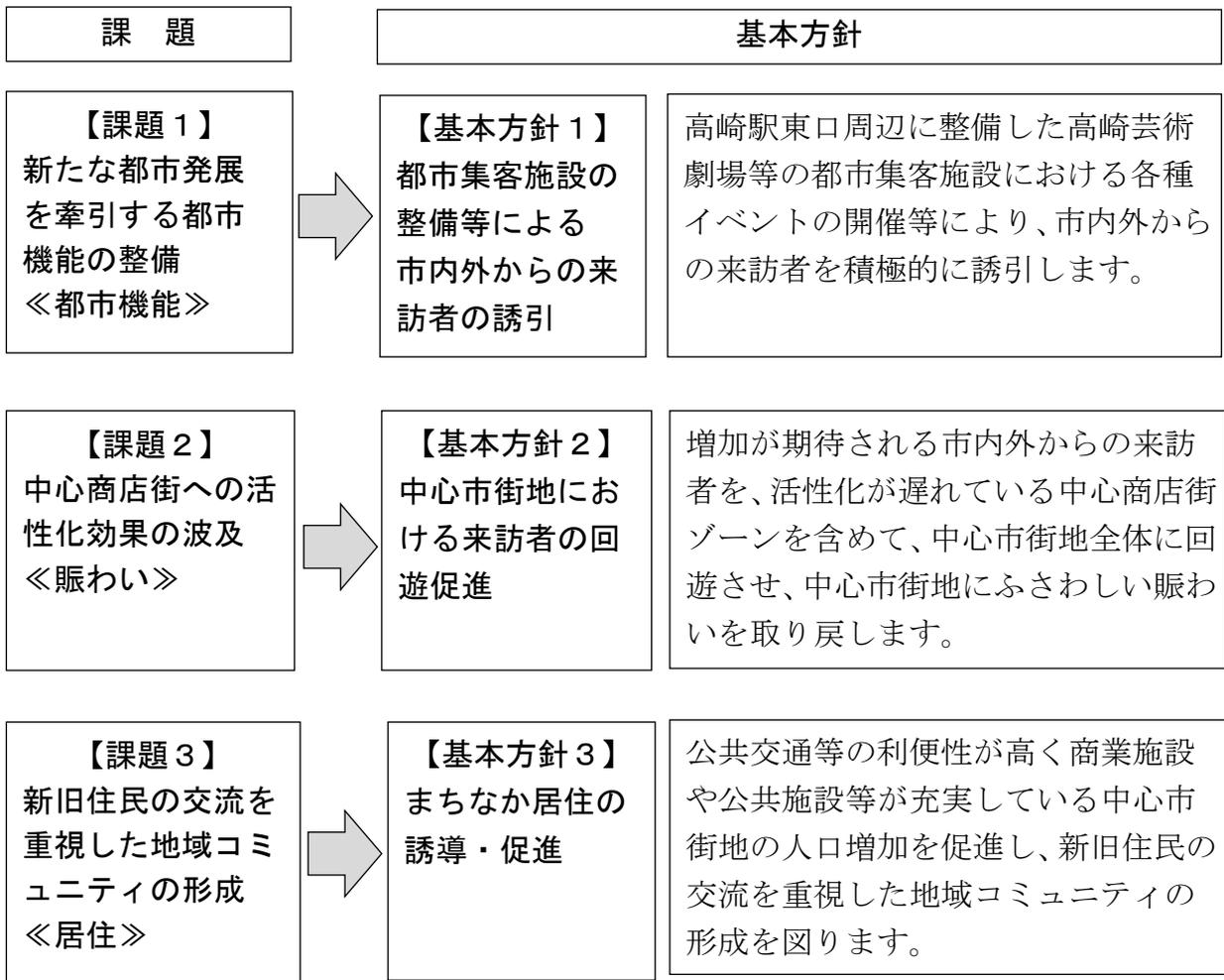
① 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

第2期基本計画の進捗状況と目標達成状況（P.26～27）や地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析（P.5～23）、さらに、市民ニーズの把握（P.24～25）を踏まえて、第3期基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進を次のように展開します。

第2期基本計画で位置づけた事業は概ね実施することが出来、この結果、高崎駅周辺では賑わいの創出が図られました。一方、中心商店街では、歩行者・自転車通行量が伸び悩んでおり、引き続き活性化に向けた取り組みを進める必要があります。

このような状況を受けて、第3期基本計画では、高崎駅東口周辺に整備された高崎芸術劇場やGメッセ群馬のほか、今後整備予定の高崎駅東口栄町地区再開発ビル等の都市集客施設のハード事業が先導し、その事業効果をソフト事業で中心市街地全体に波及させるという戦略方針の下、以下の3つの基本方針に沿って、多様な施策を積極的に展開します。

■基本的な方針（再掲）



②様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

中心市街地を活力あるまちに育てていくため、行政、事業者、関係機関が中心となり、継続と安定した都市基盤の整備を行うとともに事業者は魅力ある店づくりを行い、まちなか居住者や来訪者とのコミュニティの形成に繋がります。

さらに、中心市街地の新たな発見や、まちを育てる過程に多くの市民に参加してもらうため、NPOなどの団体のネットワークやノウハウを活用した市民ニーズの把握を図りながら、本市の特色を活かした中心市街地づくりに官民が連携して一体的に取り組むこととします。

中心市街地では、大型店と周辺商店街の活性化を目的とした「高崎商都博覧会」や、地元事業者・行政・まちづくり団体の連携による「高崎えびす講市」など、様々なまつりやイベントが継続して行われています。

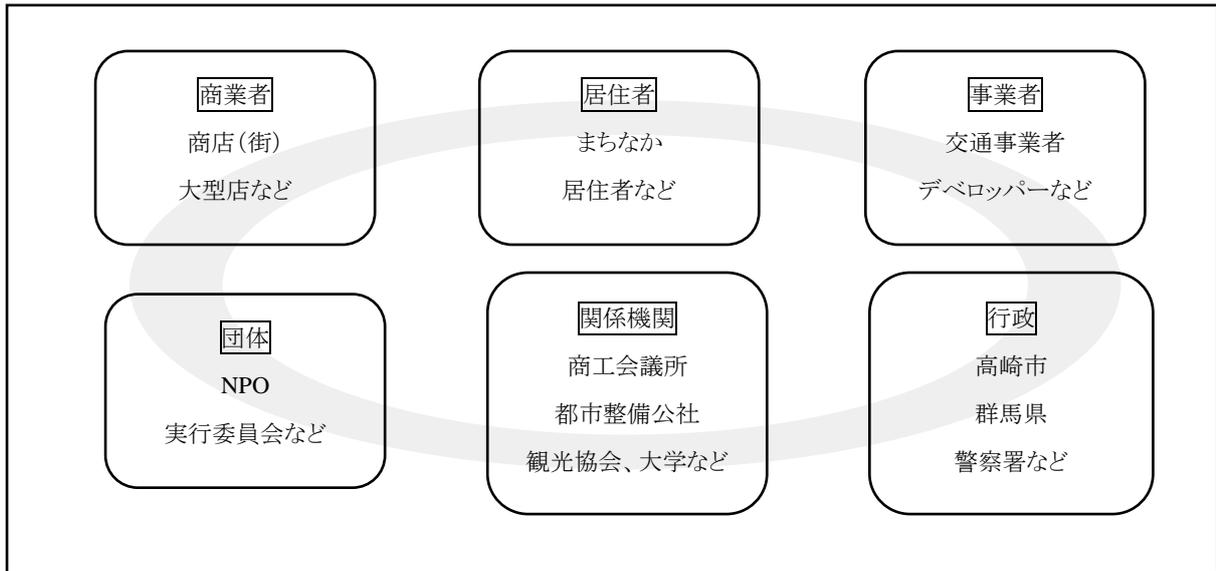
また、大雪で一部が崩落し、平成29年にリニューアルオープンした中央銀座アーケード街では、行政と地元商店街等が連携して新規出店者の誘致やイベント開催など、新たな賑わいの拠点づくりに取り組んでいます。

そのほか、平成25年6月に地元事業者・行政・まちづくり団体等の連携により復活した高崎文化の象徴である喫茶「あすなろ」は、高崎経済大学との連携のもと、学生を主体としたまちなか教育活動センター（あすなろ）運営事業として継続的に実施されています。

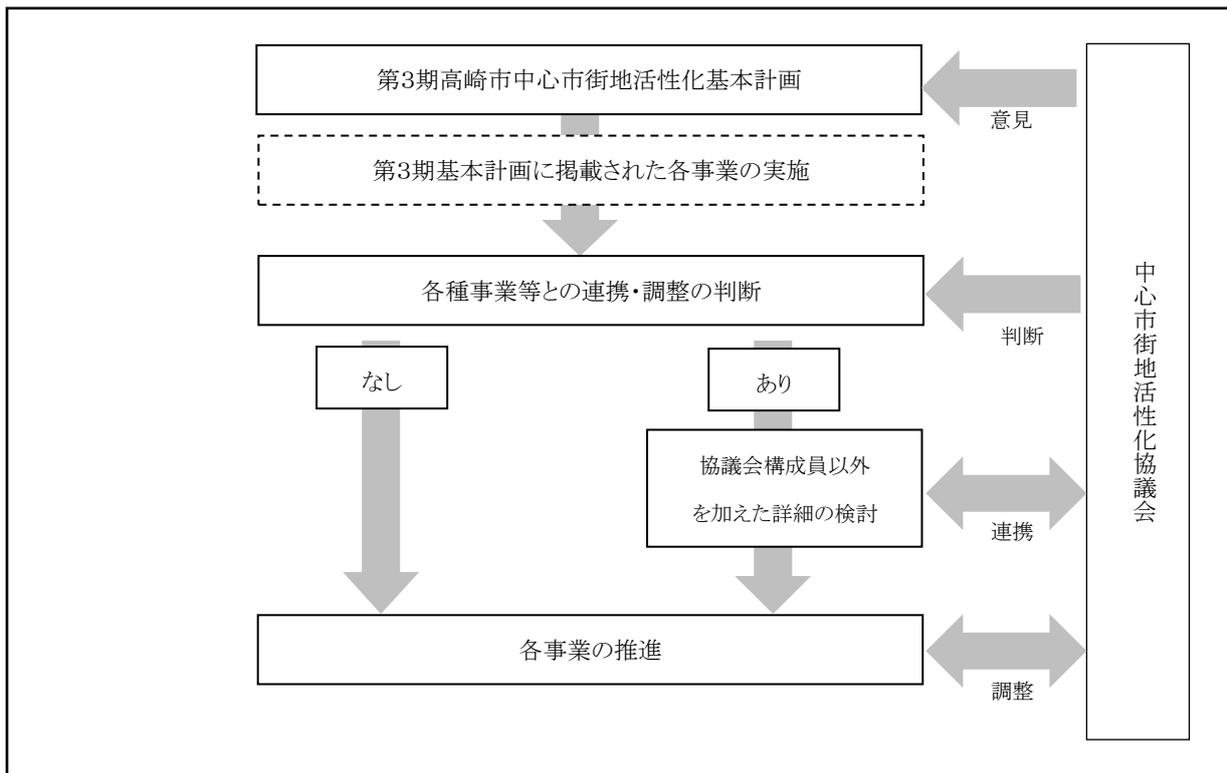
さらに、第2期基本計画を1年延長する際に追加した「北関東合同ライブ」（第3期基本計画掲載事業名は「ストリートライブ in 高崎 どこもかしこも」）など、新たなイベントが関係団体の連携により数多く実施されています。

今後も、中心市街地の賑わいづくりに加えて、社会問題化している空き家対策や地域ブランドの開発、地域づくりを担う人材育成等の取組みを官民一体となって進めていきます。

■地域ぐるみの取り組み体制



■中心市街地活性化協議会を中心とした事業・措置の一体的推進の流れ



10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

(1) 都市機能の集積の促進の考え方

本市は、約 460 k m²の市域を持つ、人口約 37.3 万人の中核市であり、関東平野に形成される市街地から自然豊かな農山村まで、バランスの取れた都市構造となっています。

高崎市第6次総合計画では、都市づくりの基本戦略として「高崎駅を拠点とした発展」を掲げ、以下のように、高崎発展の第一の拠点として、高崎駅周辺における都市機能集積の方針を示しています。

■高崎市第6次総合計画 都市づくりの基本戦略

高崎駅を拠点とした発展

高崎駅周辺の役割と機能を最大限に生かし、高崎発展の第一の拠点として、さらなる都市機能の集積を図ります。特に高崎駅周辺の商業地域では、マンションを建設しやすくするため、容積率を緩和する区域を指定する等、駅周辺の人口増を図り、公共交通機関を生かしたまちづくりを進めていきます。

多くの人々が集まり新しい都市文化や経済活動を生み出すような、にぎわいと躍動感あふれるまちづくりを推進します。

(2) 都市計画手法の活用

本市では、都市機能の維持、住環境の保護、商・工業等の利便性の増進、美観・風致の維持、適正な都市環境を保持するために、用途地域、特別用途地区、高度利用地区、地区計画、市街地再開発促進区域等を定めており、適正な土地利用の誘導を図っています。

中心市街地については、都市機能の立地誘導を図るため、全域（180ha）の80.6%に相当する145haを商業地域に指定しています。

【用途地域の指定状況】

用途名	高崎都市計画区域(A)	中心市街地(B)	構成比(B/A)
第一種低層住居専用	613ha	—	—
第二種低層住居専用	—	—	—
第一種中高層住居専用	944ha	—	—
第二種中高層住居専用	304ha	—	—
第一種住居	1,310ha	2ha	0.2%
第二種住居	175ha	19ha	10.9%
準住居	63ha	—	—
田園住居	—	—	—
近隣商業	212ha	6ha	2.8%
商業	345ha	145ha	42.0%
準工業	596ha	—	—
工業	343ha	8ha	2.3%
工業専用	291ha	—	—
合計	5,196ha	180ha	3.5%

(資料：高崎市都市計画課)

【準工業地域における特別用途地区の指定】

高崎都市計画区域では、596ha（令和元年8月23日現在）の地域が準工業地域に指定されていますが、中心市街地に多様な都市機能が集積した集約型都市構造への誘導に向けて、平成20年5月16日、全ての準工業地域を対象に、10,000㎡以上の大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の都市計画決定を行い、「高崎市特別用途地区建築条例」を施行しています。

また、平成21年6月の吉井町の合併後に条例を改正し、全ての都市計画区域に対応しています。

【群馬県が行う広域調整】

群馬県では、特定大規模建築物（大規模集客施設）の具体的な事業計画を基に都市計画の決定又は変更を行う場合、「群馬県が行う広域調整に関する指針（平成24年3月30日改定 群馬県都市計画課）」に基づき、関係市町村（隣接市町村等）に対し意見を求める等、広域調整を行っています。

特別用途地区等の都市計画制度を活用しない場合、用途地域では、近隣商業地域・商業地域・準工業地域が該当します。

【高度利用地区の指定】

本市では、公共交通等の利便性が高く商業施設や公共施設等が充実している中心市街地の人口増加を図るため、居住の受け皿となるマンションの建設を促進する施策として、平成31年1月1日、従来の建築規制を緩和し、土地の有効活用や建物の高層化を誘導するため高度利用地区を積極的に指定する制度を創設しました。

■制度の概要

1. 建設事業者の申出に応じて、高崎市が積極的に高度利用地区を指定します。
2. 中心市街地の商業地で指定する基準容積率（400%又は600%）の緩和や、建築基準法の許可を取得することで道路斜線制限の適用除外が受けられるなど、規制の枠を広げ建てられる集合住宅等の大規模化を可能とします。

■沿革

平成31年1月1日 施行（約203ha）

令和元年8月23日 用途地域変更に伴う集合住宅等立地促進区域の拡大（約208ha）

この制度の創設により、子育て世代の増加も期待できることから少子化問題の解消や、地域コミュニティの維持に繋がるものと考えています。

【地区計画】

町丁や街区、あるいは共通した特徴を持つ地域においては、土地や建物の所有者などの住民が主役となって、話し合い、検討を重ねてその地区の実情に応じた地区計画を定め、良好な環境の整備や保全を行うことができます。

本市では、中心市街地においても、良好な環境の整備や保全に向けて、次の8地区で地区計画を定め、用途制限、形態意匠等の建築物等の規制などを行っています。

■地区計画の指定状況

番号	地区名	計画決定 年月日	区域面積	建築条例 施行年月日	建築物等の規制など
1	旭町地区	H 4. 8.28	約 1.8ha	H 4.12. 1	敷地面積
2	都心東地区	H 7. 1.20	約 2.5ha	H 7. 4. 1	用途制限、建ぺい率、容積率、壁面位置、形態意匠、垣柵 再開発促進区
3	鞆町周辺地区	H13.11.12	約 4.0ha	H14. 1. 1	用途制限、形態意匠
4	高崎駅イースト サイト地区	H18.10.19	約 29.7ha	H18.10.19	用途制限、建ぺい率、容積率、建築面積、形態意匠、垣柵 高度利用地区計画
5	高崎城址地区	H19. 4. 1	約 30.6ha	H19. 4. 1	用途制限、建ぺい率、敷地面積、壁面位置、形態意匠、垣柵
6	高崎駅西口周 辺地区	H19. 6. 1	約 32.6ha	H19. 6. 1	用途制限、形態意匠
7	高崎駅地区	H26.10.31	約 11.3ha	H26.12.22	用途制限、形態意匠
8	たかさき国際 交流拠点地区	H29.5.12	約 11.2ha	H29.7.5	用途制限、壁面位置、形態意匠、垣柵 開発整備促進区(10.2ha)

【市街地再開発促進区域】

民間による再開発の気運が盛り上がっているものの、直ちに事業に着手するに至らない区域を都市計画において「市街地再開発促進区域」として定め、民間による再開発を促進すべく、その区域内における再開発に対して市が技術指導及び助成を行っています。

これまで指定した 9 地区は全て中心市街地の区域内であり、このうち 8 地区が事業完了、1 地区が事業中です。

■市街地再開発促進区域の指定状況

番号	地区名	面積	計画決定 年月日	事業の状況
1	中部名店街 B1	0.1ha	S54. 3.20	完了
2	高崎駅東口第一地区	0.3ha	S56.12.25	完了
3	高崎駅東口第二地区	0.4ha	S62. 4. 1	完了
4	城址地区	0.3ha	H 元.12.27	完了
5	高崎駅東口第三地区	0.5ha	H 3. 6.28	完了
6	高崎駅東口第四地区	0.6ha	H 6.11.10	完了
7	高崎駅西口旭町西地区	0.2ha	H 7. 5.15	完了
8	高崎駅西口北第一地区	0.6ha	H11. 8.24	完了
9	高崎駅東口第九地区	0.4ha	H28.12.15	事業中

(3) 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

【行政機関、都市福利施設の立地並びに移転の状況】

中心市街地には、高崎アリーナ、高崎芸術劇場、群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、シンフォニーホール、美術館、タワー美術館、Gメッセ群馬などの文化スポーツ施設や、市役所、高崎駅市民サービスセンター（パスポートセンター併設）、総合保健センター・中央図書館、国立病院機構高崎総合医療センター、高崎郵便局、裁判所（支部）などの多くの公共公益施設があります。

■主な公共公益施設

施設名	所在地	延べ床面積(m ²)
市役所	高松町	44,774
高崎アリーナ	下和田町	26,266
高崎芸術劇場	栄町	27,204
群馬音楽センター	高松町	5,936
高崎シティギャラリー	高松町	5,313
シンフォニーホール	高松町	1,363
美術館	八島町	971
タワー美術館	栄町	2,252
Gメッセ群馬	岩押町	32,724
総合保健センター・中央図書館	高松町	32,392
国立病院機構高崎総合医療センター	高松町	33,561
高崎郵便局	高松町	18,036

【大規模小売店舗の立地状況等】

市内及び周辺における大規模小売店舗の立地状況はP. 14～15のとおりであり、店舗面積 20,000 m²を超えるヤマダ電機（LABI1 高崎）が高崎駅東口に立地しています。

また、中心市街地の周辺では群馬地域に店舗面積 40,000 m²を超える「イオンモール高崎」が立地しています。

さらに本市と隣接する前橋市には、前橋駅南側に店舗面積 30,000 m²を超える「けやきウォーク前橋」が、北関東自動車道前橋南 IC 周辺に「パワーモール前橋みなみ」が立地しています。

【空き家等の適正管理や有効活用等】

居住や都市機能を集積するコンパクトなまちづくりの実現に大きな障害となる都市のスポンジ化を防ぐため、総合的な空き家対策事業として、空き家を管理、解体、活用する際の費用の一部を助成するほか、まちなか商店リニューアル助成事業により、既存の店舗だけでなく、空き店舗を改修する際の費用の助成も行うなどの取り組みを継続していきます。

(4) 都市機能の集積のための事業等

4から8に掲載した事業のうち、都市機能の集積に特に資する事業は、次のとおりです。

■都市機能の集積に資する事業

分類	事業名	事業概要
市街地の整備改善	高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業	高崎駅東口周辺に店舗、オフィスなどで構成する複合施設を整備する事業であり、隣接する高崎芸術劇場と一体で、中心市街地の新たな賑わい拠点を形成する効果が期待される。
	再開発と一体となったまちづくり検討業務	高崎駅東口栄町地区の再開発ビルの市権利床を活用して、子ども図書館やキッズスペース、ギャラリー等を整備する事業であり、中心市街地における多世代の市民の来訪や交流を促進する効果が期待される。
	高崎駅東口第九地区市街地再開発事業	共同住宅、駐車場等の整備と、高崎駅東口と当該地区を接続するペDESTリアンデッキを整備する事業であり、高崎駅東口周辺における居住人口の増加と駐車場不足の解消を図るとともに、歩行者の回遊性の向上を図る効果が期待される。
都市福利施設の整備	再開発と一体となったまちづくり検討業務 ※再掲	上記と同じ
居住環境の整備	高崎駅東口第九地区市街地再開発事業 ※再掲	上記と同じ
商業の活性化	高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業 ※再掲	上記と同じ
一体的推進	市内循環バス「ぐるりん」都心循環線運行事業	中心市街地に来街する市民などがエリア内を回遊し、長く滞在させることを目的とした「都心循環線」を運行する事業であり、中心市街地内の商業施設や公共施設の利用促進を図る効果が期待される。

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

(1) 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

第3期基本計画では戦略方針の1つ目として、交流人口を増やすために、電車など公共交通機関を利用して本市を訪れる人が、高崎駅から歩いて行けるエリアで買い物や宿泊、親子の時間などを楽しめるよう、「高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業」、「再開発と一体となったまちづくり検討業務」等を実施し、都市集客施設の整備・活用を積極的に推進します。

2つ目に、まちなか居住の誘導・促進を図るために、高度利用地区の指定や容積率の緩和などの制度化により高層マンション等の建設を促進する「高崎市居住誘導策」などを積極的に推進します。

3つ目に、まちなかの魅力向上のため、第2期基本計画期間中、多くの店舗等が活用して個店の魅力アップにつながった「高崎市まちなか商店リニューアル助成事業」などについて、より効果的に支援できるよう、継続して推進します。

4つ目に、中心市街地の回遊性を高めるため、「高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業」の実施を踏まえ、交通弱者や雨天時にも配慮し、駅周辺からその周りの商店街まで、乗り降り自由、無料で利用できる「お店ぐるりんタクシー運行事業」などを、積極的に推進し、中心市街地の活力と賑わいを区域全体に波及させます。

(2) 都市計画等との調和

本市のまちづくりにおける関連計画の概要は次のとおりで、第3期基本計画におけるまちづくりの方向性と調和・整合しています。

<1>高崎市第6次総合計画（2018年度～2027年度）

■都市づくりの基本戦略

～高崎駅を拠点とした発展～

高崎駅周辺の役割と機能を最大限に生かし、高崎発展の第一の拠点として、さらなる都市機能の集積を図ります。特に高崎駅周辺の商業地域では、マンションを建設しやすくするため、容積率を緩和する区域を指定する等、駅周辺の人口増を図り、公共交通機関を生かしたまちづくりを進めていきます。

多くの人々が集まり新しい都市文化や経済活動を生み出すような、にぎわいと躍動感あふれるまちづくりを推進します。

■高崎地域の振興の方向

～総合的な都市機能が集積する拠点ゾーン～

高崎駅を中心とした都市基盤の整備、特に、駅東西の大型商業施設、高崎アリーナ、高崎芸術劇場及びパブリックゾーンを備えた複合施設の整備による、新しい都市機能の集積、さらには群馬県が整備するGメッセ群馬との連携により、交流圏の拡大及び交流人口の増加を図ります。

■主要施策・都市機能の充実

中心市街地においては、高崎駅東口に高崎芸術劇場を柱とした本市の経済文化活動の拠点となるような複合型の都市集客施設の整備を進めます。また、Gメッセ群馬の整備と連携・協力し、本市の集客機能の充実を図り、集客の相乗効果を経済の活性化につなげます。それと同時に、マンション建設を促進するため、高崎駅周辺の容積率を緩和する施策を進め、高崎市の人口増加にもつなげます。

< 2 > 高崎市都市計画マスタープラン（平成 23 年 3 月改訂）

■ 地域別構想と地区別構想（高崎地域都心地区）中心商業地

- ・ 都心地区の中心商業地は、商業・業務地として高度化を図るとともに、都心居住を推進し、賑わいと魅力ある中心市街地の形成を目指します。
- ・ 高崎駅周辺及び中心市街地では、土地区画整理事業、市街地再開発事業などを推進し、土地の有効活用を図ります。
- ・ 高崎駅東口周辺はコンベンション、ビジネス、ショッピング、居住などの都市機能の充実を図るため、商業・業務地の高度化を誘導し、快適で魅力ある拠点の形成を目指す土地利用を図ります。
- ・ 防火・準防火地域の指定などにより、地区の不燃化や耐火建築物の誘導を図ります。

< 3 > 高崎市立地適正化計画（令和 2 年 3 月公表）

■ 立地適正化計画の基本的な方向

都市づくりの方針

- ・ 高崎駅周辺の都心拠点について、既存商業業務機能や新たな大規模集客施設などの高次都市機能の集約強化、交流人口・集客人口の増加により、本市及び周辺都市を圏域とする広域拠点の形成を図る。

■ 都市機能誘導区域

拠点ごとの誘導施設の考え方 都心拠点

- ・ 都心拠点は、市域全体の発展を牽引する中核的エリアであるとともに、広域交流を実現する拠点としての役割を担うことから、市域全域及び近隣市町村を含む3次生活圈全体に便益を供するような高次都市機能の誘導を図ります。

高崎駅周辺地区（都心拠点）

- ・ 地区の特性

高崎駅周辺地区は、政治・経済・教育・文化などの総合的な都市機能が集積し、人・もの・情報などの活発な交流の場として、群馬県の中心的な役割を担っています。

- ・ 誘導区域の設定

都市計画マスタープランにおいては、おおむね高崎市役所周辺から高崎駅周辺を都心拠点として位置づけています。また、第3期中心市街地活性化基本計画においては、さらに駅東側の高崎芸術劇場やGメッセ群馬（高崎競馬場跡地）周辺までを計画区域としています。都市計画マスタープラン及び中心市街地活性化基本計画の区域を踏まえつつ、今後の土地利用における課題となり得る高崎市文化会館周辺や平面駐車場な

ども考慮して、都市機能誘導区域の範囲を設定します。

- ・拠点の形成

高崎駅を中心に大型商業施設、高崎アリーナ、高崎芸術劇場、Gメッセ群馬等の高次都市機能の集積により、交流圏の拡大、交流人口の増加を図るとともに、医療・金融・行政・福祉・子育てなどの生活利便機能の誘導も図ります。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合すること	意義及び目標に関する事項	「1. [6] 中心市街地の基本方針」、「3. 中心市街地活性化の目標」に記載のとおり、特長や魅力を生かした中心市街地の形成を目指している。
	認定の手続き	「9. (2) 中心市街地活性化協議会に関する事項」に記載のとおり、本基本計画の内容については、法第15条に基づく中心市街地活性化協議会との協議を行った。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載のとおり、法第2条に基づく中心市街地の3つの要件に適合している。
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載のとおり、市の推進体制の整備、中心市街地活性化協議会との協議、事業及び措置の集中実施への対応を十分に行っている。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載のとおり、中心市街地への都市機能の集積促進の明確な考え方のもとに、都市計画手法の活用、既存ストックの有効活用、必要な事業等の位置付け等を行っている。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化に資する事項」に記載のとおり、主要な事業に関しては、実践的・試行的活動に取り組んでおり、都市計画法やその他の法令に基づく種々計画との調和、整合を図っている。
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4から8に、「3. 中心市街地の活性化の目標」を達成するために必要な事業等を記載している。
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」と4から8までの事業等の関連性を、「3. (2) 目標指標の設定の考え方、(3) 数値目標の設定」の中で説明している。
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4から8に掲げた事業等に、具体的な事業主体を記載している。
	事業の実施スケジュールが明確であること	4から8に掲げた事業等に、令和6年度までに完了もしくは着手する具体的な実施時期を記載している。

高崎市中心市街地活性化基本計画
令和 2 年度～令和 6 年度
(2020 年度～2024 年度)

高崎市 商工観光部 産業政策課

電話 027-321-1111(代表)

〒370-8501

群馬県高崎市高松町 35 番地 1

ホームページ URL <http://www.city.takasaki.gunma.jp/>